

# 子ども・子育て新ステージプラン

福島市子ども・子育て支援事業計画2020



令和2年3月

福島市





## はじめに

市民の皆さまには、将来の地域社会の主人公である子どもたちを育む良好な環境整備に対しまして、温かいご支援とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、本市は、これまで、質の高い教育・保育や待機児童の解消など、総合的に子ども・子育て支援の充実を進めてまいりました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く環境が変化し続けています。

このような中、変化する社会情勢を捉え、本市の実情に応じた子ども・子育て支援の総合的な取り組みを一層推進するために、「子ども・子育て新ステージプラン」を策定いたしました。

本計画では、「子どもたちの笑顔あふれる未来のために 子ども・子育て新ステージ ふくしま」を基本理念とし、「待機児童対策推進パッケージ」により、待機児童の解消に取り組みつつ、既存施策を見直しながら喫緊に求められる新たな施策を「子ども・子育て新ステージ2020推進事業」として盛り込んでいます。

「市民」、「家庭」、そして子育て推進パートナーである「地域」「幼稚園・保育所・認定こども園・学校・放課後児童クラブ」「事業者」と「福島市」が官民一体で、子ども・子育て支援の新ステージに向けた取り組みを進め、「子育てするなら福島市」と子育て世代が集まり、子育てを楽しんでいただけるよう計画を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました福島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員の皆さま、貴重なご意見を賜りました市民の皆さま、関係者の皆さまに心よりお礼申し上げます。

令和2年3月

福島市長 木幡 浩

# 目次

---

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の背景.....	2
第2節 計画策定の趣旨.....	3
第3節 計画の性格と役割.....	3
第4節 計画の期間.....	4
第5節 計画の対象.....	4
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く状況と課題</b> .....	<b>5</b>
第1節 統計からみる福島市の現状.....	6
第2節 市民からみる福島市の現状.....	16
第3節 福島市の主要課題.....	27
<b>第3章 基本理念と基本目標</b> .....	<b>29</b>
第1節 基本理念.....	30
第2節 基本目標.....	31
第3節 施策体系.....	32
<b>第4章 基本計画</b> .....	<b>33</b>
重点施策.....	36
基本目標1 安心して子育てできる環境をつくる.....	39
基本目標2 親子が健康でいきいきと生活できる環境をつくる.....	46
基本目標3 子どもが適切な支援を受けることができる環境をつくる.....	54
基本目標4 地域における子育てしやすい環境をつくる.....	66
子ども・子育て支援の新ステージへ.....	73
待機児童ゼロとその維持に向けて.....	75
<b>第5章 需要量の見込みとサービス提供量の確保</b> .....	<b>77</b>
第1節 需要量の見込みとサービス提供計画について.....	78
第2節 人口推計.....	78
第3節 教育・保育提供区域等.....	80
第4節 需要量の見込みとサービス提供体制の確保方策.....	82
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>95</b>
第1節 計画の広報.....	96
第2節 関係機関との連携と協働.....	96
第3節 計画の進行管理.....	97
第4節 福島市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会.....	98
第5節 広域的な連携の強化.....	98
<b>参考資料</b> .....	<b>99</b>

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

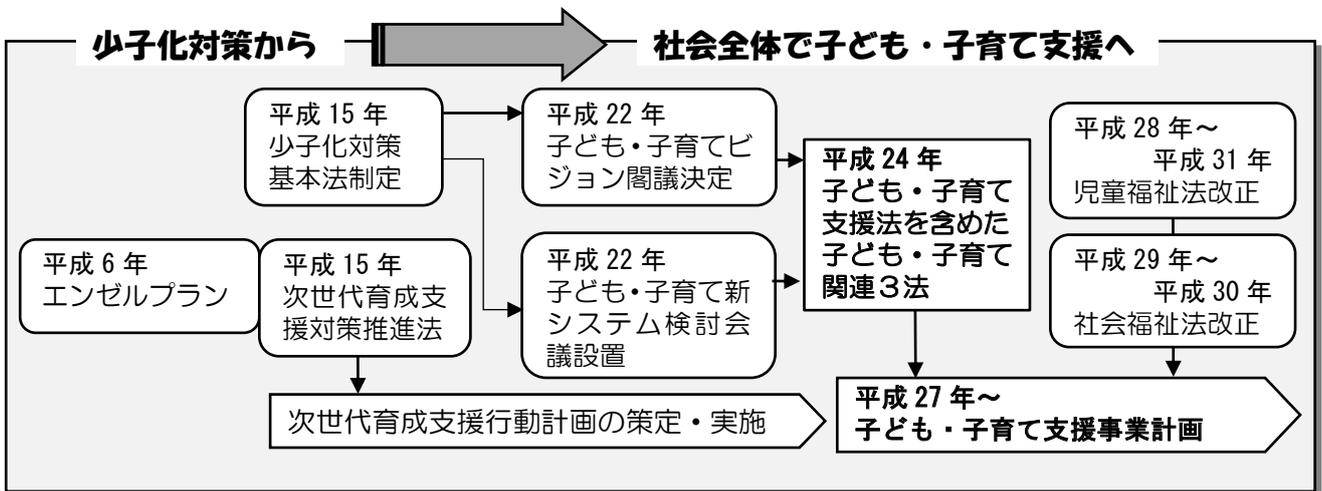
少子高齢化の急速な進行により、労働力人口の減少、経済規模の縮小、社会保障負担の増大、地域社会の活力低下など、社会経済全般にわたり深刻な影響が懸念されています。また、保護者の働き方や生活形態などが多様化しており、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化してきています。少子高齢化の進行を抑え、家庭環境の変化にともなう多様なニーズに応えるため、社会全体で子育てを支援していくことが必要となっています。

国においては、急速な少子化の進行や家庭環境の変化を踏まえ、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定、平成24年に子ども・子育て支援法を含めた「子ども・子育て関連3法」を制定し、待機児童対策などの子どもや子育て家庭への支援施策を展開してきました。

また、家庭環境の変化から児童虐待の問題も増加しており、子どもの権利が保障される環境づくりについて、社会全体が認識を新たにしなければならない状況となっています。これに対し、国は児童福祉法の改正を行い、平成28年には児童が権利の主体であることを改めて明確にしました。平成31年には親権者などによるしつけ名目の体罰禁止や児童相談所の体制強化を規定しています。

地域での助け合いなどの必要性の高まりから、国は社会福祉法の改正も行っており、平成29年には地域住民による支え合いと公的支援が連動する「地域共生社会」の実現について、平成30年には市町村地域福祉計画を個別の福祉計画の「上位計画」に位置づけることを規定しています。

国の取り組みの流れと子ども・子育て支援事業計画



## 第2節 計画策定の趣旨

本市は、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画「福島市新エンゼルプラン（次世代育成支援行動計画）」を策定し、平成17年度から平成26年度までの10年間、子ども自身に加え、市民、家庭、地域、事業所等地域を構成するすべての人を対象とし、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備等について、総合的かつ計画的に取り組んできました。

また、子ども・子育て支援法の基本指針に基づくとともに、「福島市新エンゼルプラン（次世代育成支援行動計画）」を継承した「福島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援の総合的な取り組みを進めてきました。

子どもと家庭を取り巻く環境が変化し続けるなか、これまで以上に、地域社会全体で子育てを支援することが求められています。

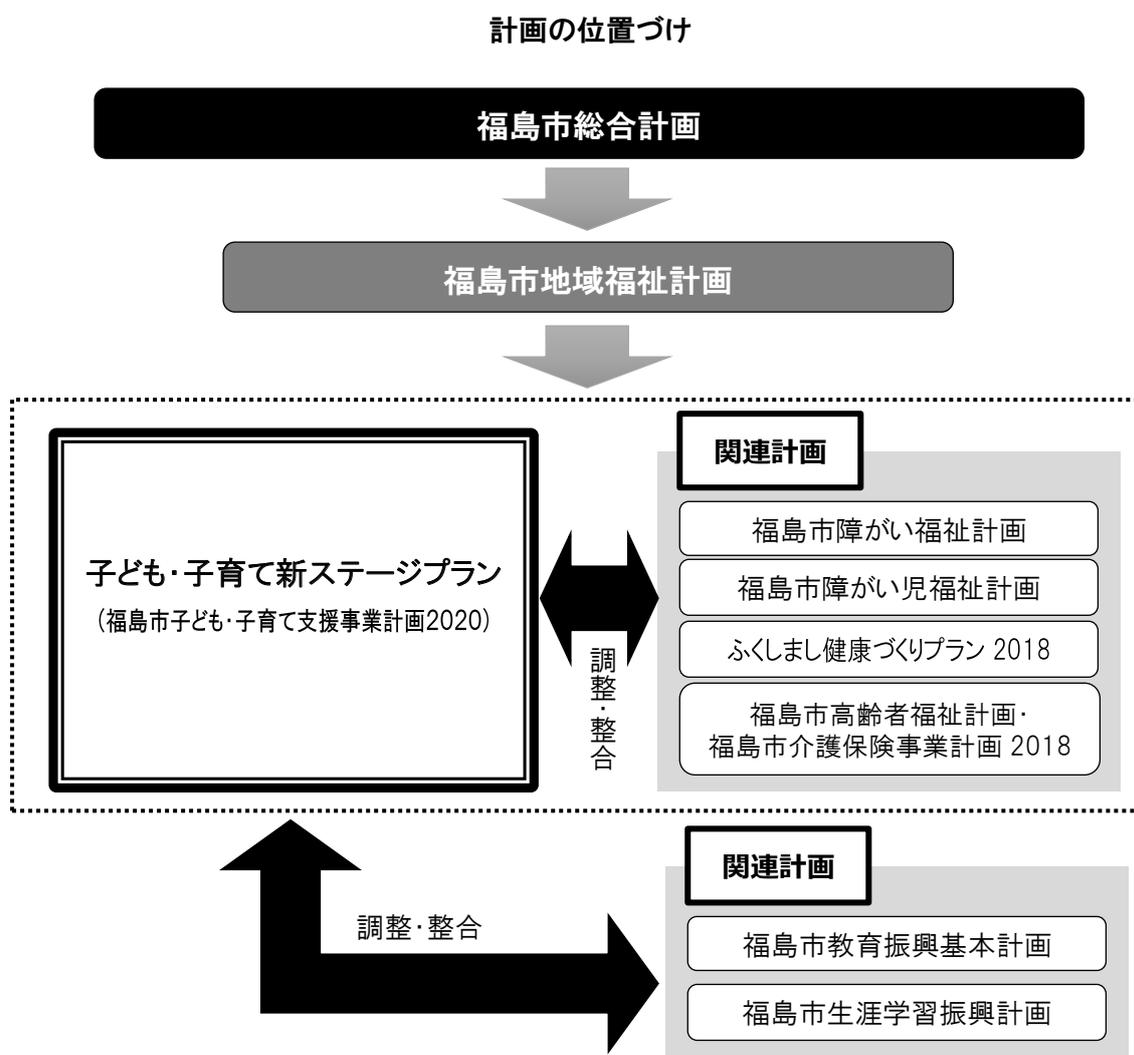
また、平成30年には本市は中核市に移行し、福祉に関する行政権限も拡充されており、今後、一層子育て支援のための施策を充実させていく必要があります。

本計画は、このような変化する社会情勢を捉え、本市の実情に応じた子ども・子育て支援の総合的な取り組みを一層推進するために策定するものです。

## 第3節 計画の性格と役割

本計画は、本市における子ども・子育て支援の総合的な指針であり、下記の性格と役割を持つものです。

- (1) 「子ども・子育て支援法」に基づき、子育て支援サービスに係る利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握した上での本市における教育・保育等の需要量の見込み、サービス提供計画
- (2) 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、少子化の背景にある子育てに関する不安や負担感を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望を持つことができるよう施策を盛り込んだ基本的かつ総合的な計画
- (3) 福島市総合計画を具体化する個別計画
- (4) 福島市地域福祉計画を具体化する個別福祉計画
- (5) 関連する計画との調整、整合を図り策定する計画



## 第4節 計画の期間

子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年を一期として策定するものとされており、本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

### 計画期間中における計画の見直し

なお、令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化による保育需要量の変化等の状況に應じるとともに、女性の就労の状況など、今後の社会情勢の変化に伴う子育て支援策のニーズに早急に対応するため、本計画は計画期間中において必要に応じ見直しを行います。

## 第5節 計画の対象

本計画は、生まれる前から乳幼児期、青少年期に至る概ね18歳までの子どもとその保護者に加え、地域社会を構成するすべての人を対象とします。

## **第2章 子ども・子育てを取り巻く状況と課題**

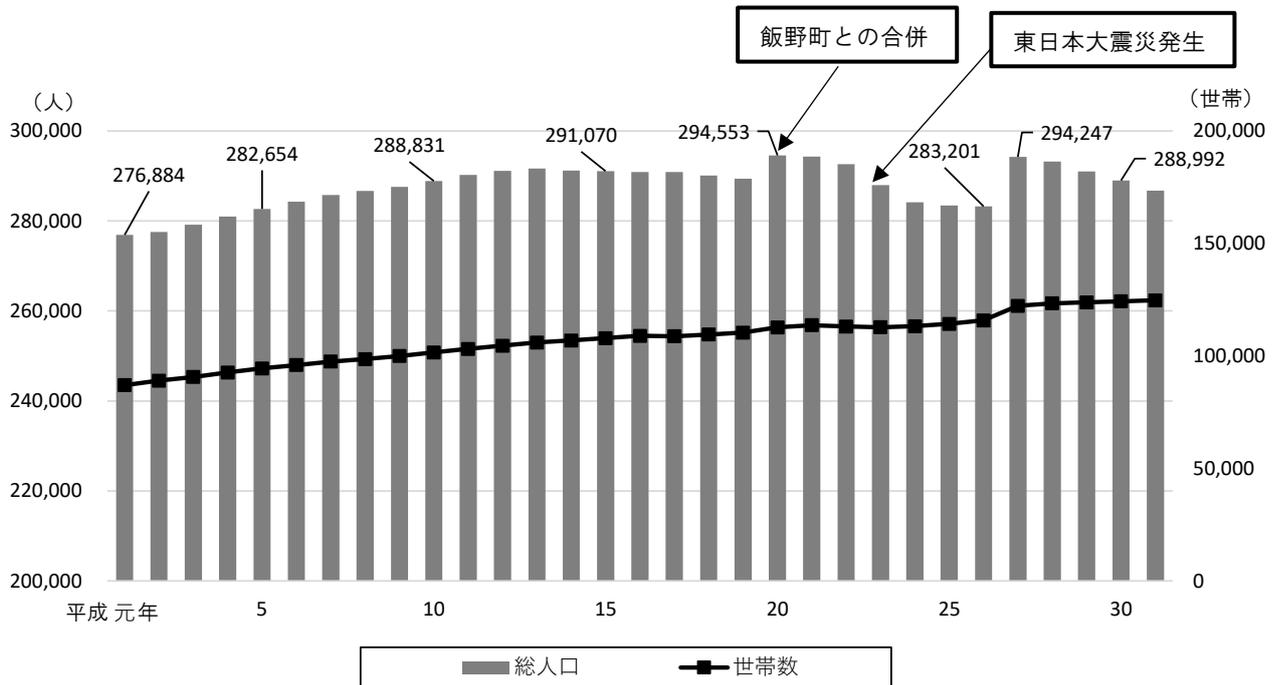
# 第1節 統計からみる福島市の現状

## 1. 人口・世帯数の現状

### (1)人口の推移

本市の人口は、平成元年に 276,884 人でありましたが、平成 17 年以降は減少傾向にあります。そのような中、平成 23 年の東日本大震災の影響により、平成 26 年には 283,201 人まで減少しました。その後、平成 27 年には 294,247 人となりましたが、以後減少傾向となっています。

【図 人口及び世帯数の推移】

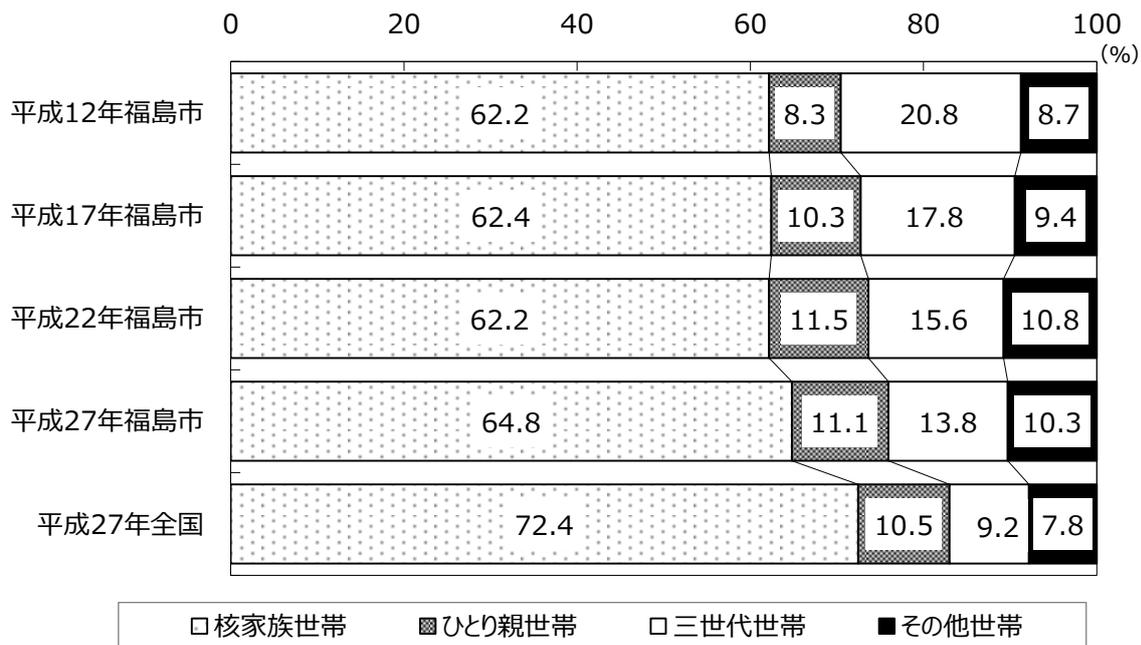


<資料:福島市推計人口、国勢調査>

### (2)子どものいる世帯数の推移

本市の子どものいる世帯の傾向は、平成 12 年に核家族世帯が 62.2%でありましたが、平成 27 年には、64.8%となっており、全国の割合よりは低いものの、核家族化が進んでいます。

【図 子どものいる世帯数の推移】



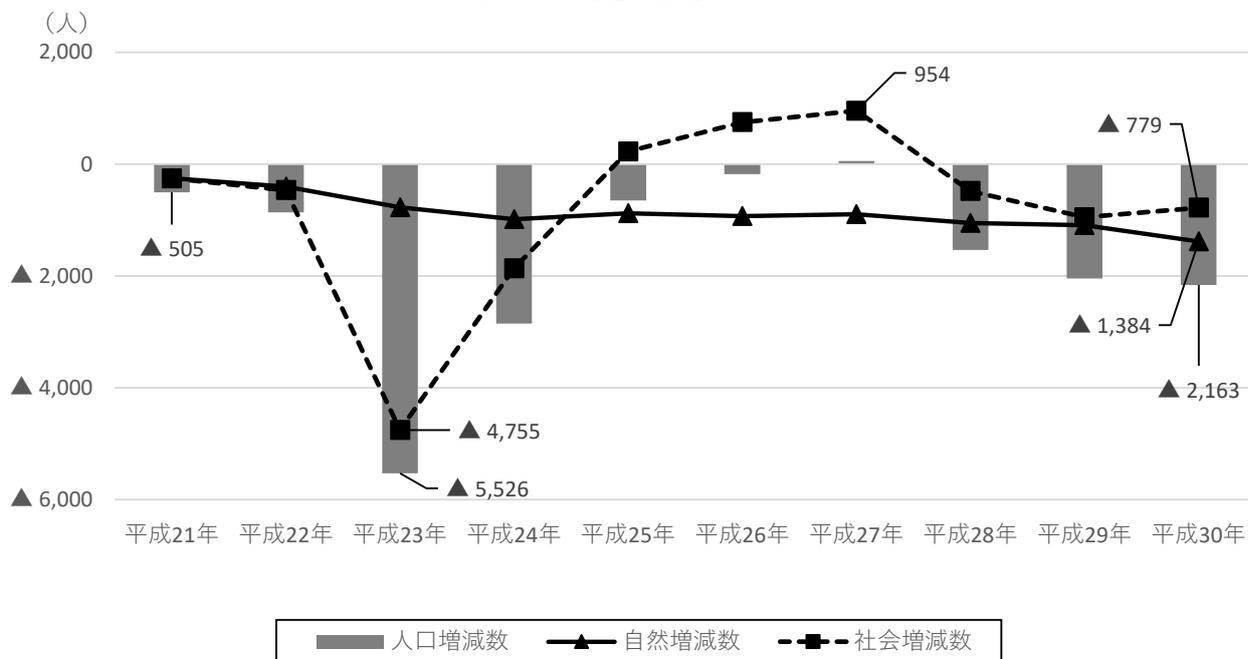
<資料:国勢調査>

### (3)人口動態

本市の人口動態は、出生数の減少により、自然減の傾向が強くなっています。

また、東日本大震災の影響により大きな社会増減がありました。平成27年以降、社会減が続いています。

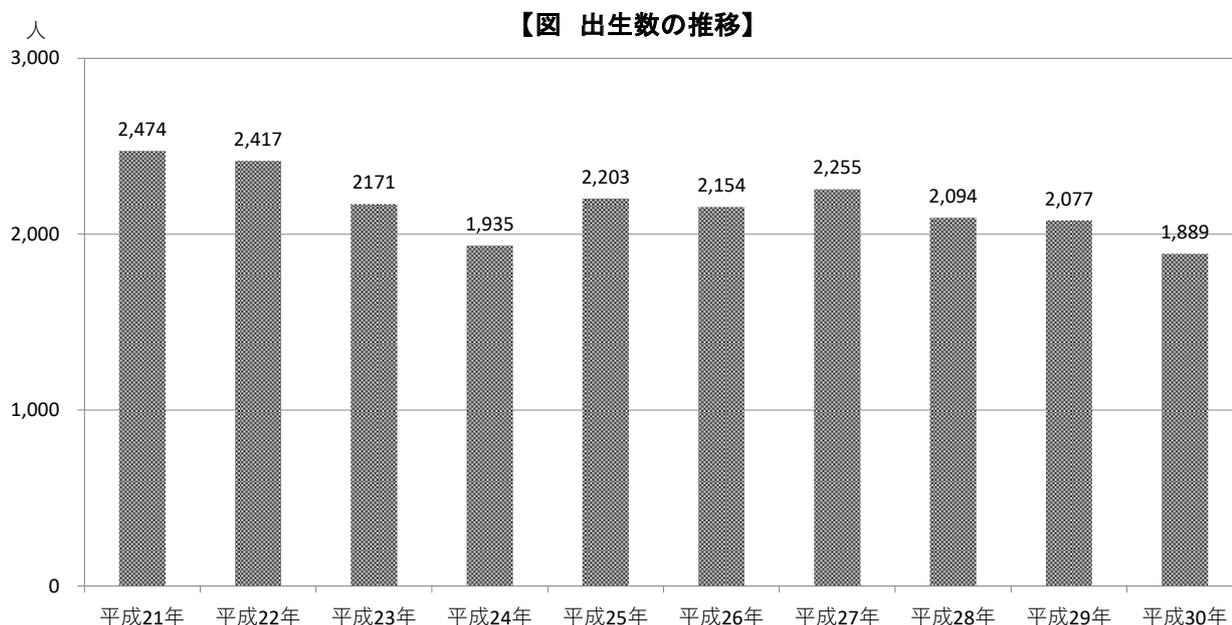
【図 人口動態の推移】



<資料:福島市の人口動態>

#### (4) 出生数の推移

本市の年間出生数は平成21年に2,474人でありましたが、その後、減少傾向にあり、平成30年は1,889人となっています。

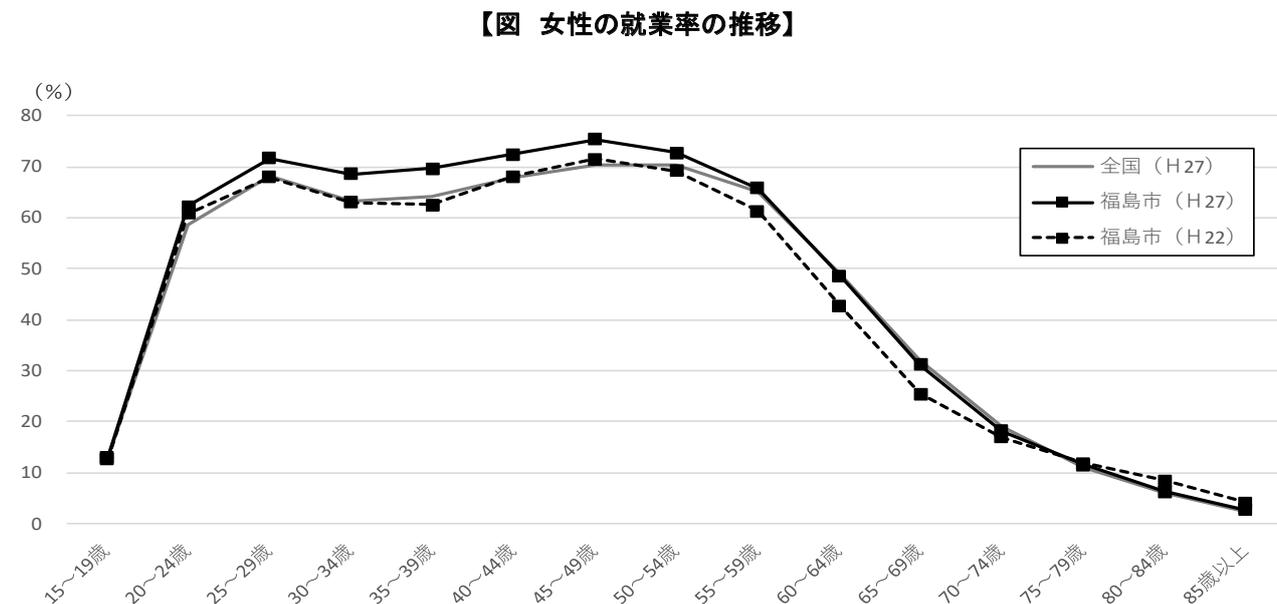


<資料:福島市の人口動態>

#### (5) 女性の就業率

本市の女性の就業率は、平成22年から平成27年にかけて上昇傾向にあります。また、平成27年の水準は、全国と比較しても高水準です。

また、本市の平成27年の年齢階級別女性就業者の割合をみると、全国の状況と同様に30歳代の比率が前後の世代に比べて低い「M字カーブ」となっており、出産、子育てにより離職し、その後再び就労する傾向がうかがえます。



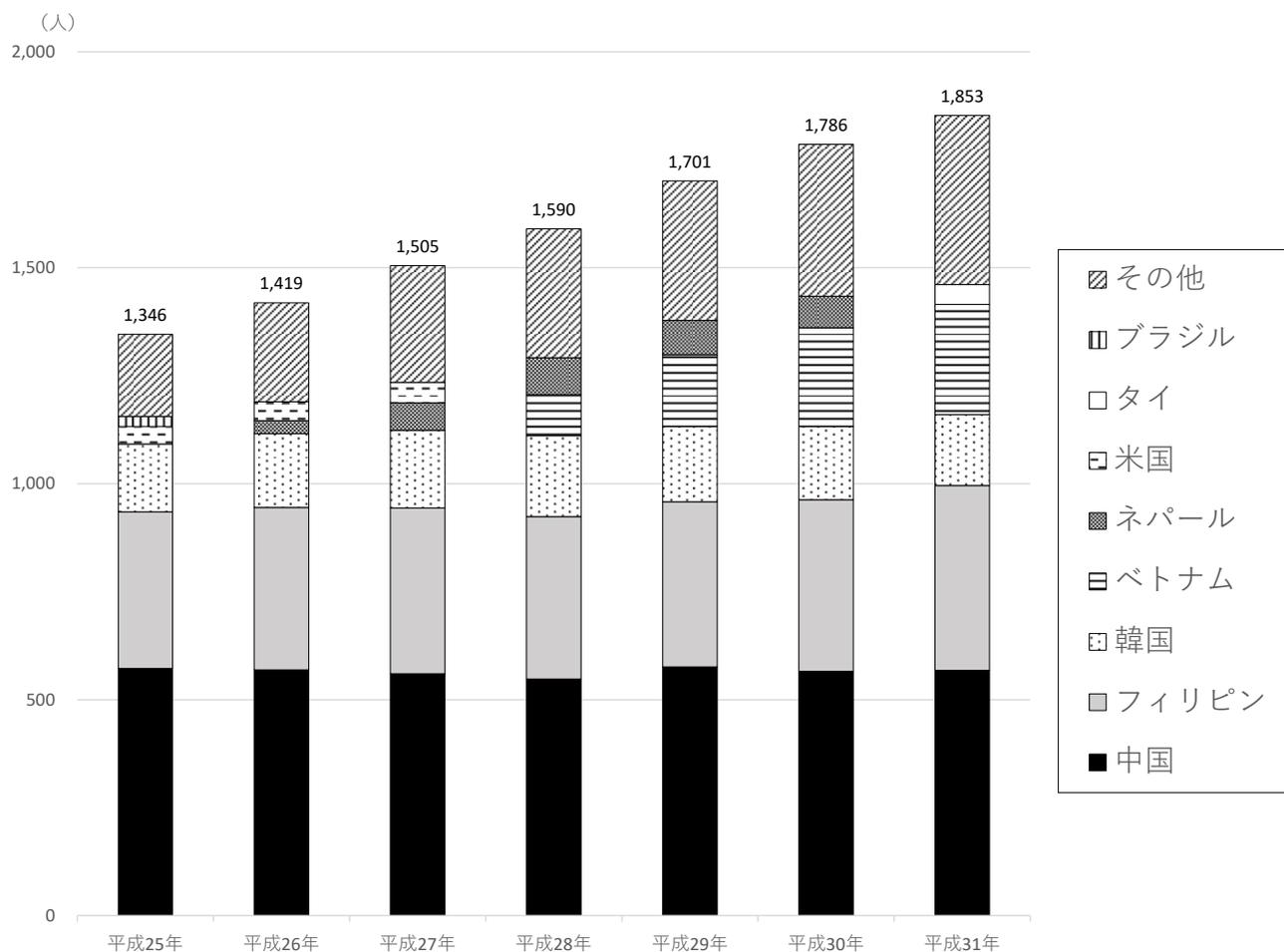
<資料:国勢調査>

## (6)外国人人口の推移

本市の外国人人口は、平成25年には1,346人でありましたが、年々増加し、平成31年には1,853人となっています。

国籍別では、全ての年度において中国が最も多く、次にフィリピンが多くなっています。また、近年、ベトナムが増加しています。

【図 外国人人口の推移】

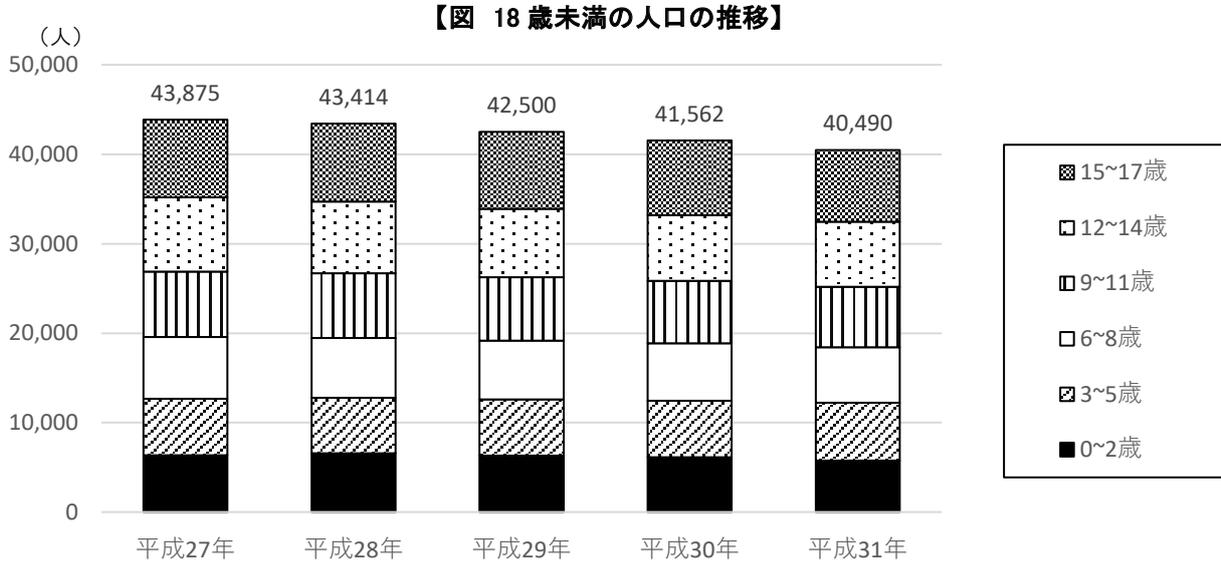


<資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)>

## 2. 子どもを取り巻く状況

### (1) 子どもの人口の推移

本市の18歳未満の人口は減少傾向にあり、平成31年には40,490人となっています。



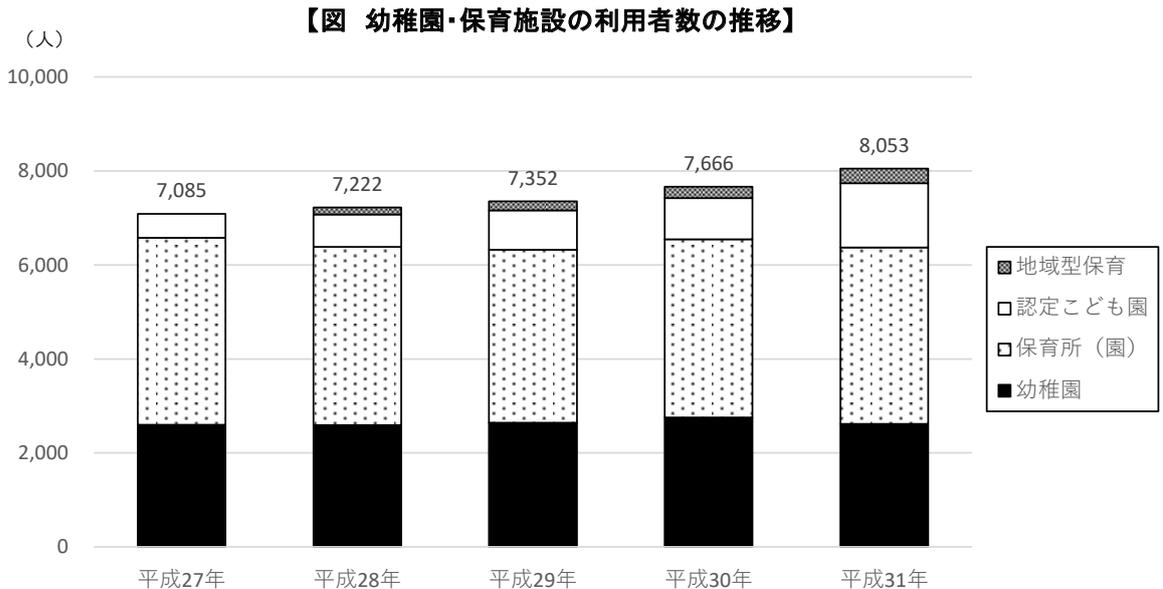
<資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)>

### (2) 幼稚園・保育施設の状況

#### 【利用者数の推移】

本市の幼稚園・保育施設の利用者数は、増加傾向にあります。

内訳では、地域型保育と認定こども園の利用者数が増加しています。



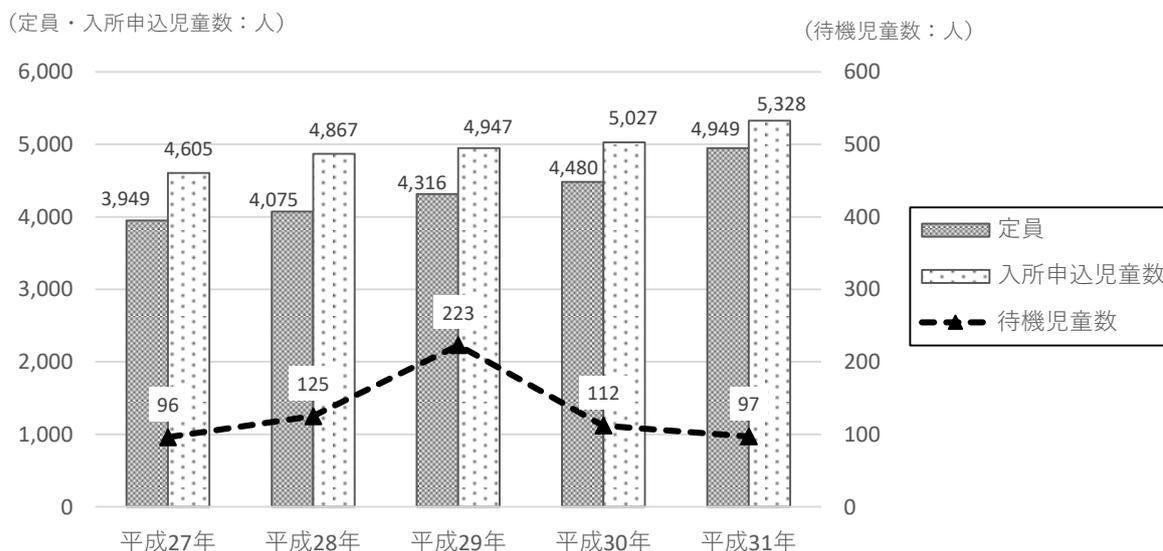
<資料:幼稚園・保育課(各年4月1日現在)>

### 【保育施設における入所申込児童数と待機児童数の推移】

本市の保育施設における入所申込児童数は、平成27年で4,605人でありましたが、年々増加し、平成31年には5,328人となっています。

一方、待機児童数は、平成29年が最も多く223人でしたが、平成30年に大幅に減少し、平成31年は97人となっています。

【図 保育施設における入所申込児童数及び待機児童数の推移】



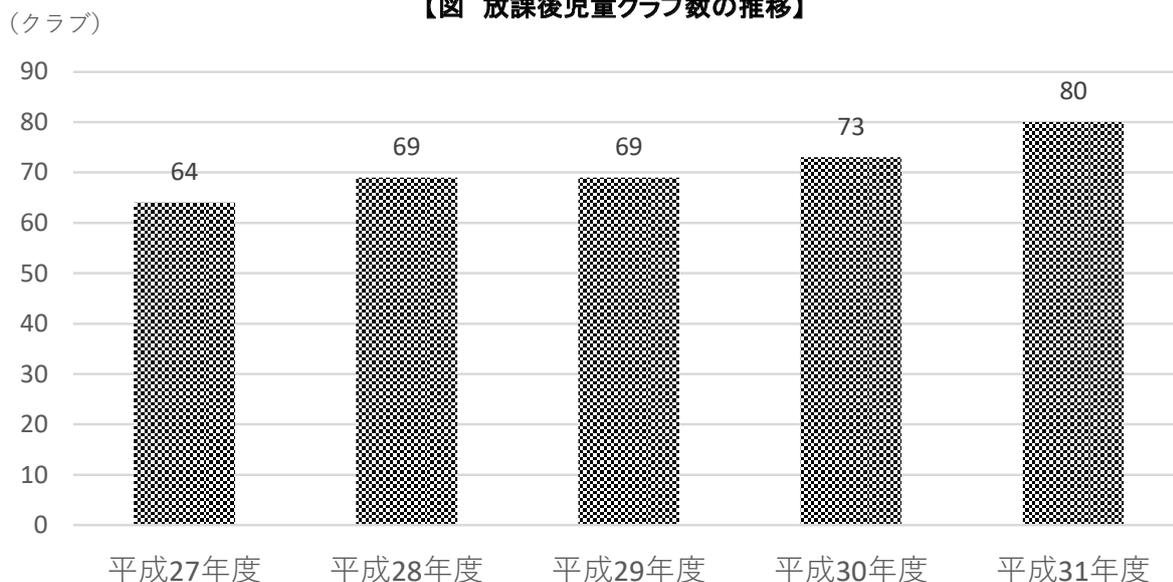
<資料: 幼稚園・保育課 (各年4月1日現在)>

### (3) 放課後児童クラブの推移

#### 【クラブ数の推移】

本市の放課後児童クラブ数は、平成27年度で64クラブでしたが、年々増加し、平成31年度には80クラブとなっています。

【図 放課後児童クラブ数の推移】



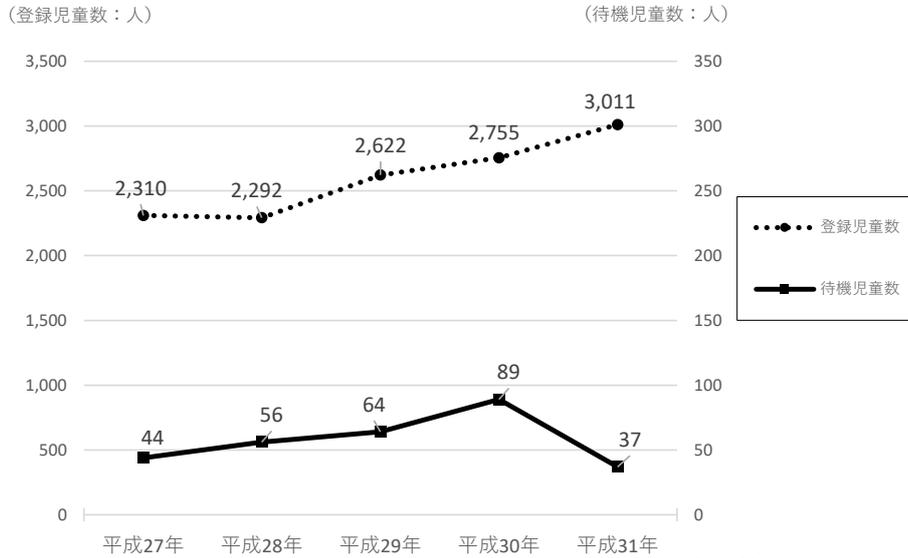
<資料: こども政策課>

【登録児童数と待機児童数の推移】

本市の放課後児童クラブの登録児童数は、平成27年で2,310人でありましたが、年々増加し、平成31年は3,011人となっています。

一方、待機児童数は、平成30年が最も多く89人となっていますが、平成31年には37人に減少しています。

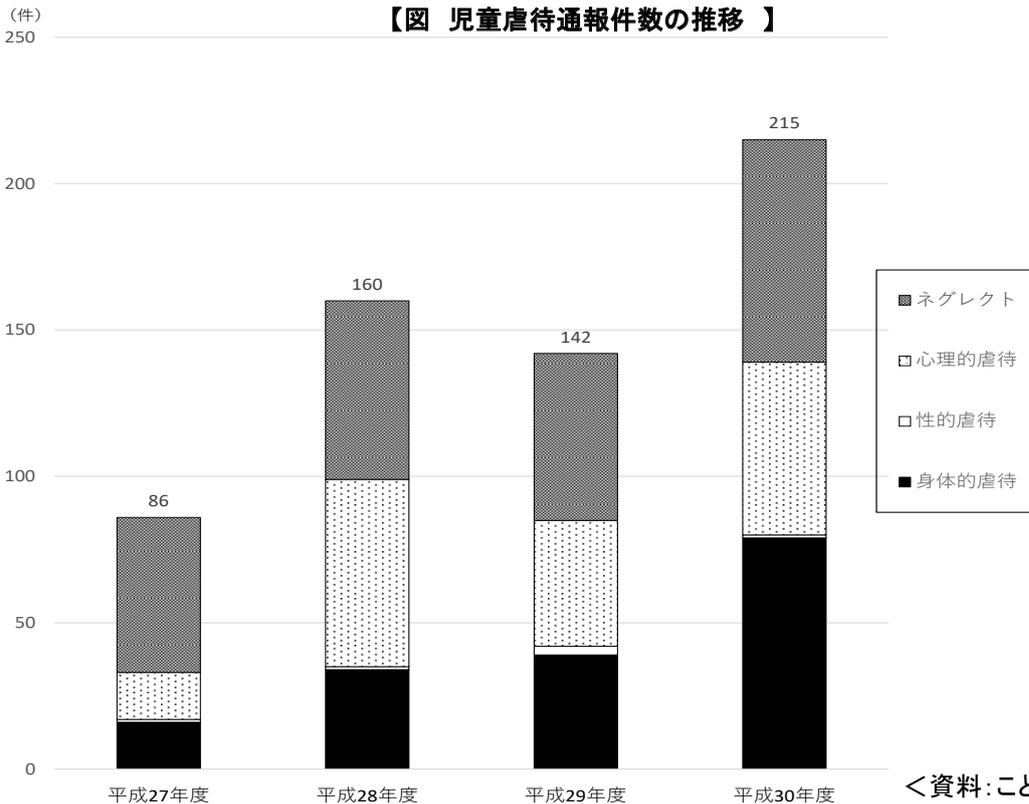
【図 登録児童数と待機児童数の推移】



<資料:こども政策課 (各年5月1日現在)>

(4) 児童虐待通報件数の推移

本市の児童虐待通報件数は増加傾向にあり、平成30年度には年間215件となっています。内訳では、身体的虐待が増加しています。



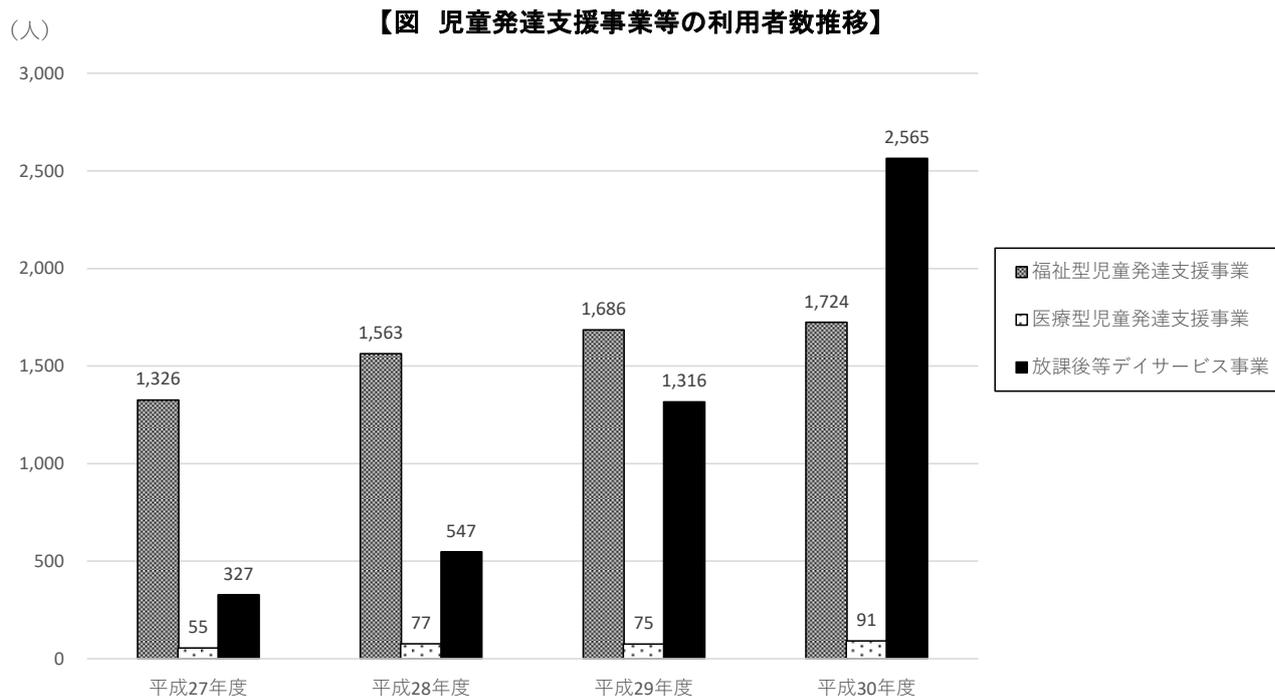
<資料:こども政策課>

## (5) 児童発達支援事業等の利用者数推移

本市の福祉型児童発達支援事業\*の年度ごとの利用者数は、平成27年度に1,326人でしたが、年々増加し、平成30年度には1,724人となっています。

また、医療型児童発達支援事業\*の利用者数は、平成27年度に55人でしたが、平成30年度には91人となっています。

放課後等デイサービス事業\*の利用者数も平成27年度には327人でしたが、大幅に増加し、平成30年度には2,565人となっています。



<資料:障がい福祉課、こども政策課>

※福祉型児童発達支援事業…発達に障がいのある乳幼児やリスク児の発達援助を主な目的として、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行う事業。

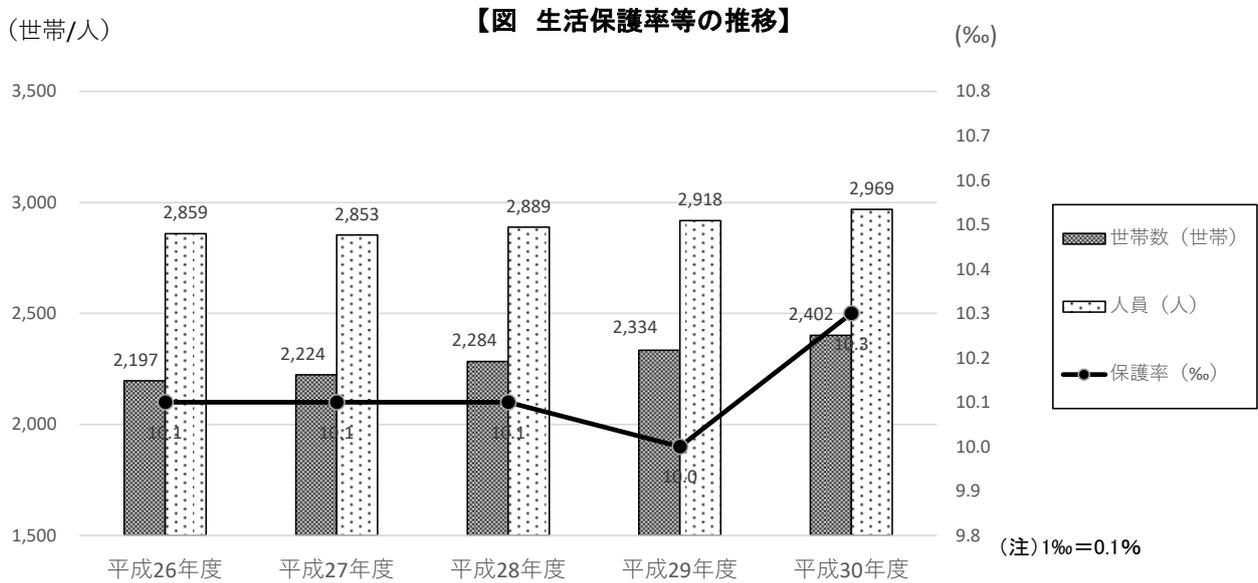
※医療型児童発達支援事業…福祉型児童発達支援に加え、治療を行う事業。上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童を対象としている。

※放課後等デイサービス事業…障がいのある就学児を対象に、放課後等に生活能力の向上のための訓練や学校・家庭とは異なる体験を通して、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行う事業。

## (6)生活保護等の状況

### 【保護率の推移】

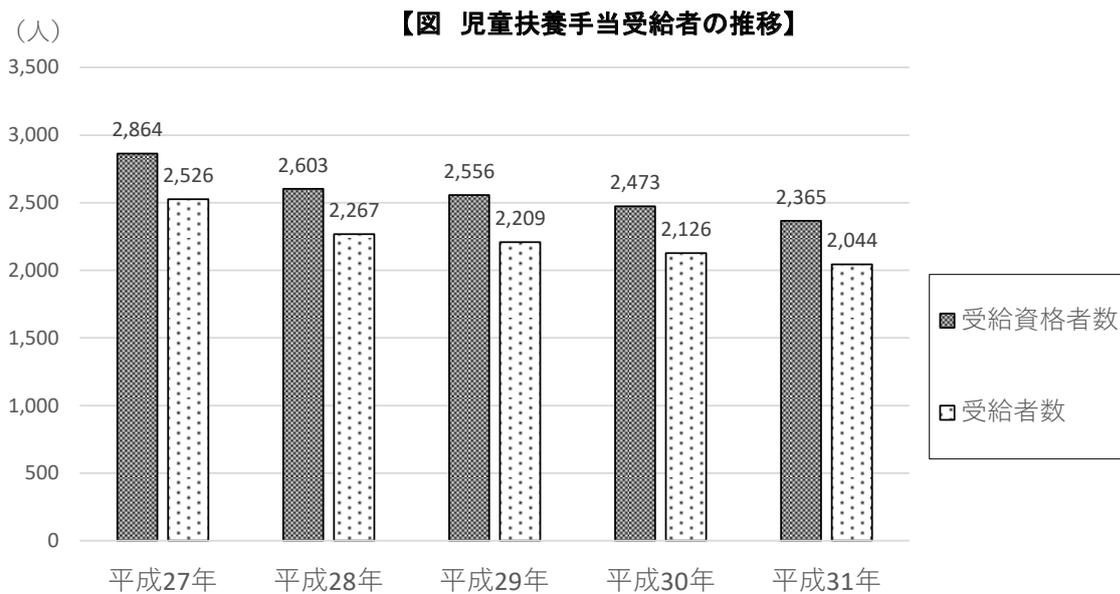
本市の保護率（総人口に占める生活保護を受けている方の割合）は平成30年度が最も高く、10.3%（パーミル）となっています。



<資料:「福島市の福祉事業」より>

### 【児童扶養手当受給者の推移】

本市の児童扶養手当受給数は、平成27年で2,526人でしたが、年々減少し、平成31年には2,044人となっています。

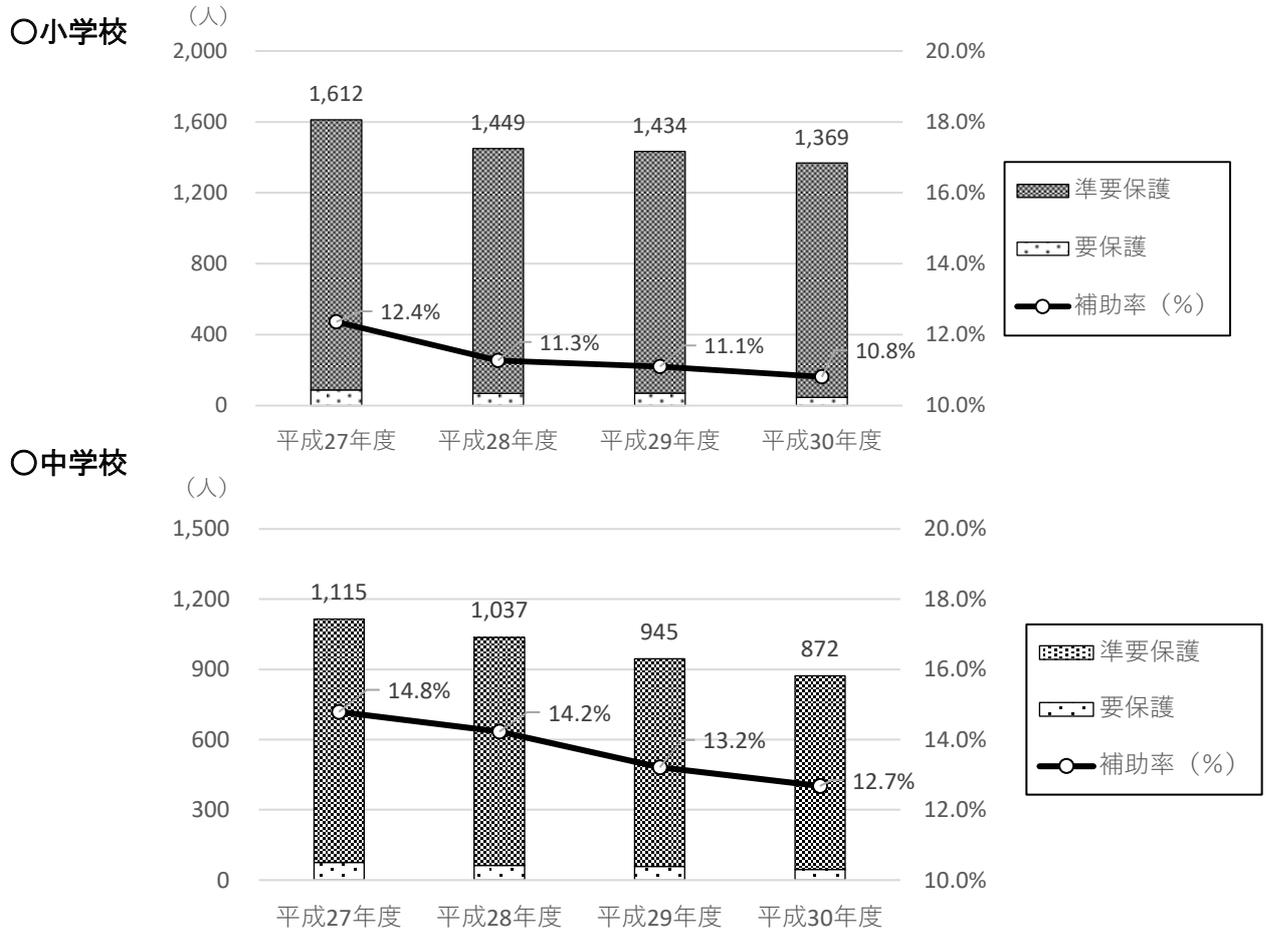


<資料:こども政策課(各年4月1日現在)>

【就学援助認定者数の推移】

本市における就学援助認定者と補助率は、小学校、中学校とも減少傾向にあります。

【図 就学援助認定者数の推移】



<資料: 学校教育課>

## 第2節 市民からみる福島市の現状

### 1. 福島市子ども・子育て支援事業計画・ニーズ調査(平成 31 年 3 月)

平成 30 年度に、教育・保育のニーズ量及び子どもを取り巻く環境の現状や課題を総合的に捉えることを目的とし、アンケート調査を実施しました。

<調査対象者等>

調査対象	調査数	調査方法	対象者	有効回収票数 と有効回収率	調査期間
未就学児世帯 (保護者)	3,300	郵送配付	無作為抽出	1,851 56.1%	平成 30 年 12 月 6 日～ 12 月 17 日
小学生世帯 (保護者)	2,900	学校経由 で配付	無作為抽出	2,511 86.9%	平成 30 年 12 月 4 日～ 12 月 17 日

(注) 有効回収とは、集計対象にできた回収分のこと。

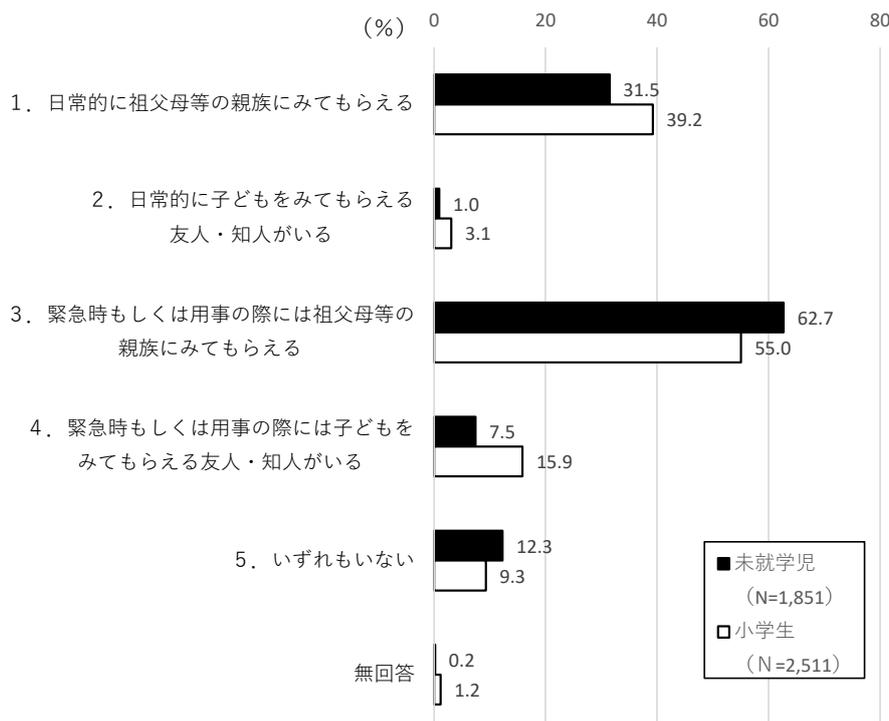
「N」=サンプル数

#### (1) 日常的な支援の状況

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」を合わせた割合は、未就学児保護者が 32.5%、小学生保護者が 42.3%となっています。

また、日常的又は緊急時もしくは用事の際にも子どもをみてもらえない保護者が約 10%を占めています。

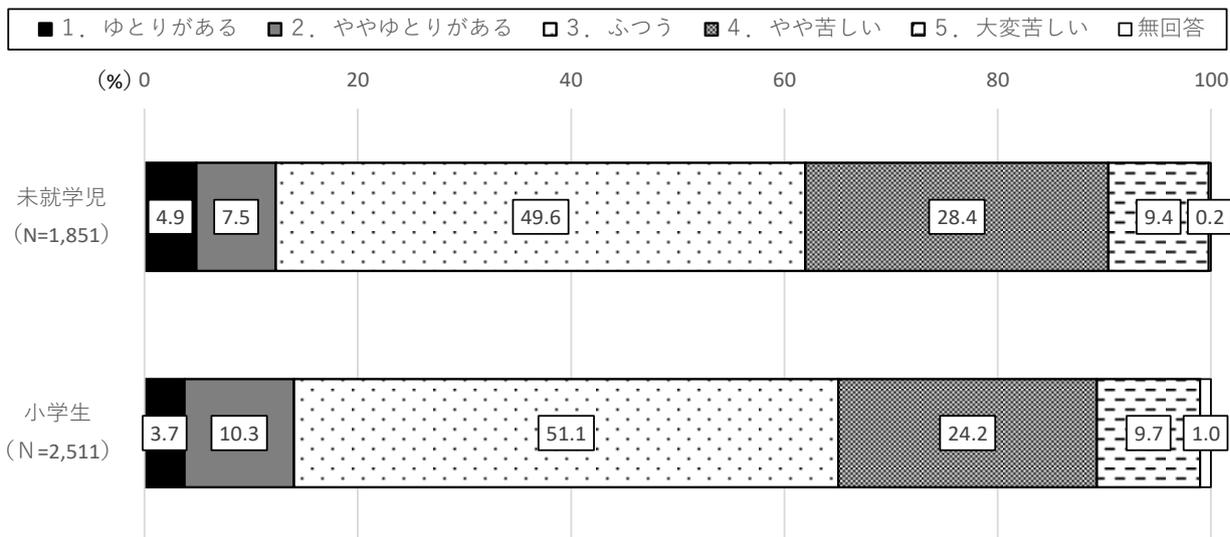
【図 日常的な支援の状況】



## (2)家計のゆとり

「ゆとりがある」と「ややゆとりがある」を合わせた割合は、未就学児保護者が 12.4%、小学生保護者が 14.0%に対し、「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合は、未就学児保護者が 37.8%、小学生保護者が 33.9%と大きな割合を占めている。

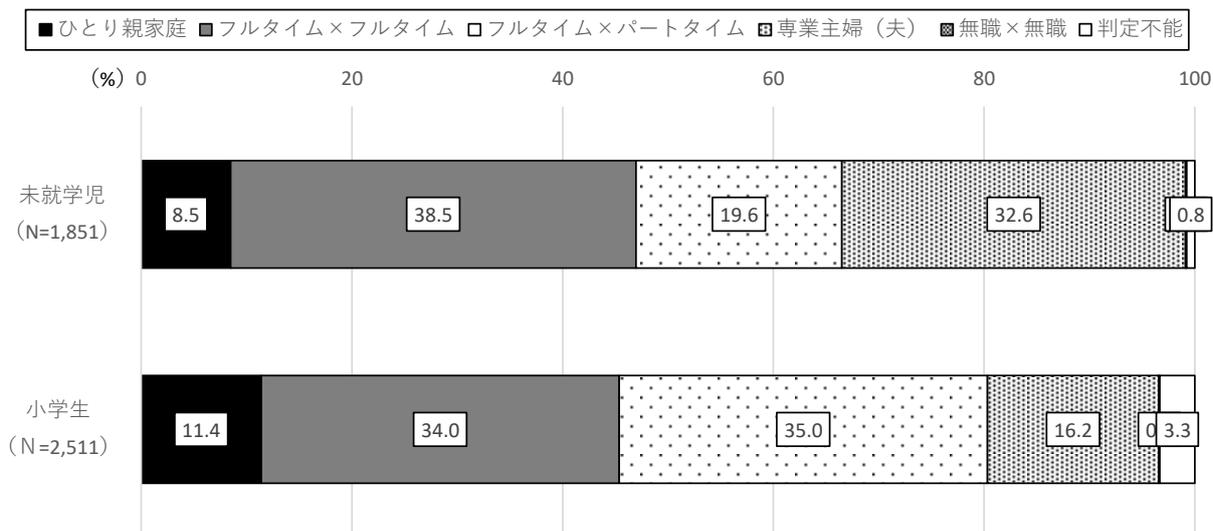
【図 家計のゆとり】



## (3)保護者の就労状況

ひとり親家庭とフルタイム×フルタイム（両親ともフルタイム）は、未就学児保護者及び小学生保護者で同程度の割合となっていますが、フルタイム×パートタイム（両親いずれかがパートタイム）の割合は、小学生保護者が未就学児保護者よりも 15.4 ポイント高く、専業主婦（夫）の割合は、未就学児保護者が小学生保護者よりも 16.4 ポイント高くなっています。

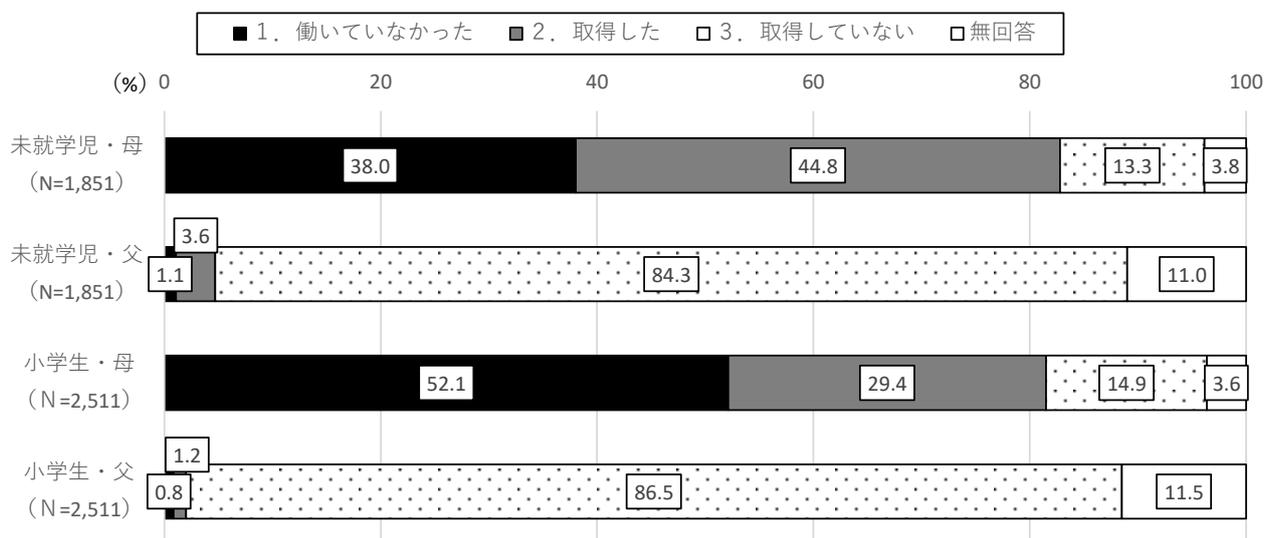
【図 保護者の就労状況】



#### (4) 育児休業の取得状況

母親の取得状況が未就学児で44.8%、小学生で29.4%であるのに対し、父親の取得状況は未就学児で3.6%、小学生で1.2%となっており、母親・父親とも未就学児保護者の方が、小学生保護者より取得した割合が高くなっています。

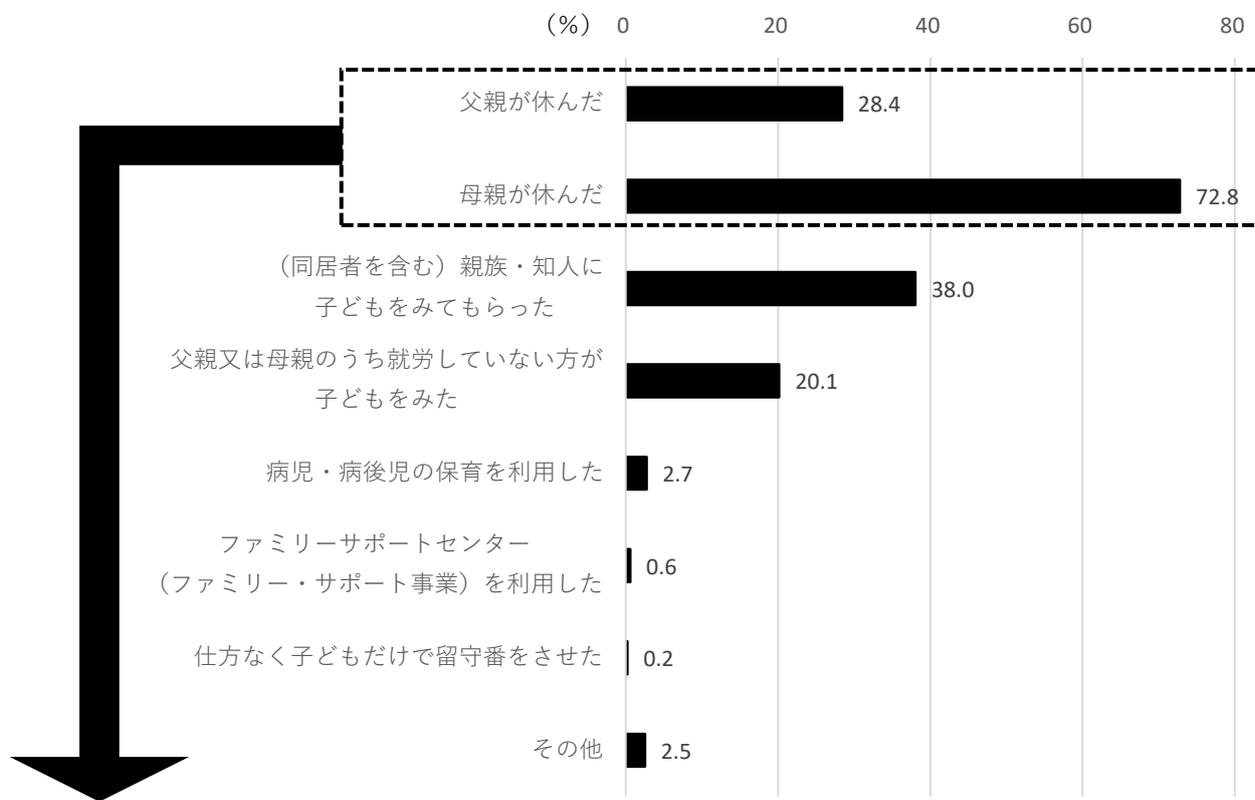
【図 育児休業の取得状況】



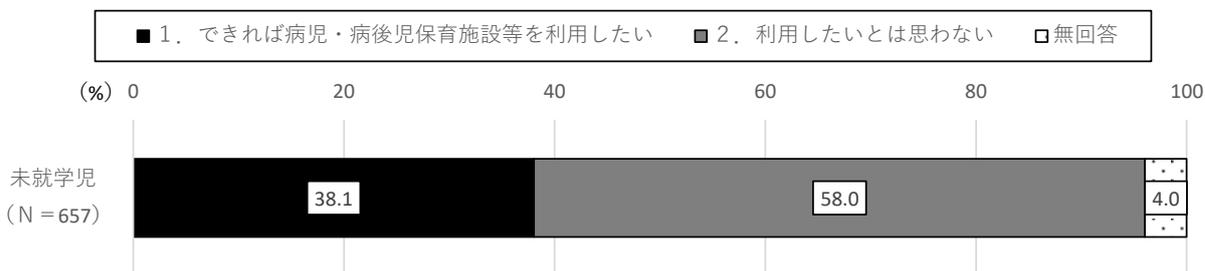
### (5) 病児保育のニーズ

未就学児が病気やケガを理由に普段利用している施設を利用できない場合に、「母親が休んだ」と回答した割合が、72.8%と最も高くなっています。

【図 病児保育のニーズ】



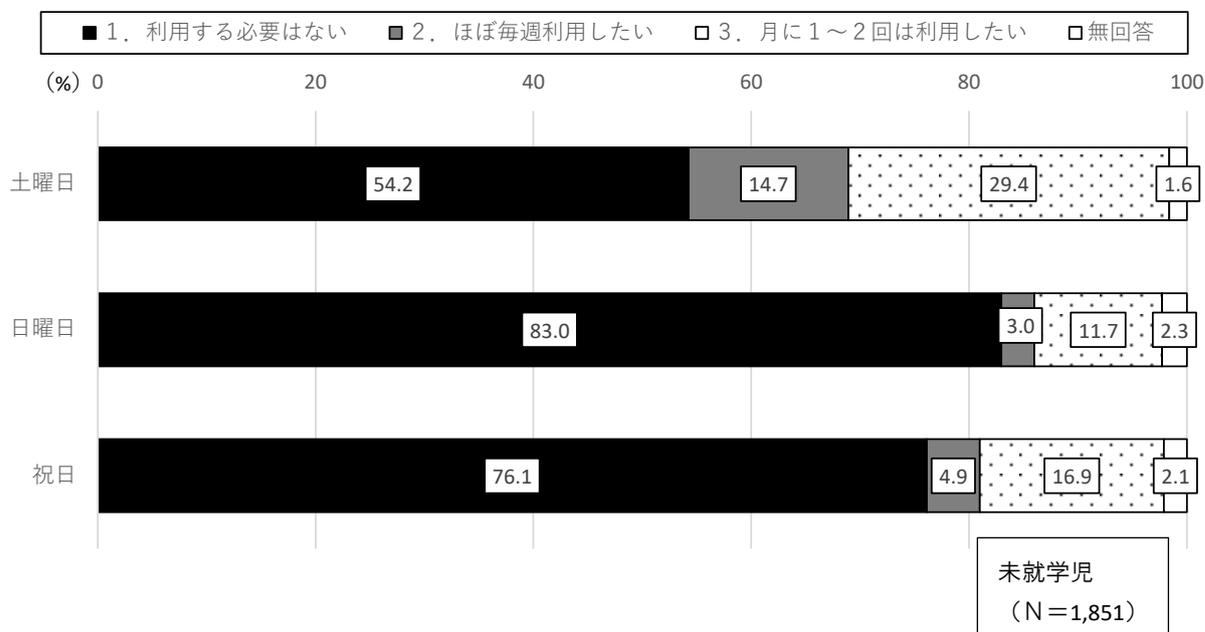
父親又は母親のいずれかが休んだ際に、病児・病後児保育施設の利用意向のあったのは 38.1% となっています。



## (6) 休日保育のニーズ

休日保育を「ほぼ毎週利用したい」と「月に1~2回は利用したい」を合わせた割合は、土曜日は44.1%、日曜日は14.7%、祝日は21.8%となっています。

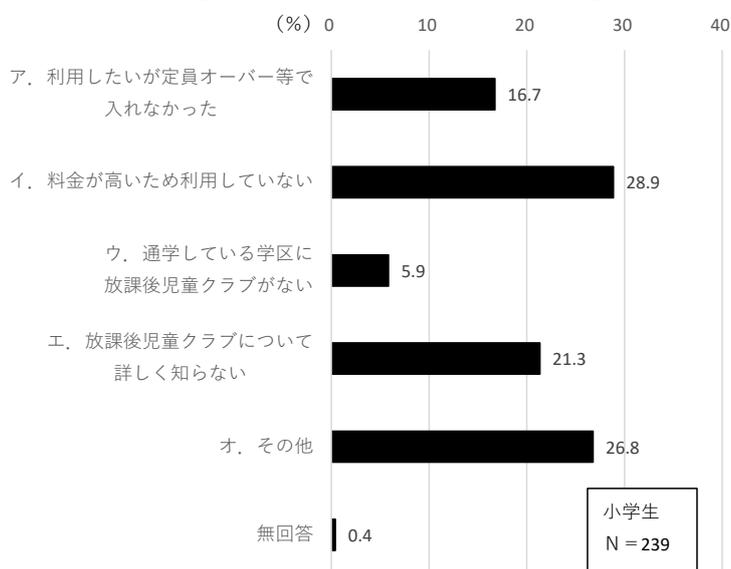
【図 休日保育のニーズ】



## (7) 放課後児童クラブの利用状況

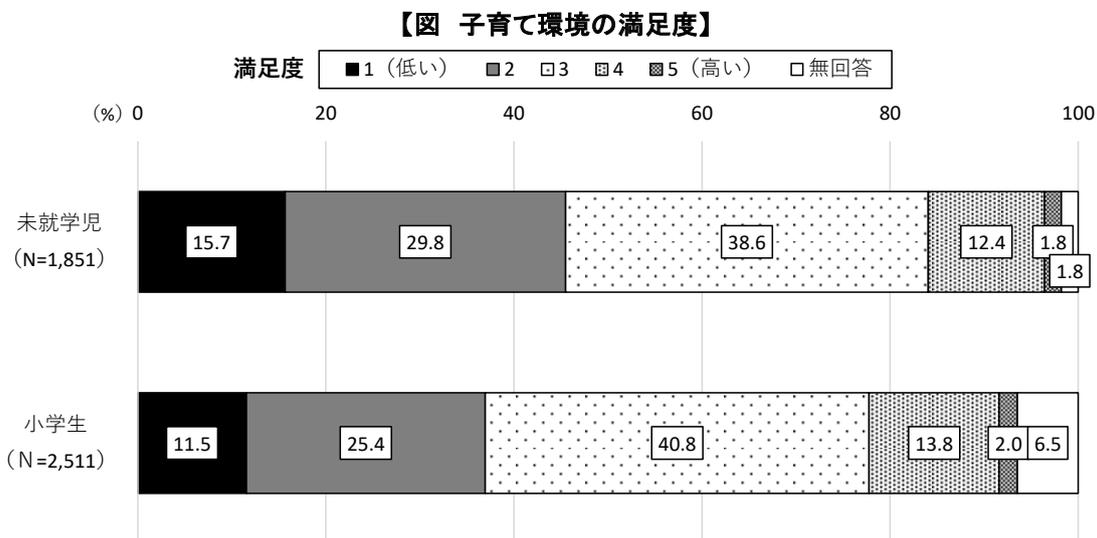
小学生保護者全体の9.5%が、放課後児童クラブを利用したいが利用していないという回答でした。その理由としては、「料金が高いため利用していない」の割合が最も高く28.9%、次いで「その他」が26.8%という回答でした。「その他」では、定員がいっぱいで低学年の子どもが利用できないと考え利用を控えたという意見が複数ありました。

【図 放課後児童クラブの利用状況】



## (8)子育て環境の満足度

満足度が低い（「1」と「2」を合わせた割合）は、未就学児保護者が 45.5%、小学生保護者が 36.9%に対し、満足度が高い（「4」と「5」を合わせた割合）は、未就学児保護者が 14.2%、小学生保護者が 15.8%となっており、低い割合となっています。



## (9)市民の望む施策

未就学児保護者では、特に重要と思う施策として最も高い割合を占めるのは「待機児童を解消する」が 37.0%、次いで「経済的な負担を減らす」が 25.8%となっています。小学生保護者では同じく「経済的な負担を減らす」が 17.8%、次いで「経済的な支援を行う」が 16.3%となっております。

特に重要と思う施策	未就学児		小学生	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
待機児童を解消する	684	37.0	308	12.3
多様な保育を行う	126	6.8	124	4.9
特色ある保育を行う	34	1.8	37	1.5
健やかな成長を支援する	44	2.4	176	7.0
良好な学習環境を確保する	98	5.3	359	14.3
特色ある教育を行う	14	0.8	102	4.1
子どもたちの健康を守る	68	3.7	133	5.3
経済的な負担を減らす	477	25.8	447	17.8
経済的な支援を行う	134	7.2	410	16.3
遊び場等を整備する	62	3.3	99	3.9
情報提供と相談を強化する	13	0.7	20	0.8
男性の育児参加を進める	11	0.6	12	0.5
その他	24	1.3	44	1.8
無回答	62	3.3	240	9.6
合計	1,851	100.0	2,511	100.0

## 2. 福島市子どものいる世帯の実態把握調査(平成 29 年 3 月)

平成 28 年度に、生活に困難を抱えていると考えられる子どもや家庭の実態を把握し、教育支援、生活支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に関するニーズ等を調査・分析することを目的とし「子どものいる世帯の実態把握調査」を実施しました。

<調査対象者等>

調査対象	調査数	調査方法	有効回収票数 と有効回収率	調査期間
小学校5年生の 世帯	2,390	学校経由 で配付	2,194 91.8%	平成 28 年 9 月 20 日～ 9 月 30 日

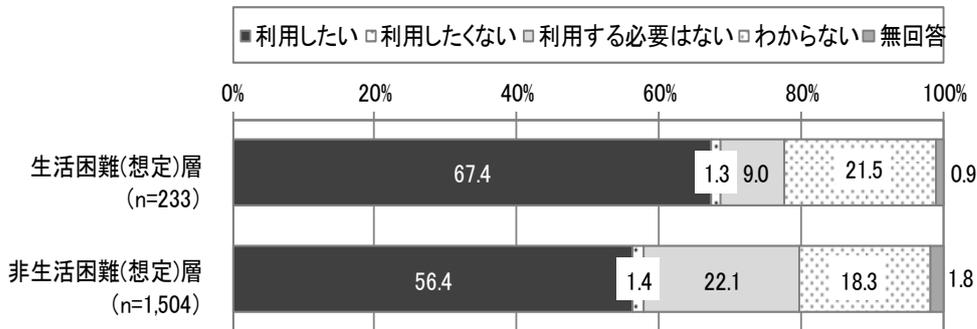
(注) 有効回収とは、集計対象にできた回収分のこと。

「n」=サンプル数

### (1) 就職・転職に関する知識や資格取得の機会の利用意向

生活困難(想定)層<sup>\*</sup>をみると、「利用したい」が約 67%と最も多く、非生活困難(想定)層と比べると 11 ポイント多くなっています。

【図 知識の習得や資格取得の機会の利用意向】



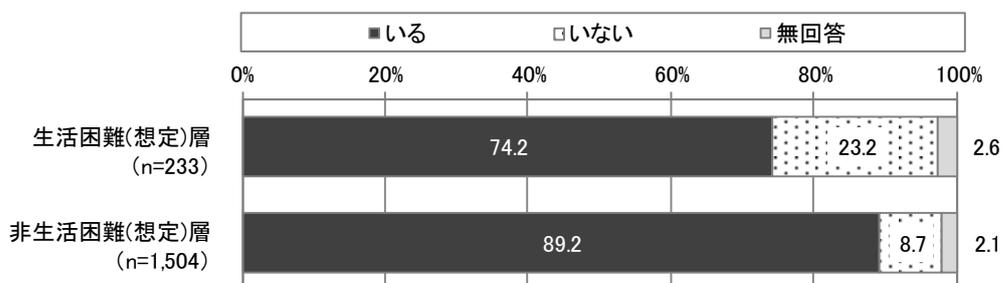
<sup>\*</sup>生活困難(想定)層・非生活困難(想定)層…本調査における世帯人数と世帯収入の回答結果を基に、内閣府が実施した「親と子の生活意識に関する調査」による算出方法を用いて区分。

## (2) 保護者の心おきなく相談できる相手の有無

生活困難（想定）層をみると、「いない」が約23%で、非生活困難（想定）層と比べると約15ポイント多くなっています。

また、生活困難（想定）層の「いる」は約74%で、非生活困難（想定）層と比べると15ポイント少なくなっています。

【図 保護者の心おきなく相談できる相手の有無】

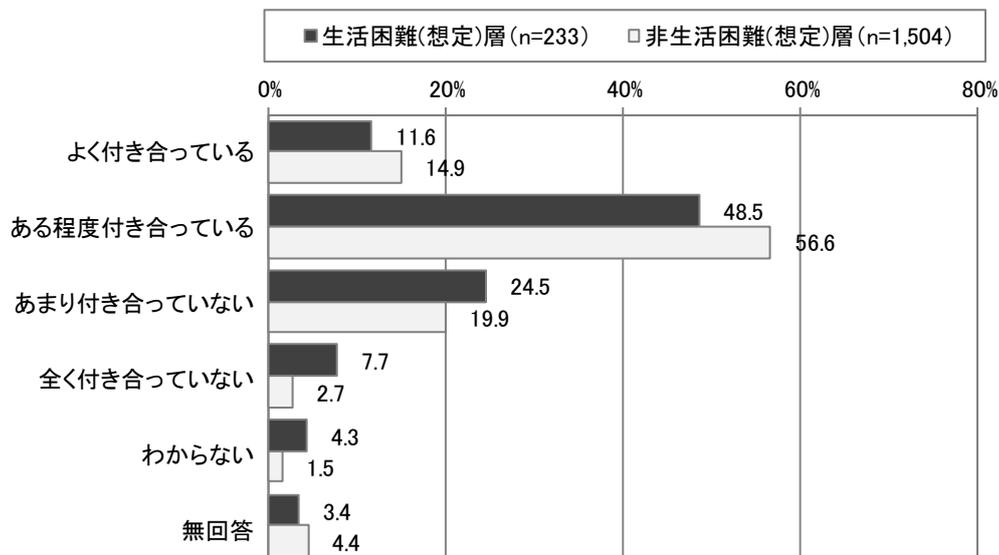


## (3) 保護者の地域での付き合いの程度

生活困難（想定）層をみると、「ある程度付き合っている」が約49%と最も多いながら、非生活困難（想定）層と比べると約8ポイント少なくなっています。

また、生活困難（想定）層の「全く付き合っていない」は約8%で、非生活困難（想定）層と比べると5ポイント多くなっています。

【図 保護者の地域での付き合いの程度】

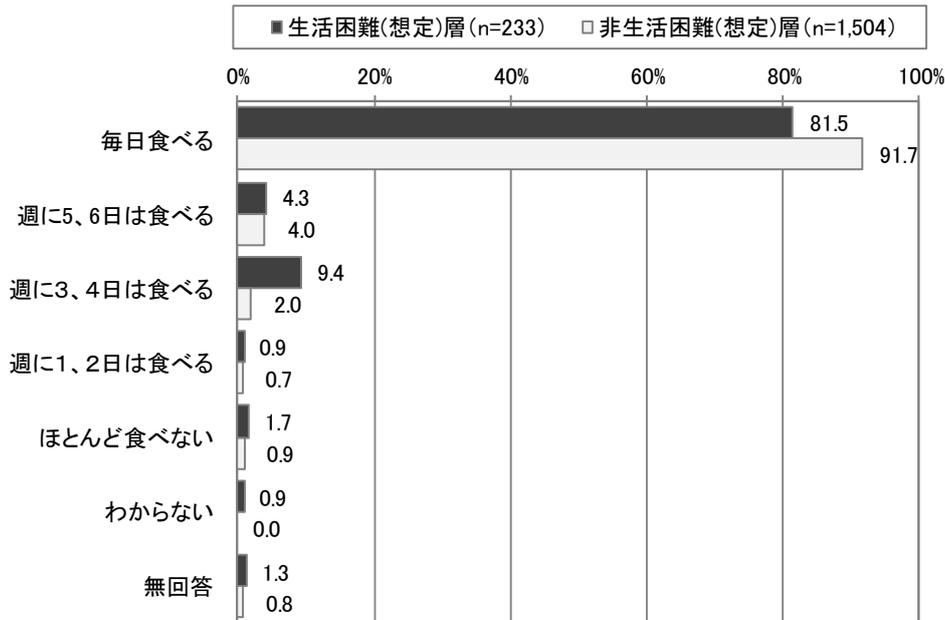


#### (4) 子どもの朝食回数

生活困難（想定）層をみると、「毎日食べる」が約82%と最も多いながら、非生活困難（想定）層と比べると約10ポイント少なくなっています。

また、生活困難（想定）層の「週に3、4日は食べる」は約9%で、非生活困難（想定）層と比べると約7ポイント多くなっています。

【図 子どもの朝食回数】

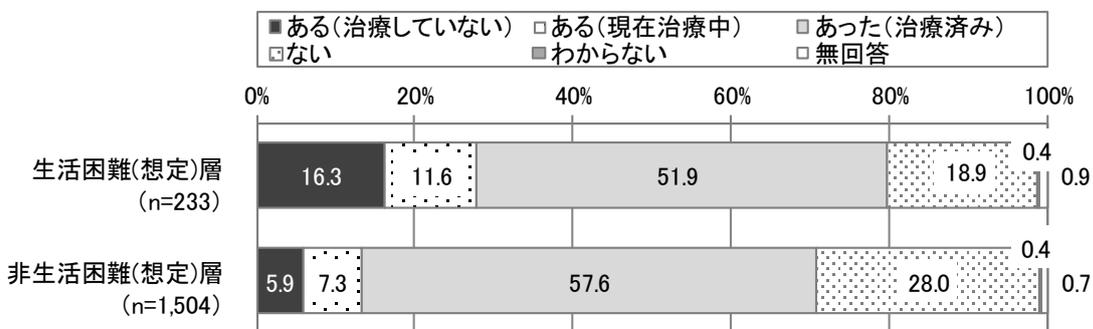


#### (5) 子どもの虫歯の状況

生活困難（想定）層をみると、「ある（治療していない）」が約16%となっており、非生活困難（想定）層と比べると約10ポイント多くなっています。

また、生活困難（想定）層の「ない」は約19%で、非生活困難（想定）層と比べると約9ポイント少なくなっています。

【図 子どもの虫歯の状況】

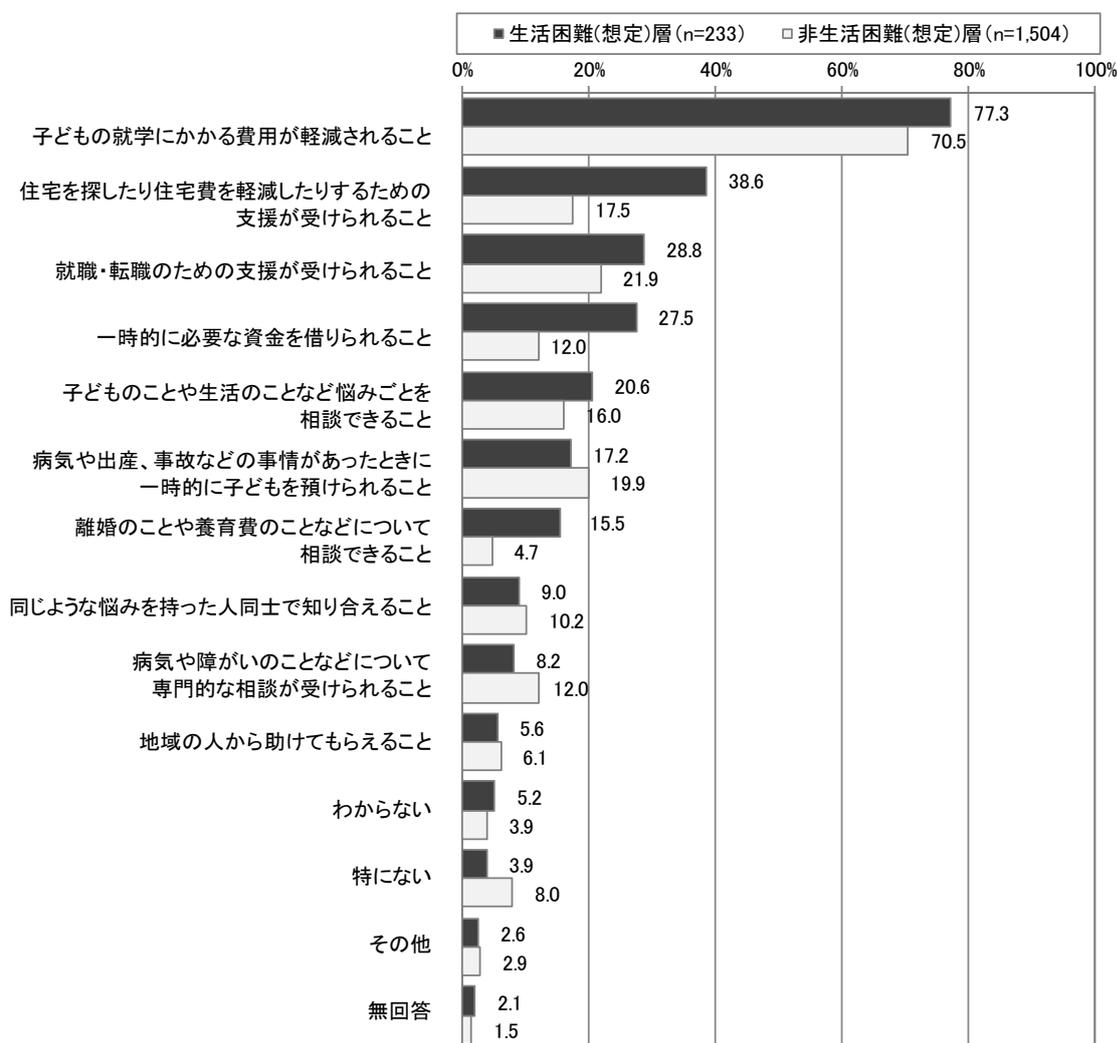


## (6)市の取り組みとして現在必要としていること、重要だと思う支援

生活困難（想定）層をみると、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が約77%と最も多く、次いで「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」（約39%）、「就職・転職のための支援が受けられること」（約29%）、「一時的に必要な資金を借りられること」（約28%）が上位となっています。

一方、非生活困難（想定）層をみると「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が約71%と最も多く、次いで「就職・転職のための支援が受けられること」（約22%）、「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」（約20%）、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」（約18%）が上位となっています。

【図 現在必要としていることと重要だと思う支援】



### 3. ボランティア団体等の意見

地域社会全体で子育てを支援していくために、地域に密着したボランティア団体等へヒアリング調査を実施し、意見をいただきました。

#### (1) 活動を通じて直面している課題

- 必要な支援の不足
  - ・他に子どもの面倒をみる者がいないため、働くことができない母親が多く、経済的な支援が必要であると感じます。
  - ・ひとり親世帯など支援すべき人が多くなってきていると感じています。
- 外国人のサポートが困難
  - ・外国人が増えてきており、学校生活に支障が出ている子どもがいます。言語の壁がありサポートが困難です。
- 子育てに関するサービスの周知が不十分
  - ・サービスが十分に周知されておらず、サービスの利用に至っていない保護者が多くみられます。

#### (2) 今後必要だと思うこと、重要だと思うこと

- 保育士の処遇改善
  - ・保育士の給与など、処遇を改善すべきです。
- 子育てのサポート
  - ・親の具合が悪い時など、ボランティアで子どもを預かる場所が必要です。
- 親を育てる観点
  - ・子育てを通して、親が親らしく成長することで成熟した社会が作られるので、親育ちという観点が重要です。
  - ・親が子どもとふれ合う時間を持つには、育児休業の取得を促進するサポートが必要です。
- 地域との交流
  - ・経済的な弱者を救う地域づくりが必要です。
  - ・災害時など、周りの助けが得られるよう、日頃から地域の人との交流は重要です。
- 多世代との交流
  - ・お年寄り子どもがふれ合う場が地域に必要です。
  - ・お年寄りの力を活用した子育て支援があると良いと感じます。例えば、リタイヤした方が、短時間で子育てをサポートするような仕組みが考えられます。
- 命の尊さを学ぶ機会
  - ・18歳未満の望まない妊娠は、子どもや本人の将来に大きな影響を及ぼす恐れがあります。性教育を充実させるなど、命の尊さを学ぶことが重要です。

## 第3節 福島市の主要課題

本市は保育施設や放課後児童クラブの待機児童をゼロにするとともに、子どもの安全確保など、幼児教育・保育の質の向上を図り、子育てをする家庭のニーズに十分に対応する必要があります。

また、幼児教育・保育の無償化の実施により、見込まれる需要量の増加に対応した保育サービスの提供体制の確保が必要であります。

子育て家庭の抱える問題も多様化しており、預かり保育、病児・病後児保育等の充実のほか、医療的ケア児を抱える家庭や外国人の子育て家庭を支援する必要があります。

子育てに関する悩みを抱え、周囲の支えを必要としている家庭に手を差し伸べ、児童虐待を防止する必要があります。また、子どもの貧困対策についても強化する必要があります。

これらの課題に対応するため、地域社会全体で日本一の子育て環境づくりを目指します。

このことから、本計画においては、以下の6項目を主要課題と捉え、施策を推進することとします。

### 1 保育施設及び放課後児童クラブにおける待機児童ゼロ

- 国の「子育て安心プラン(平成30年度～令和4年度)」及び「新・放課後子ども総合プラン(令和元年度～令和5年度)」等に基づき、早期に待機児童をゼロにし、維持する必要があります。
- 女性が子育てしながら働ける地域社会が求められています。

### 2 幼児教育・保育の質の向上

- 幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設における保育の質の向上を図るとともに、認可施設への移行を促進していく必要があります。
- 子どもの安全のために、保育施設内外にかかる安全対策の強化が求められています。
- 幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実が必要です。

### 3 多様な保育ニーズに対応した取り組み

- 預かり保育、病児・病後児保育、休日保育等の特別保育の充実が求められています。
- 医療的ケア児<sup>\*</sup>や障がい児の受け入れ体制の整備が求められています。
- 国際化に伴い、外国人の受け入れ体制の整備が求められています。

<sup>\*</sup>医療的ケア児…人口呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児。

## 4 児童虐待防止対策の強化

---

- 児童虐待の予防、早期発見、子どもの自立支援のための切れ目のない相談体制の充実が求められています。
- 児童虐待の早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所等の関係機関と連携の強化が必要です。

## 5 子どもの貧困対策の強化

---

- 貧困家庭への切れ目のない支援体制の整備が求められています。
- 貧困の連鎖を解消し、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現が求められています。

## 6 地域における子育てしやすい社会環境づくりの推進

---

- 日本一の子育て環境づくりを目指すことを、市民や関係団体等と共有することが大切です。
- 地域のボランティア団体などと連携しながら、地域社会全体で子育てを支援していく必要があります。

## **第3章 基本理念と基本目標**

## 第1節 基本理念

# 子どもたちの笑顔あふれる未来のために 子ども・子育て新ステージ ふくしま

次世代を担う子どもたちは、将来の地域社会の主人公です。

地域の財産である子どもたちを育むため、これまで本市は市民の皆さんとともに安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりました。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は時代とともに大きく変化しています。人口減少・少子高齢化社会が急激に進展する中、子育て家庭の不安は、より一層大きくなることが懸念されます。

私たちは、子どもたちの笑顔を守らなければなりません。

子どもたちの明るい未来の創造は、本市の輝かしい未来へとつながります。

本市の子ども・子育ての新たなステージの実現に向け、本計画の基本理念を定めます。



## 第2節 基本目標

### 基本目標1 安心して子育てできる環境をつくる

安心して子育てできるように、幼児教育・保育施設及び放課後児童クラブの供給量を確保し、待機児童をゼロにし維持するとともに、質の向上を図ります。

また、多様な就労形態にも対応できる特別保育を拡充します。

### 基本目標2 親子が健康でいきいきと生活できる環境をつくる

妊娠期から子育て期を通して子どもと親の健全な育ちを支援するとともに、正しい食習慣の定着を図り、豊かな人間性の形成を支援します。

また、安全で安心して生活できる環境の整備と子どもの運動不足の解消や体力づくりの活動の支援を推進します。

### 基本目標3 子どもが適切な支援を受けることができる環境をつくる

児童虐待の防止に向けた取り組みを強化するとともに、ひとり親家庭や障がいのある子どもとその家庭に対して、関係機関と連携し、適切な支援を行います。

また、困難を抱える子どもたちが将来に夢や希望をもって成長していけるよう、貧困対策としての施策を実施します。

外国籍の保護者に対し、適切な支援が受けられるよう、情報提供・相談支援の多言語化に努めるとともに、言語や文化に違いがあっても、共に地域社会で暮らしていけるよう「多文化共生のまち」を推進します。

### 基本目標4 地域における子育てしやすい環境をつくる

家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進します。

また、子どもの最善の利益が実現するとともに、日本一の子育て環境の実現に向け、地域全体と認識を共有し、子どもと子育て家庭を守り支える地域環境をつくります。

## 第3節 施策体系

### <基本理念>

子どもたちの笑顔あふれる未来のために  
子ども・子育て新ステージ ふくしま

### 第3章

### 基本理念と基本目標

#### 基本目標1

安心して子育てできる環境をつくる

- 1 幼児教育・保育施設の供給量の確保【重点施策】
- 2 幼児教育・保育の質の向上【重点施策】
- 3 放課後児童対策の充実【重点施策】
- 4 特別保育等の充実【重点施策】

#### 基本目標2

親子が健康でいきいきと生活できる環境をつくる

- 1 子どもや保護者の健康の推進
- 2 食育の推進
- 3 こども医療の充実
- 4 子どもの体力の向上
- 5 子どもと保護者の心のケアの推進
- 6 安全で安心な生活環境づくりの推進

#### 基本目標3

子どもが適切な支援を受けることができる環境をつくる

- 1 児童虐待防止体制の強化【重点施策】
- 2 障がいのある子どもに対する支援の充実【重点施策】
- 3 子どもの貧困対策の充実【重点施策】
- 4 外国籍の子どもや保護者等に対する支援の充実

#### 基本目標4

地域における子育てしやすい環境をつくる

- 1 家庭や地域の教育力の向上
- 2 市民との協働による子育て支援の推進
- 3 情報発信・相談支援の充実
- 4 未来の子どもへの支援
- 5 子どものえがお条例（仮称）の制定【重点施策】

推進

子ども・子育て新ステージ2020推進事業

待機児童対策推進パッケージ

## 第4章 基本計画

## 基本目標1 安心して子育てできる環境をつくる

### 1 幼児教育・保育施設の供給量の確保【重点施策】

- (1) 保育士等確保対策の強化
- (2) 幼稚園利用の促進
- (3) 認定こども園の整備

### 2 幼児教育・保育の質の向上【重点施策】

- (1) 幼・保・小・中の連携推進
- (2) 幼児教育アドバイザーの配置
- (3) 認可外保育施設の質の向上
- (4) 職員研修・第三者評価等の実施

### 3 放課後児童対策の充実【重点施策】

### 4 特別保育等の充実【重点施策】

- (1) 病児・病後児保育の拡充
- (2) 休日保育の拡充
- (3) 病児・病後児等緊急対策事業の拡充
- (4) 延長・一時預かり保育等の推進

## 基本目標2 親子が健康でいきいきと生活できる環境をつくる

### 1 子どもや保護者の健康の推進

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援の推進
- (2) 健やかな発育発達の推進
- (3) 母子保健事業の推進

### 2 食育の推進

### 3 子ども医療の充実

### 4 子どもの体力の向上

- (1) 活動の場の確保と整備
- (2) 健やかな体の育成

### 5 子どもと保護者の心のケアの推進

- (1) 子どもと保護者の心のケア
- (2) 放射線に関する不安軽減への取り組み

### 6 安全で安心な生活環境づくりの推進

- (1) 安全な環境づくりの推進
- (2) 子育て家庭にやさしい環境の確保

## 基本目標3 子どもが適切な支援を受けられる環境をつくる

- 1 児童虐待防止体制の強化【重点施策】
  - (1) 虐待予防・早期発見に向けた相談体制の充実
  - (2) 子どもを守る地域ネットワークの強化
  - (3) 児童虐待防止のための意識の啓発
  
- 2 障がいのある子どもに対する支援の充実【重点施策】
  - (1) 発達支援ネットワークの充実
  - (2) 医療的ケア児を支えるネットワークの充実
  - (3) 障がいのある子どもとその家庭への支援
  - (4) 障がいのある子どもを支援する地域環境の充実
  
- 3 子どもの貧困対策の充実【重点施策】
  - (1) 教育・学習支援の充実
  - (2) 困難を抱える子育て家庭への生活支援の充実
  - (3) 保護者への就労支援の充実
  - (4) 困難を抱える子育て家庭への経済支援の充実
  - (5) 切れ目のない支援及び地域との連携強化
  
- 4 外国籍の子どもや保護者等に対する支援の充実

## 基本目標4 地域における子育てしやすい環境をつくる

- 1 家庭や地域の教育力の向上
  - (1) 家庭教育への支援の充実
  - (2) 地域の教育力の向上と多様な体験活動・学習の推進
  - (3) 特色ある幼児教育・保育の推進
  
- 2 市民との協働による子育て支援の推進
  - (1) 仕事と子育ての両立の推進
  - (2) 地域における子育て支援機関等との連携強化と活動の推進
  - (3) 地域コミュニティ活性化の推進
  - (4) 地域における健全育成活動の推進
  
- 3 情報発信・相談支援の充実
  
- 4 未来の子どもへの支援
  - (1) 子どもの権利の尊重
  - (2) 次世代の保護者の育成
  
- 5 子どものえがお条例（仮称）の制定【重点施策】

# 重点施策

主要課題に積極的に対応し、『子どもたちの笑顔あふれる未来のために 子ども・子育て新ステージ ふくしま』を実現するため、次の8つの施策を特に重点的に推進します。

## 1 幼児教育・保育施設の供給量の確保

### ○ 保育士等確保対策の強化

待機児童ゼロとするために、保育士等の確保は大きな課題です。

市民の保育ニーズに応える体制を整備するため、保育士等に対する多様な支援を強化し、保育士の確保にさらに取り組みます。

## 2 幼児教育・保育の質の向上

### ○ 認可外保育施設の質の向上

子どもの安全・安心を最優先とし、保育の質を確保するため、幼児教育・保育無償化の対象となる認可外保育施設の基準を定めた条例を本市は独自に制定し、指導監督するとともに、保育施設運営に関する助言等の体制の充実を図ります。

また、認可外保育施設の認可施設への移行を促進します。

### ○ 職員研修・第三者評価等の実施

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等に対する研修や施設に対する評価の実施により幼児教育・保育の質の向上を図ります。

## 3 放課後児童対策の充実

子どもの人口が減少傾向にある中、核家族化や親の就労希望の高まりにより、放課後児童クラブについても保育需要と同様に、その利用児童数は年々増加傾向にあります。これまでも待機児童解消に向けての取り組みを進めてまいりましたが、今後も取り組みを一層強化しなければなりません。

教育施設等の既存施設の積極的な活用を図りながら施設整備を推進するとともに、放課後の子どもの居場所としての質の確保を図ります。

## 4 特別保育等の充実

家族形態、保護者の就労状況等が変化する中、子育て家庭の保育ニーズの多様化や緊急の保育ニーズにも対応できる特別保育の充実を図ります。

## 5 児童虐待防止体制の強化

### ○ 虐待予防・早期発見に向けた相談体制の充実

本市では、児童虐待防止を重点課題とし、その防止対策を強化するため、令和2年2月に子ども家庭総合支援拠点<sup>※</sup>を設置しました。

本拠点に、新たに社会福祉士や精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保健師、保育士など資格を有する専門職を配置し、子ども家庭支援員や虐待対応専門員、心理担当支援員が専門性を持ったケースワークによるきめ細やかで家族に寄り添った相談支援体制を強化し、児童虐待の防止に努めます。

また、乳児期の虐待を未然に防ぐには、妊娠期からの切れ目のない支援が重要であることから、妊娠届出時の面接により、今後想定される状況についての包括的評価のほか、要支援妊婦を把握し、関係機関と連携して一人ひとりに寄り添った支援を行います。

### ○ 子どもを守る地域ネットワークの強化

子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター<sup>※</sup>の相談機能、県児童相談所との連携により、児童虐待に対する包括的な支援体制の強化に取り組みます。

子どもの生活の場である「地域」においては、主任児童委員やこんにちは赤ちゃん応援隊、地区組織等と協力して、虐待予防・親支援のための「見守りネットワーク」機能の強化を目指すとともに、関係機関、関係職種との連携を図りながら、虐待の発生防止に努めます。

## 6 障がいのある子どもに対する支援の充実

### ○ 発達支援ネットワークの充実

発達に課題を抱えるすべての子どもが、必要な支援を受けながら地域で暮らすことができるようネットワークを強化します。

### ○ 医療的ケア児を支えるネットワークの充実

医療的ケア児に対する包括的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整するコーディネーター（相談支援専門員等）を配置し、関係機関が連携を図るための協議を行い、医療的ケア児を支援します。

※子ども家庭総合支援拠点…子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を行うための拠点。

※子育て世代包括支援センター…妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う総合相談窓口。

## 7 子どもの貧困対策の充実

### ○ 困難を抱える子育て家庭への生活支援の充実

相談体制を充実するとともに、困難を抱える子育て家庭への養育支援や住環境の整備などにより生活支援を推進します。さらに、食育の推進や虫歯予防など子どもの健康増進を図るとともに、社会的な孤立に陥りがちな困難を抱える子育て家庭の子どもの居場所の確保に努めます。

### ○ 保護者への就労支援の充実

就労の希望を持つ保護者に対して、専門機関との連携による就労相談を行うほか、より安定した就労機会を確保するため、資格取得や高卒認定を支援します。

### ○ 切れ目のない支援及び地域との連携強化

各種健康診断や事業を通じ成長段階に応じた切れ目のない支援を実施するとともに、各地域の関係機関・団体との包括的な連携強化に努めます。

## 8 子どものえがお条例（仮称）の制定

地域における子育てしやすい社会環境づくり推進のため、条例を制定します。

地域社会全体で子育てを支援する機運を高め、日本一の子育て環境づくりを目指します。

# 基本目標1 安心して子育てできる環境をつくる

## 1 幼児教育・保育施設の供給量の確保【重点施策】

子どもの人口が減少傾向にある中、核家族化や親の就労意欲の高まりにより、保育需要は増加傾向にあります。これまで、待機児童解消に向けて取り組みを進めてきましたが、今後も一層取り組みを強化しなければなりません。

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、保育需要量の増加が見込まれますが、待機児童をゼロとし、維持していくため、次の施策を展開します。

### (1) 保育士等確保対策の強化

待機児童ゼロとするために、保育士等の確保は大きな課題です。

市民の保育ニーズに応える体制を整備するため、保育士等に対する多様な支援を強化し、保育士の確保にさらに取り組みます。

主な事業・取り組み	概要
保育士等奨学資金貸付事業 (幼稚園・保育課)	保育士や幼稚園教諭などの養成施設等を卒業後、市内の保育所や幼稚園などで保育士・幼稚園教諭等として5年以上従事した場合、貸し付けた奨学資金の返還を全額免除します。
U I Jターン※保育士等 就労支援事業 (幼稚園・保育課)	県外から転入し、市内の私立認可保育施設・幼稚園で就労する保育士、幼稚園教諭等に対し必要な経費を補助します。
保育士宿舍借り上げ支援 事業 (幼稚園・保育課)	市内の認可保育施設で就労する保育士の宿舍を借り上げるための費用の全部又は一部を支援します。
保育人材バンク事業 (幼稚園・保育課)	保育施設での就労希望のある方を人材バンクに登録し、施設とのマッチングを支援します。
【新規】 保育士の働きやすい職場 づくり事業 (幼稚園・保育課)	保育士の職場における悩みなどの相談を受けることで、保育士の定着につながる労働環境を改善します。

※U I Jターン…Uターン、Iターン、Jターンの総称。Uターンは、地方から都市へ移住した後、また元の地方へ移住すること。Iターンとは、出身地の都市とは別の地方へ移住すること。Jターンとは、地方から都市へ移住した後、地方近くの中規模都市へ移住すること。

主な事業・取り組み	概要
<b>【新規】</b> 保育士するなら福島市！ プロモーション事業 （幼稚園・保育課）	保育士養成校等で就職相談会を開催し、新卒の保育士の確保を図るとともに、保育士募集PR動画により本市の保育士支援内容を周知し、保育士確保を図ります。

## (2)幼稚園利用の促進

市内のすべての幼稚園で、教育時間以外の時間帯や長期休みの期間中に在園児の預かり保育を実施しており、一定の保育の受け皿となることも可能であることから、保育の必要性のある子どもの幼稚園利用を促進します。

主な事業・取り組み	概要
幼稚園利用の促進 （幼稚園・保育課）	保育を必要としながら、潜在的に幼稚園へのニーズを持つ保護者を幼稚園利用につなげます。
保護者相談支援事業 （幼稚園・保育課）	保護者の相談窓口として専任職員を配置し、ニーズに合った多様な保育施設を紹介します。

## (3)認定こども園の整備

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等に応じて柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。

市立幼稚園の再編の中で、私立幼稚園の認定こども園への移行や公立の認定こども園設置に取り組んできましたが、今後も認定こども園への移行を希望する幼稚園の円滑な移行を支援します。

主な事業・取り組み	概要
認定こども園への移行支援 （幼稚園・保育課）	幼稚園の認定こども園への円滑な移行を支援します。

## 2 幼児教育・保育の質の向上【重点施策】

幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期に質の高い教育及び保育が提供されることは極めて重要です。

このことから、幼児教育・保育のサービスの質の向上を図るため、次の施策を展開します。

### (1) 幼・保・小・中の連携推進

幼稚園、保育所、小学校、中学校が、子どもの連続した成長を見通した指導を行うことにより、小1プロブレム<sup>※</sup>や中1ギャップ<sup>※</sup>と呼ばれる校種間等のギャップを克服します。

そのために情報交換や合同研修を実施し、職員間・職種間の情報共有、意識の醸成を図り、幼児教育の質の向上を図ります。

主な事業・取り組み	概要
幼・保・小・中連携推進事業 (幼稚園・保育課) (学校教育課)	中学校区を単位として、幼・保・小・中の職員が指導内容、指導方法等についての意見交換、園児・児童・生徒同士の交流を推進します。また、家庭と連携した望ましい生活習慣・学習習慣確立のため、SNS対策やノーメディアデー <sup>※</sup> の実践、家庭学習のスタンダード(福島市版)や家庭学習の手引きの活用等を行います。

### (2) 幼児教育アドバイザーの配置

個別のケースに悩む幼児教育・保育の事業者や職員に対する相談体制の充実が必要であることから、幼稚園、保育所等を個別に巡回する幼児教育アドバイザーを配置し、より質の高い教育内容及び指導方法等について助言を行います。

主な事業・取り組み	概要
<b>【新規】</b> 幼児教育アドバイザーの配置 (幼稚園・保育課) (学校教育課)	幼児教育・保育に関する専門性を有する人材を、幼児教育アドバイザーとして配置し、幼児教育・保育の事業者等に対し、助言を行います。

※小1プロブレム…小学校へ入学したばかりの1年生が、学校生活に適応できない状態が継続すること。

※中1ギャップ…小学校から中学校へ入学した際、それまでとの環境の変化についていけず、いじめが起きたり不登校になったりする現象。

※ノーメディアデー…テレビやスマートフォンなどの電子デバイスを使わないで過ごす日。

### (3)認可外保育施設の質の向上

子どもの安全・安心を最優先とし、保育の質を確保するため、幼児教育・保育無償化の対象となる認可外保育施設の基準を定めた条例を本市は独自に制定し、指導監督するとともに、保育施設運営に関する助言等の体制の充実を図ります。

また、認可外保育施設の認可施設への移行を促進します。

主な事業・取り組み	概要
福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例の運用 (幼稚園・保育課)	令和元年10月に施行した「福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例」の規定に基づき、認可外保育施設においても、指導監督基準を満たすことを促すとともに、認可施設化への移行を促進し、子どもの安全確保を図ります。
認可外保育施設巡回支援指導事業 (幼稚園・保育課)	認可外保育施設の巡回支援指導体制を強化し、保育や施設運営に関する助言・指導を行います。

### (4)職員研修・第三者評価等の実施

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等に対する研修や施設に対する評価の実施により幼児教育・保育の質の向上を図ります。

主な事業・取り組み	概要
幼稚園教諭、保育士、保育教諭等に対する研修の実施 (幼稚園・保育課)	研修機会の確保と研修へ参加しやすい職場体制づくりに努めるとともに、キャリアパス研修と認可外保育施設職員向けの研修を充実します。
施設に対する関係者評価、第三者評価等の促進 (幼稚園・保育課)	幼児教育・保育サービスの質の向上のため、施設に対し関係者評価、第三者評価等の実施を促進します。
第三者委員による苦情対応の実施 (幼稚園・保育課)	各施設・事業に寄せられた苦情について、当事者だけでなく第三者委員の意見を踏まえて対応を実施します。
子育て支援者研修会の開催 (こども政策課)	子育て支援者や児童の援助に関わる方を対象に、子どもや保護者への支援の方法を学ぶ研修会を開催し、資質の向上を図ります。
幼稚園と保育所との合同研修等の実施 (幼稚園・保育課) (学校教育課)	幼稚園と保育所とが合同での研修や情報交換を行い、教育・保育・子育て支援の一体的な保育サービスの提供を図ります。

### 3 放課後児童対策の充実【重点施策】

国は「新・放課後子ども総合プラン」（令和元年度～令和5年度）を策定し、令和3年度末までに待機児童解消を図ることとしています。

子どもの人口が減少傾向にある中、核家族化や親の就労希望の高まりにより、放課後児童クラブについても保育需要と同様に、その利用児童数は年々増加傾向にあります。これまでも待機児童解消に向けての取り組みを進めてまいりましたが、今後も取り組みを一層強化しなければなりません。

教育施設等の既存施設の積極的な活用を図りながら施設整備を推進するとともに、放課後の子どもの居場所としての質の確保のため、次の施策を展開します。

主な事業・取り組み	概要
放課後児童クラブの整備 及び地域等との連携強化 (こども政策課)	放課後の子どもの安全な居場所を提供するため、各地域の需要に応じて、放課後児童クラブを整備します。また、地域や学校との連携・協力を強化し、地域における情報共有を図ります。
<b>【新規】</b> 放課後児童クラブ多子世帯 利用者負担軽減 (こども政策課)	放課後児童クラブの利用者負担額について、多子世帯の負担を軽減します。
<b>【新規】</b> 放課後児童支援員等処遇 改善の強化 (こども政策課)	経験豊かな放課後児童支援員や地域との連携を担当する支援員を配置する放課後児童クラブに対しての処遇改善を充実します。
放課後子ども教室の推進 (生涯学習課)	放課後に多様な体験活動ができるよう、地域住民や関係団体等の協力を得ながら、放課後子ども教室を推進します。
放課後児童クラブ・放課後 子ども教室の一体的運用 (こども政策課) (教育施設管理課) (生涯学習課)	学校施設の余裕教室等を活用し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的運用に努めます。
児童センターの運営 (こども政策課)	市内5施設の児童センターで、放課後の子どもの安全な居場所を提供します。

## 4 特別保育等の充実【重点施策】

家族形態、保護者の就労状況等が変化中、子育て家庭の保育ニーズも多様化しています。また、緊急の保育ニーズにも対応できる特別保育を充実するため、次の施策を展開します。

### (1) 病児・病後児保育の拡充

子どもが病気の際や回復期に子どもを預けることができる施策、事業のニーズが高まっていることから、安心・安全な子育て環境を実現するため、病児・病後児保育の充実を図ります。

主な事業・取り組み	概要
<b>【新規】</b> 病児・病後児保育事業 (幼稚園・保育課)	子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、保育所等において病気の子どもを一時的に保育するほか、保育所等において保育中に体調不良となった子どもへの緊急対応を行います。

### (2) 休日保育の拡充

就労形態が多様化する中で、休日保育の需要は高まっていることから、休日保育の充実を図ります。

主な事業・取り組み	概要
<b>【新規】</b> 休日保育事業 (幼稚園・保育課)	日曜日や祝日に保育が必要な子どもの保育を実施します。

### (3) 病児・病後児等緊急対策事業の拡充

24時間緊急保育にかかる部分を民間事業者と連携し、子育てサポートのセーフティネットを拡充します。

主な事業・取り組み	概要
<b>【新規】</b> ファミリーサポートセンター病児・病後児等緊急対策事業 (こども政策課)	早朝・夜間等の緊急時や病児及び病後児、宿泊を伴う子どもの預かり等、24時間の受付を行います。

#### (4)延長・一時預かり保育等の推進

幼児教育・保育事業を利用する子育て家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、子育て家庭の実情に応じたサービスを提供します。

主な事業・取り組み	概要
延長保育事業 (幼稚園・保育課)	保育所等において在園児を対象に、通常の保育時間を延長して保育を実施します。
幼稚園における一時預かり事業（預かり保育） (幼稚園・保育課)	幼稚園において在園児を対象として、教育時間以外の時間帯や長期休みの期間中に子どもを預かります。
保育所等における一時預かり事業（一時預かり） (幼稚園・保育課)	保育所等において、主に保育所や幼稚園等に通っていない乳幼児を対象として、保護者がパート就労や病気などの場合に、一時的に子どもを預かります。
子育て短期支援事業 (こども家庭課)	保護者が疾病、出産、育児疲れ、育児不安などにより、一時的に家庭で養育が困難となった場合に、児童養護施設等での子どもの一時的な預かりの充実を図ります。

# 基本目標2 親子が健康でいきいきと生活できる環境をつくる

## 1 子どもや保護者の健康の推進

### (1) 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

関係機関と連携し、妊娠期から親子の健全な育ちへの支援を推進します。

主な事業・取り組み	概要
妊娠届出時の専門職による 面接相談の実施 (こども家庭課)	子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳の交付とあわせて、妊婦と妊婦を取り巻く状況を把握し、必要に応じて継続的な支援につなげます。
妊産婦健診事業 (こども家庭課)	妊婦健康診査15回と産後1ヶ月健康診査(計16回)にかかる費用について助成します。
プレママ・プレパパ支援 (こども家庭課)	妊婦とその家族を対象に、地域子育て支援センター等と連携し、出産後の生活についてイメージ化できる機会を設けるとともに、安心して赤ちゃんを迎えることができるよう相談支援を行います。
妊産婦訪問の実施 (こども家庭課)	妊産婦または家族からの依頼や医療機関からの連絡等により支援が必要な妊産婦に対し、保健師、助産師等による家庭訪問を実施します。
利用者支援事業 (こども政策課) (こども家庭課)	子育てコーディネーターを配置し、子育て支援の情報提供及び相談、助言を実施します。 また、子育て世代包括支援センターをワンストップ拠点として、妊娠期から子育て期の相談支援を行います。

### (2) 健やかな発育発達の推進

乳幼児健康診査及び予防接種の実施により、子どもの健やかな成長を推進します。

主な事業・取り組み	概要
乳幼児健康診査の実施 (こども家庭課)	市及び医療機関において健康診査を実施し、疾病や異常の早期発見やより良い発育・発達のための保健指導を行います。
こども発達相談会の開催 (こども家庭課)	発達発育等に問題のある子どもを対象に、相談・療育指導を行い、適切な治療へとつなぎます。
予防接種の実施 (健康推進課)	子どもがかかりやすく、感染力が強く重症化の恐れがある病気を防ぐため、予防接種を実施します。また、接種率向上のため、その重要性について周知を進めます。

主な事業・取り組み	概要
フッ化物洗口※事業 (健康推進課) (幼稚園・保育課)	子どもがむし歯になりにくい丈夫な歯を作るために、フッ化物洗口を推進します。
新生児聴覚検査事業 (こども家庭課)	新生児期に医療機関等で実施する聴覚検査にかかる費用の一部を助成します。

### (3)母子保健事業の推進

地域の中で、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子育て支援関連機関等との連携を図りながら、親と子の健康づくりを推進します。

主な事業・取り組み	概要
家庭訪問指導の実施 (健康推進課) (こども家庭課)	保護者や関係機関等からの依頼、乳幼児健康診査後に経過観察や育児支援が必要な親子等に対し、家庭訪問指導を実施します。また、乳幼児健診未受診者へ全戸訪問し、育児を支援します。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） (健康推進課)	生後2か月から4か月までの乳児のいる家庭を対象に、こんにちは赤ちゃん応援隊、保健師、助産師等が訪問し子育てを支援します。
こども発達相談会事後フォロー教室の実施 (こども家庭課)	発達に心配のある子どもの保護者に対して学習会を開催し、情報提供や相談を行います。
健康教育・相談の実施 (健康推進課) (こども家庭課)	対象に応じて、離乳食教室や育児相談会、親と子の健康づくり講座、防煙教室、子育てこころのケア事業等を実施します。また、地域等からの依頼により、健康教育・相談事業を実施します。
乳幼児の事故防止の普及啓発 (こども家庭課)	乳幼児健診における保健指導や情報提供、祖父母世代へ孫育て手帳の配付等により、乳幼児の事故防止の普及啓発を行います。
SIDS※予防及び子どものための分煙・禁煙環境づくりの普及啓発 (こども家庭課)	乳幼児健診におけるアンケート調査や乳児家庭全戸訪問事業におけるパンフレット配付等、多様な機会を通じてSIDS予防及び分煙・禁煙についての啓発を行います。
産後ケア事業 (こども家庭課)	産後にうつ傾向や育児不安を持つ産婦とその乳児に、医療機関等におけるショートステイやデイケアによる支援を提供し、適切な健康管理や育児不安の軽減を図ります。

※フッ化物洗口…フッ化物水溶液を用いてうがいをを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて、虫歯を予防する方法。

※SIDS…何の予兆や病歴もなく、乳幼児が死に至る原因の分からない病気。

主な事業・取り組み	概要
地域母子保健推進事業の実施 (健康推進課)	地域の子育て支援ボランティアと協働で、育児相談や交流の機会づくりを行い、育児不安の軽減に努めます。
地域育児相談会の開催 (健康推進課)	保健師が保育所や育児サークル等へ訪問し、健康相談や健康教育を実施します。

## 2 食育の推進

保育所や学校等において、給食や食材にふれる機会を捉えて、子どもに食の大切さを伝えるとともに、保護者に対する栄養指導や食に関する提案、情報提供等を行います。

主な事業・取り組み	概要
わいわい市民農園農業体験事業 (農業企画課)	市内の園児を対象に、農業体験を実施し、農業にふれあう機会を通して食育の推進を図ります。
<b>【新規】</b> 福島型給食推進事業 (農業振興課) (こども政策課) (幼稚園・保育課) (教育施設管理課)	学校給食、幼稚園・保育所等の給食において、福島市産の米・野菜等の使用を拡大することで、子どもたちの地産地消への意識を高めるとともに、本市産農産物の生産振興を図ります。
学校給食の実施 (教育施設管理課)	すべての市立小・中学校及び特別支援学校において、安全で安心な学校給食を活用した食育を推進します。
食生活改善推進員の活動支援 (健康推進課)	各地域で食育を推進する食生活改善推進員の活動を支援します。
食育の推進 (健康推進課) (幼稚園・保育課)	親子・地域活動団体・幼稚園・保育所などを対象とし、調理実習をはじめとした食育教室を通して、食育を推進します。
栄養やお口の健康に関する健康教育・相談の実施 (こども家庭課)	各地区等において、栄養士による健康教育・相談、歯科衛生士による健康教育・相談を実施し、親子の食育を推進します。
保育所等での栄養指導、給食の充実 (幼稚園・保育課)	手作りで栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、食育活動を行い、子どもが食に興味を持つきっかけづくりを行います。
農業ふれあい体験事業 (農業委員会事務局)	食から健康をつくる大切さを知ってもらうため、親子が農作物の作付けと収穫を体験する事業を実施します。

### 3 子ども医療の充実

子育て世代の身近な医療サービスを確保するために、医療関係機関と連携し、医療知識の普及を図るとともに、緊急時に対応できる医療体制の充実と医療費助成を行います。

主な事業・取り組み	概要
かかりつけ医定着化の普及啓発 (健康推進課) (こども家庭課)	普段から安心して相談できる、かかりつけ医を持つことの重要性を啓発し、かかりつけ医の定着率向上に努めます。
正しい医療受診の普及啓発 (健康推進課) (こども家庭課)	乳幼児健診や家庭訪問等の機会に、子どものかかりやすい病気や症状の知識を普及し、適切な医療受診を促進します。
小児等救急医療体制の確保 (保健所総務課)	一次では夜間急病診療所を運営するとともに、二次では救急医療病院群輪番制を実施し、子どもの救急医療体制を確保します。
子ども医療費の助成 (地域福祉課)	18歳までの子どもの医療費の一部負担金及び入院時食事療養費を助成します。
養育医療の給付 (地域福祉課)	1歳未満の未熟児の医療費の一部負担金及び入院時食事療養費を給付します。
小児慢性特定疾病の医療費の助成 (こども家庭課)	悪性新生物、慢性腎疾患等の小児慢性特定疾病に罹患した児童等に対し、医療費を助成します。
休日在宅当番医制の実施 (保健所総務課)	小児科等の7診療科目において、休日昼間の急病患者に対応する休日在宅当番医制を実施します。
休日救急歯科診療事業 (保健所総務課)	休日救急歯科診療所において、子どもの休日の歯科急病診療を実施します。

### 4 子どもの体力の向上

#### (1)活動の場の確保と整備

身近な遊び場である公園、屋内外の運動施設等の整備を図るとともに、豊かな自然を体験する場の確保を図ります。

主な事業・取り組み	概要
<b>【新規】</b> 子どもの遊び場の整備 (こども政策課)	子どもの身近な遊び場である児童遊園、児童遊び場を整備します。また、「さんどパーク」の代替施設として、「(仮称)道の駅ふくしま」内に「こどもの遊び場」を整備します。

主な事業・取り組み	概要
児童公園の管理運営 (こども政策課)	園内に30種類以上の遊具を配置し、低額な料金で、親子でともに楽しめるよう児童公園を管理運営します。
都市公園の整備 (公園緑地課)	市民の憩いの場、子どもの遊び場として、都市公園を整備します。
自然にふれあう場の整備 (農林整備課)	子どもが自然にふれあう場として、小鳥の森、水林自然林を整備します。
四季の里の管理運営 (農業振興課)	芝生の上を走り回ったり、水遊び、木もれび広場など、福島盆地を一望しながら、家族で楽しめるよう四季の里を管理運営します。

## (2) 健やかな体の育成

既存の運動施設の有効活用を図るとともに、健康づくりや体カアップ、スポーツ・レクリエーション活動を支援します。

主な事業・取り組み	概要
学校施設の開放 (教育施設管理課)	学校の体育施設を、地域に開放します。
市民体育祭の開催 (スポーツ振興課)	スポーツを奨励し、市民の健康増進や体力向上を図るために、市民体育祭を開催します。
ふくしま健康マラソン 大会の開催 (スポーツ振興課)	市民の体力づくり、健康増進に寄与するため、ふくしま健康マラソン大会を開催します。
スポーツ少年団活動の 推進 (スポーツ振興課)	スポーツ少年団の種別交流会やリーダー研修を実施し、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

## 5 子どもと保護者の心のケアの推進

### (1) 子どもと保護者の心のケア

未就学児や児童・生徒・保護者を対象としたカウンセリングの充実を図るとともに、悩みに応える支援を行います。

主な事業・取り組み	概要
ユースプレイス自立支援事業 (こども政策課)	ひきこもりやニート等の若者が自立し、健全な社会生活を営むために、若者の居場所をつくります。
児童生徒のカウンセリングの充実 (教育研修課)	市立各小中学校において、児童生徒へのカウンセリングの充実を図り、子どもの日常的な悩みや保護者の教育上の悩みを聴き、専門的な立場からの助言を行います。
子どもハートサポート事業 (教育研修課)	スクールカウンセラーが配置されていない小学校に、子どもハートサポート相談員を配置します。子どもからの相談を受け、問題行動等の未然防止や早期発見及び即時対応を行います。
市スクールカウンセラーの配置 (教育研修課)	市総合教育センターにスクールカウンセラーを配置し、子どもの日常的な悩みや不登校、就学に関して、専門的な立場からの助言を行います。
適応指導教室（ふれあい教室）の開設 (教育研修課)	適応指導教室（ふれあい教室）を開設し、不登校児童生徒の学校復帰、社会的自立に向けての指導を行います。
子育てこころのケア事業 (健康推進課)	育児負担や不安を軽減することを目的とした座談会や講演会等を開催します。放射線の知識や現状を伝える学習会を開催し、親子の不安の軽減を図ります。

## (2)放射線に関する不安軽減への取り組み

正しい知識や情報、学習の場等を提供し、放射線に対する子育て家庭の不安の軽減に努めます。

主な事業・取り組み	概要
ガラスバッジ*等による外部被ばく検査の実施 (放射線健康管理課)	ガラスバッジ等による外部被ばく検査を行います。
ホールボディカウンタ**による内部被ばく検査の実施 (放射線健康管理課)	ホールボディカウンタによる内部被ばく検査を行います。
放射線教育の授業への支援 (教育研修課)	本市独自の「防災・放射線教育指導資料」を作成し、その活用を図り、小・中・特別支援学校における放射線教育の授業を支援します。
防災・放射線教育研修会の開催 (教育研修課)	教職員を対象とした、防災及び放射線教育の研修会を開催し、小・中・特別支援学校における放射線教育の授業を支援します。
給食モニタリングの実施 (幼稚園・保育課) (教育施設管理課)	給食食材のモニタリングを行い、安全で安心な給食を提供します。

## 6 安全で安心な生活環境づくりの推進

### (1)安全な環境づくりの推進

子どもにとって身近な場所の安全を確保するとともに、防犯・防災・救急への理解深め、安全で安心して暮らせる生活環境づくりを推進します。

主な事業・取り組み	概要
通学路及び保育所等の散歩経路の安全確保 (道路保全課) (道路建設課) (幼稚園・保育課)	通学路等の段差を解消し、歩行者や自転車の通行の安全を図るとともに、交通安全施設や危険箇所の安全対策を実施します。

\*ガラスバッジ…放射線を照射すると発光する性質を持つ特殊なガラス素材のバッジ。個人が受けた積算の放射線量を計ることができる。

\*\*ホールボディカウンタ…体内に存在する放射性物質を体外から計測する装置。

主な事業・取り組み	概要
街灯の設置 (道路保全課)	夜間における子どもの安全確保のため、街路灯の設置を推進します。
防火・防災教育の推進 (消防総務課、予防課)	防火・防災教育の実施や各種イベントで、子どもが学べるコーナーを設置するなど、子どもたちに防火・防災への意識啓発を図ります。
救急講習の実施 (救急課)	いざという時の応急手当の方法など、親子で受講できる講座を実施し、「命の大切さ」について啓発します。

## (2)子育て家庭にやさしい環境の確保

公共施設において乳幼児が安全で安心して遊べる場所を確保します。

主な事業・取り組み	概要
乳幼児向けスペースの整備 (管財課)	公共施設において、子どもの遊び場や授乳・おむつ替えスペースを整備します。



# 基本目標3 子どもが適切な支援を受けられる環境をつくる

## 1 児童虐待防止体制の強化【重点施策】

共働き家庭、核家族の増加等による地域の人間関係の希薄化に伴い、子育てに不安を抱える保護者は増えています。

本市においても児童虐待に係る相談件数が年々増加しており、全国的にも同様な状況にあり、社会問題となっています。

また、国では、令和元年6月に児童福祉法等を一部改正し、親権者のしつけに際する体罰禁止や市町村における相談体制の強化等を明確に盛り込んだところであります。

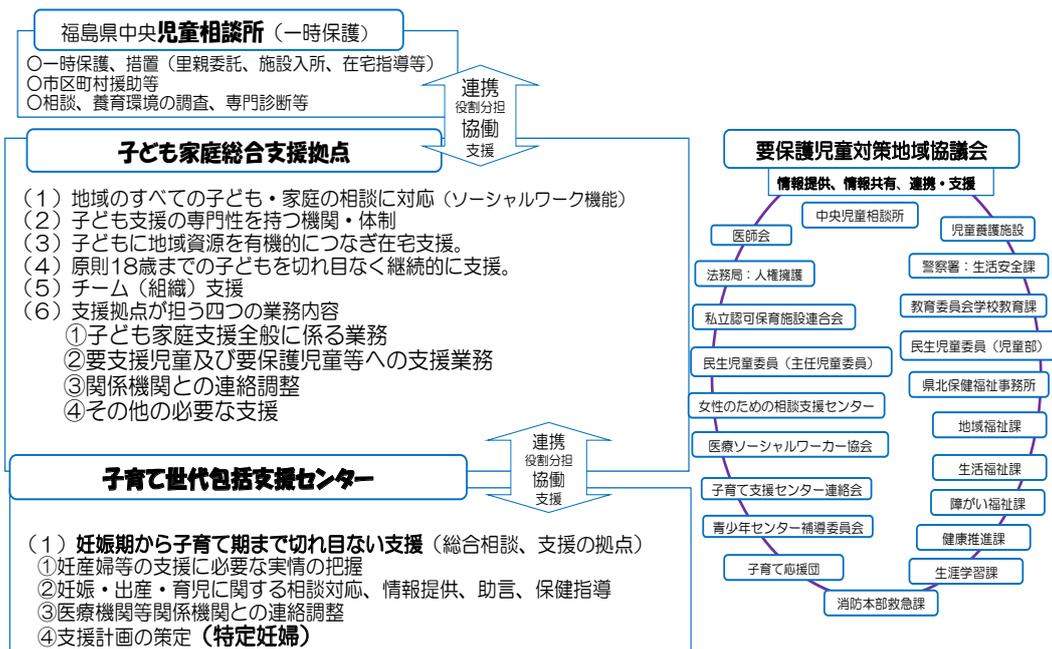
このような中、児童虐待防止体制を強化し、親子の健全な育成を図るため、次の施策を展開します。

### (1) 虐待予防・早期発見に向けた相談体制の充実

本市では、児童虐待防止を重点課題とし、その防止対策を強化するため、令和2年2月に子ども家庭総合支援拠点を設置しました。

本拠点に、新たに社会福祉士や臨床心理士、公認心理師、保健師、保育士など資格を有する専門職を配置し、子ども家庭支援員や虐待対応専門員、心理担当支援員が専門性を持ったケースワークによるきめ細やかで家族に寄り添った相談支援体制を強化し、児童虐待の防止に努めます。

また、乳児期の虐待を未然に防ぐには、妊娠期からの切れ目のない支援が重要であることから、妊娠届出時の面接により、今後想定される状況についての包括的評価のほか、要支援妊婦を把握し、関係機関と連携して一人ひとりに寄り添った支援を行います。



主な事業・取り組み	概要
子ども家庭総合支援拠点事業 (こども家庭課)	子育て世代包括支援センター及び中央児童相談所などの関係機関と連携しながら、包括的な支援体制を構築し、児童虐待防止に努め、親子の健やかな成長を支援します。
乳幼児健康診査未受診者等保健福祉連携事業 (こども家庭課)	母子保健事業を通じて、課題を抱える家庭を早期に発見し、連携体制のもとで育児を支援します。
アンケートからの親支援事業 (こども家庭課)	乳幼児健康診査において、親へのアンケートを実施し、親の心身の状況に寄り添って支援につなげることで児童虐待予防に努めます。

## (2)子どもを守る地域ネットワークの強化

子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの相談機能、県児童相談所との連携により、児童虐待に対する包括的な支援体制の強化に取り組みます。

子どもの生活の場である「地域」においては、主任児童委員やこんにちは赤ちゃん応援隊、地区組織等と協力して、虐待予防・親支援のための「見守りネットワーク」機能の強化を目指すとともに、関係機関、関係職種との連携を図りながら、虐待の発生防止に努めます。

主な事業・取り組み	概要
支援ネットワークの構築 (健康推進課) (こども家庭課) (幼稚園・保育課) (学校教育課)	要保護児童対策地域協議会等において、関係機関が情報共有及び協議を行い、要保護児童等の早期発見と早期対応、適切な支援に努めます。
児童養護施設への支援 (こども家庭課)	施設入所児童の処遇向上を図るため、児童養護施設の運営を支援します。
学校・福祉施設連絡協議会の開催 (学校教育課)	児童福祉施設と幼稚園、小・中学校が連携し、児童生徒の生活指導、学習指導の向上を図ります。

### (3) 児童虐待防止のための意識の啓発

児童虐待の防止と早期発見を図るため、関係機関の連携による相談、啓発活動を行います。

主な事業・取り組み	概要
児童虐待防止に関する啓発 (こども家庭課)	児童虐待防止のリーフレットや子どもの権利に関するしおりを作成し、児童虐待防止を啓発します。
ペアレントトレーニング等 親支援事業 (こども家庭課)	子どもとのより良い関わり方や対応方法を学ぶ機会を、家庭訪問などで提供します。
児童虐待防止や早期通告に関する周知・啓発事業 (こども家庭課)	児童虐待防止のリーフレットを出生届出時等に配付し、体罰によらない育児の普及啓発や育児負担軽減等の情報を提供します。

## 2 障がいのある子どもに対する支援の充実【重点施策】

発達に課題を抱える子どもや不安を抱える保護者は増加傾向にあります。

支援が必要な子どもとその家族にとっては、安心して地域で暮らすことができるための包括的なサポートを考えるネットワークが必要です。

また、人工呼吸器や胃ろう等を使用するなどの医療的ケアが日常的に必要な子どもも増加傾向にあります。こうした子どもやその家族への支援は、医療、福祉、保健、子育て支援、教育等の多職種連携が不可欠です。

このことから、関係機関の連携をさらに強化し適切な支援を行うため、次の施策を展開します。

### (1) 発達支援ネットワークの充実

発達に課題を抱えるすべての子どもが、必要な支援を受けながら地域で暮らすことができるようネットワークを強化します。

主な事業・取り組み	概要
関係機関との連携調整会議の開催 (障がい福祉課) (健康推進課) (こども家庭課) (教育研修課)	関係機関が連携し、発達障がい児とその家族に対する包括的な支援ネットワークを構築し、適切な支援を行います。
障がい児保育ネットワークの整備 (こども家庭課) (幼稚園・保育課)	子ども一人ひとりの発達ニーズに応える適切な保育のため、保育施設、幼稚園、学校、療育機関からなるネットワーク体制を整備し、その成長に応じた支援を行います。

## (2) 医療的ケア児を支えるネットワークの充実

医療的ケア児に対する包括的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整するコーディネーター（相談支援専門員等）を配置し、関係機関が連携を図るための協議を行い、医療的ケア児を支援します。

主な事業・取り組み	概要
医療的ケア児支援コーディネーターの配置 (障がい福祉課) (こども家庭課)	相談支援専門員等をコーディネーターとして配置し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を行います。
医療的ケア児への支援について連携協議の推進 (障がい福祉課) (こども家庭課)	地域生活支援協議会療育・教育支援部会で関係機関と協議し、適切な支援を行います。
医療的ケア児の保育所受入 (幼稚園・保育課)	医療的ケア児の状況に応じて安全性を確保しながら、保育サービスを提供します。

## (3) 障がいのある子どもとその家庭への支援

障がいのある子どもとその家庭の経済的負担を軽減するとともに、子どもや家庭の状況に応じた相談、療育体制の充実を図ります。

主な事業・取り組み	概要
特別児童扶養手当の支給 (障がい福祉課)	障がいのある 20 歳未満の児童の監護者に特別児童扶養手当を支給します。
重度心身障害児童扶養手当の支給 (障がい福祉課)	20 歳未満の重度の心身障がい児の監護者に重度心身障害児童扶養手当を支給します。
障害児福祉手当の支給 (障がい福祉課)	20 歳未満で重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を要する障がい者に障害児福祉手当を支給します。
育成医療の給付 (障がい福祉課)	18 歳未満の児童で疾患等により将来において障がいを残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費が給付されます。
障がい児相談支援 (障がい福祉課)	相談支援事業所や市障がい者地域生活支援協議会などによる相談支援を行います。
障がい福祉サービスの提供 (障がい福祉課)	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護（入浴介助支援）、短期入所（ショートステイ）などの支援推進体制を整備します。

主な事業・取り組み	概要
災害時要援護者※支援事業 (長寿福祉課) (障がい福祉課)	災害発生時に支援を受けないと避難できない障がいのある子どもの災害時要援護者台帳の整備を行います。
こども発達支援センターにおける療育訓練・指導 (こども家庭課)	基本的な生活習慣の習得に向けた療育を行います。また、医療的ケア児や重度心身障害児の保育所や幼稚園等への入所、適正就学を支援します。
こども発達支援センターにおける臨床心理士等による相談支援 (こども家庭課)	臨床心理士による「心理相談」を実施し、適切な治療や療育等を支援します。
こども発達支援センターにおける保健師等による保育所等訪問支援 (こども家庭課)	「こども発達相談会」の後に、保育所や幼稚園への訪問支援を行います。
車いすや補聴器等の補装具費の支給 (障がい福祉課)	身体に障がいのある児童の車いすや補聴器等の補装具費を支給します。
日常生活用具費の支給 (障がい福祉課)	在宅の障がい児に日常生活用具費を支給します。
学用品費等の助成 (学校教育課)	特別支援学級、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者に対し、学用品費等を助成します。
中学校職能開発研究協議会への助成 (教育研修課)	学校と福祉事務所、ハローワークが連携して行う、生徒の特性を踏まえた進路指導、就労支援等を助成します。
保育士や幼稚園教諭の専門性の充実 (幼稚園・保育課)	障がいのある児童への適切な保育・教育を提供するため、研修などをおし保育士などの資質や専門性の向上を図ります。
障がいのある児童の受入体制の整備 (幼稚園・保育課)	保育所・幼稚園などの障がいのある児童の受入体制の整備・充実を図ります。
子育てに困難を抱える保護者への支援 (障がい福祉課) (健康推進課) (こども家庭課)	医療機関等の関係機関と連携しながら、精神疾患や障がい等により子育てに困難を抱える保護者の情報を共有するとともに、生活相談等の支援を行います。

※災害時要援護者…高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人など、災害時に自力で避難することが困難で、かつ災害について十分な情報を得られない方。

#### (4)障がいのある子どもを支援する地域環境の充実

障がいのある子どもが身近な地域で安心して楽しく、いきいきと生活できるよう、適切な療育訓練を受けられる体制の整備を進めるとともに、地域交流や関係機関が包括的に支援する環境づくりに努めます。

主な事業・取り組み	概要
<b>【再掲】</b> 医療的ケア児への支援について連携協議の推進 (障がい福祉課) (こども家庭課)	地域生活支援協議会療育・教育支援部会で関係機関と協議し、適切な支援を行います。
<b>【再掲】</b> 障がい児相談支援 (障がい福祉課)	相談支援事業所や市障がい者地域生活支援協議会などによる相談支援を行います。
<b>【再掲】</b> 障がい福祉サービスの提供 (障がい福祉課)	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護（入浴介助支援）、短期入所（ショートステイ）などの支援推進体制を整備します。
障がいのある子どもが参加するイベントの開催 (障がい福祉課)	「おひさまといっしょに」、「障がい児クリスマス会」、「福祉作品展」、「障がい者週間記念事業」等のイベントを開催し、社会参加を促進します。

### 3 子どもの貧困対策の充実【重点施策】

困難を抱える子どもたちが将来に夢や希望をもって成長していけるよう、貧困の連鎖を解消し、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないことがない社会の実現のため、次の施策を展開します。

#### (1)教育・学習支援の充実

「貧困の連鎖」の課題に対応するためには、学習支援や教育環境の維持・向上に取り組む必要があります。

このため、学校における児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーの活用や福祉関連機関との連携を強化します。

また、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを行うことなどにより、包括的に対策を推進します。

主な事業・取り組み	概要
学力グレード・アップ事業 (学校教育課)	各学校へ指導主事を派遣し、指導助言を行います。また、家庭学習スタンダード*を有効に活用し、家庭学習の習慣化を図り、学力向上を図ります。
学力向上サポート事業 (学校教育課)	学習支援員を配置し、すべての中学校、すべての学級で支援を行います。また、指導主事による支援訪問により、学習支援員の活用や授業についての指導助言を行い、学力向上を図ります。
スクールソーシャルワーカーの配置 (教育研修課)	貧困、虐待(ネグレクト*)、不登校などの様々な課題に対応するために、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関等とのネットワークにより、連携、調整などを行います。
スクールカウンセラーの配置 (教育研修課)	市立各小中学校及び市総合教育センターにスクールカウンセラーを配置し、子どもの日常的な悩みや保護者の教育上の悩みを聴き、専門的な立場からの助言を行います。
【再掲】 子どもハートサポート事業 (教育研修課)	スクールカウンセラーが配置されていない小学校に、子どもハートサポート相談員を配置します。子どもからの相談を受け、問題行動等の未然防止や早期発見及び即時対応を行います。
学校支援地域本部事業 (生涯学習課)	地域全体で学校の活動を支援する体制づくりを整備し、子どもたちの教育をよりよいものとするとともに地域の教育力の向上を図ります。
子どもの学習・生活支援事業 (生活福祉課)	生活保護・児童扶養手当・就学援助受給世帯の子どもを対象に、学習支援、進路相談、保護者の養育支援等を行います。

※家庭学習スタンダード…家庭学習を充実させるために、家庭・地域・学校の連携・協力を促進することを目的に、福島市が作成した冊子。

※ネグレクト…養育の怠慢・放置・拒否のこと。

主な事業・取り組み	概要
【再掲】 放課後子ども教室の推進 (生涯学習課)	放課後に多様な体験活動ができるよう、地域住民や関係団体等の協力を得ながら、放課後子ども教室を推進します。

## (2) 困難を抱える子育て家庭への生活支援の充実

相談体制を充実するとともに、困難を抱える子育て家庭への養育支援や住環境の整備などにより生活支援を推進します。さらに、食育の推進や虫歯予防など子どもの健康増進を図るとともに、社会的な孤立に陥りがちな困難を抱える子育て家庭の子どもの居場所の確保に努めます。

主な事業・取り組み	概要
母子生活支援施設への入所支援 (こども家庭課)	母子家庭等に対し、母子生活支援施設への措置入所や自立支援計画の作成などにより、施設と連携し、入所母子の生活を支援していきます。
母子寡婦福祉会への支援 (こども家庭課)	地域における母子福祉の向上のための、母子福祉団体を支援します。
養育支援訪問事業 (こども家庭課)	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士・ヘルパー等がその居宅を訪問し、家事援助や養育に関する指導、助言等を行います。
【再掲】 産後ケア事業 (こども家庭課)	産後にうつ傾向や育児不安を持つ産婦とその乳児に、医療機関等におけるショートステイやデイケアによる支援を提供し、適切な健康管理や育児不安の軽減を図ります。また、生活保護世帯、市民税非課税世帯の利用料を減免します。
【再掲】 児童センターの運営 (こども政策課)	市内5施設の児童センターにより、放課後の子どもの安全な居場所を提供します。
子育て支援住宅※の整備 (住宅政策課)	特別市営住宅の空家を活用した、家賃の低廉な「子育て支援住宅」の供給により、若い世代が安心して子育てできる住環境を整備します。
【再掲】 食育の推進 (健康推進課) (幼稚園・保育課)	親子・地域活動団体・幼稚園・保育所などを対象とし、調理実習をはじめとした食育教室を通して、食育を推進します。
【再掲】 フッ化物洗口事業 (健康推進課) (幼稚園・保育課)	子どもがむし歯になりにくい丈夫な歯を作るために、フッ化物洗口を推進します。

※子育て支援住宅…安心して子育てができるよう、広い間取りの住宅の家賃を世帯の所得額に応じて減額し、貸し出す公的な住宅。

主な事業・取り組み	概要
自立相談支援事業 (生活福祉課)	生活困窮者の相談に対し、支援プランを策定し、各種支援制度を活用し、生活支援を行います。

### (3)保護者への就労支援の充実

就労の希望を持つ保護者に対して、専門機関との連携による就労相談を行うほか、より安定した就労機会を確保するため、資格取得や高卒認定を支援します。

主な事業・取り組み	概要
就職支援相談窓口事業 (産業雇用政策課)	求職者に対し、窓口相談や面接指導等を行うとともに、雇用促進推進員による情報提供等により、就労支援を行います。
高等職業訓練促進給付事業 (こども家庭課)	ひとり親家庭の父母の就職を促進するため、資格取得のために修業する期間の生活費の一部を支給します。
高等職業訓練促進資金貸付事業 (こども家庭課)	「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を支援します。
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付事業 (こども家庭課)	ひとり親家庭の親及び子どもが高卒認定試験合格のための講座を修了時及び合格時に受講費用の一部を支給します。
自立支援教育訓練給付事業 (こども家庭課)	ひとり親家庭の父母が就職に有利になるよう、職業訓練の受講費用の一部を支給します。
生活保護受給者等就労自立促進事業 (生活福祉課) (こども政策課)	ハローワークと連携し、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者、住宅確保給付金受給者、生活困窮者等の求職者支援を実施します。

### (4)困難を抱える子育て家庭への経済支援の充実

困難を抱える子育て家庭に対して、各種支援施策を活用し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

主な事業・取り組み	概要
<b>【新規】</b> 国民健康保険税の負担軽減 (国保年金課)	国民健康保険税の18歳未満の子どもの均等割課税額を軽減します。
児童扶養手当給付事業 (こども政策課)	一定の要件を満たすひとり親家庭に対し、生活の安定と自立を助けるために児童扶養手当を支給します。

主な事業・取り組み	概要
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 (こども家庭課)	20歳未満の子ども等を扶養しているひとり親家庭の保護者等を対象に、各種資金の貸付けを行います。
子育て短期支援事業の利用者負担軽減 (こども家庭課)	保護者が疾病、出産、育児疲れ、育児不安などにより、一時的に家庭で養育が困難となった場合に、児童養護施設等での子どもの一時的な預かりの充実を図ります。また、ひとり親家庭における利用者負担の軽減を行います。
ファミリーサポートセンター事業の利用料金助成 (こども政策課)	ファミリーサポートセンターにおいて、育児の援助を依頼したい保護者と育児を援助できる方を登録し、保護者への紹介、あっせんを行います。また、ひとり親家庭の利用料金の一部を助成します。
<b>【新規】【再掲】</b> 放課後児童クラブ多子世帯利用者負担軽減 (こども政策課)	放課後児童クラブの利用者負担額について、多子世帯の負担を軽減します。
<b>【新規】</b> 保育施設多子世帯利用者負担軽減 (幼稚園・保育課)	認可保育所等の利用者負担額について、多子世帯の負担を軽減します。
実費徴収にかかる補足給付事業 (幼稚園・保育課)	幼稚園や保育所における食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。
ひとり親家庭医療費助成 (地域福祉課)	一定の要件を満たすひとり親家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費を一部助成します。
就学援助事業 (学校教育課) (教育施設管理課)	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に対し、学用品費や給食費等を助成します。
奨学金の給付事業 (学校教育課)	経済的理由により高等学校への就学が困難と認められる生徒に対し、奨学金を給付します。
<b>【新規】【再掲】</b> 福島型給食推進事業による給食費の負担軽減 (こども政策課) (幼稚園・保育課) (教育施設管理課)	学校給食、幼稚園・保育所等の給食において、福島市産の米・野菜等の使用を拡大することで、子どもたちの地産地消への意識を高めるとともに、本市産農産物の生産振興を図ります。また、給食費を助成し、保護者負担の一部を軽減します。
<b>【再掲】</b> 産後ケア事業 (こども家庭課)	産後にうつ傾向や育児不安を持つ産婦とその乳児に、医療機関等におけるショートステイやデイケアによる支援を提供し、適切な健康管理や育児不安の軽減を図ります。また、生活保護世帯、市民税非課税世帯の利用料を減免します。

## (5)切れ目のない支援及び地域との連携強化

各種健康診断や事業を通じ成長段階に応じた切れ目のない支援を実施するとともに、各地域の関係機関・団体との包括的な連携強化に努めます。

主な事業・取り組み	概要
子育て世代包括支援センターによる支援 (こども家庭課)	妊娠・出産・子育てに関わる様々な相談支援を行う総合窓口であり、地域の関係機関と連携し、包括的な支援を行います。
地域子育て支援拠点事業 (こども政策課)	地域子育て支援センターにおいて、在宅で子育てをする家庭の育児相談や遊びの場の提供などを行います。
要保護児童対策地域協議会の開催 (こども家庭課)	関係機関が連携し、虐待の発生防止や早期発見・早期解決、再発防止に努めます。
青少年健全育成推進会議の支援 (こども政策課)	青少年健全育成推進会議の活動を通して、地域を核とした学校・家庭との連携を強化します。
地域における子どもの居場所づくり支援事業 (こども政策課)	地域で子どもの居場所づくり活動をする方に対して、アドバイスや研修等を行います。
【再掲】 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） (健康推進課)	生後2か月から4か月までの乳児のいる家庭を対象に、こんにちは赤ちゃん応援隊、保健師、助産師等が訪問し子育てを支援します。

## 4 外国籍の子どもや保護者等に対する支援の充実

外国籍の保護者に対し、適切な支援が受けられるよう、情報提供・相談支援の多言語化に努めます。

また、言語や文化に違いがあっても、共に地域社会で暮らしていけるよう「多文化共生のまち」を推進します。

主な事業・取り組み	概要
帰国・外国出身児童・生徒へのサポーター派遣及び親子支援事業 (定住交流課)	公立小中学校に在籍し、日本語理解の不十分な外国出身の児童・生徒に対し、学校生活への早期適応を支援するため、学校へ日本語指導サポーターを派遣するとともに、親子教室を開催し、保護者に対しても環境適応向上に向けた支援を行います。
多言語対応の母子手帳の交付 (こども家庭課)	8か国語の母子手帳を作成し、交付します。
施設利用案内の英文化 (幼稚園・保育課)	窓口で配付している施設利用案内を英語表記化します。



# 基本目標4 地域における子育てしやすい環境をつくる

## 1 家庭や地域の教育力の向上

### (1)家庭教育への支援の充実

学習センター等の施設を活用し家庭教育に関する学習の機会や情報の提供を行い、家庭教育相談や親子で体験できる事業を推進します。

主な事業・取り組み	概要
ブックスタート事業 (図書館)	4ヵ月健診の際に、親子に絵本をプレゼントし、親子の心がふれあう時間を創出します。
親子で楽しむおはなし会の開催 (図書館)	図書館や学習センターで、絵本の読み聞かせを行い、親子で本にふれる機会を創出します。
家庭教育相談事業 (生涯学習課)	生涯学習指導員が、家庭での教育についての相談支援を行います。

### (2)地域の教育力の向上と多様な体験活動・学習の推進

子どもの心を豊かにし、人間性、社会性を育むため、地域住民や関係機関等の協力により、多様な体験や学習など、子どもが活動できる地域環境を充実するとともに、地域における教育力の向上を図ります。

主な事業・取り組み	概要
社会教育振興に資する団体への支援 (生涯学習課)	子ども育成会やボーイスカウト等の社会教育活動を支援します。
学習センターの整備 (生涯学習課)	地域の社会教育・生涯学習の拠点として、地域のニーズに即した学習センターの整備を図ります。
青少年を対象とした教育講座の実施 (生涯学習課)	学習センターを拠点として、ヤングカレッジや少年教室等の体験学習の機会を創出します。
青少年指導員の配置 (生涯学習課)	学習センターに青少年指導員を配置し、青少年に対する生活指導や団体育成に努めます。
「子どもの夢を育む施設(こむこむ)」事業 (生涯学習課)	遊び、学び、情報発信、交流機能を備えた教育文化の複合施設として、時代のニーズに柔軟に対応した事業を推進します。

主な事業・取り組み	概要
福島地区中学生弁論大会の開催 (地域福祉課)	同世代の青少年に広く社会へ目を向ける機会を提供することや、青少年の生の声を聴くことができる機会の創出を図ります。
荒川フェスティバルの開催 (河川課)	荒川の環境保護や水害のリスクへの理解促進のため、フェスティバルを開催します。
ふくしまエコ探検隊の実施 (環境課)	小学校4～6年生を対象に、環境教室を実施し、環境保全意識の高揚を図ります。
【再掲】 わいわい市民農園農業体験事業 (農業企画課)	市内の園児を対象に、農業体験を実施し、農業にふれあう機会を通して食育の推進を図ります。
民家園の運営と年中行事の開催 (文化振興課)	田おこしや田植え、昔の農村の暮らしを体験する「昔の一日」などの行事を開催し、先人の暮らしの知恵を後世に伝えます。
心ふれあい音楽鑑賞教室の開催 (文化振興課)	音楽鑑賞を通じて、子どもたちの音楽への関心を高め、音楽文化の向上を図ります。
図書館情報の提供 (図書館)	年齢別のブックリスト等を発行し、子どもの読書活動を推進します。
夏休み手作り絵本教室の開催 (図書館)	子どもたちが手作り絵本を作成する体験教室を開催します。
ものづくり教室の開催 (商工業振興課)	小学生を対象としたものづくり教室を開催し、ものづくりへの興味や関心を深めることで、次代の製造業の担い手の育成を図ります。
企業・工場見学会の開催 (商工業振興課)	企業・工場見学を通して、将来の人材確保に向けた製造業のイメージアップと就職時におけるUターンを促進します。
少年を対象にした各種体験教室等の開催 (生涯学習課)	各学習センターにおいて、地域の特性を活かした様々な体験教室や長期休業中の学校支援、書道教室等を実施し、世代間交流を図りながら青少年の健全育成を推進します。
【再掲】 学校支援地域本部事業 (生涯学習課)	地域全体で学校の活動を支援する体制づくりを整備し、子どもたちの教育をよりよいものとするとともに地域の教育力の向上を図ります。

### (3)特色ある幼児教育・保育の推進

幼児教育・保育施設は、多様化する子育て世帯のニーズに対応するとともに、幼児教育・保育の質の向上に努める必要があります。

特色ある教育・保育を推進し、子どもたち一人ひとりが持つ能力を伸ばします。

主な事業・取り組み	概要
<b>【新規】</b> 特色ある幼児教育・保育の推進 (幼稚園・保育課)	外国語や芸術・文化活動等を通して、豊かな創造性や感性を育む教育を推進する幼児教育・保育施設を支援します。

## 2 市民との協働による子育て支援の推進

### (1)仕事と子育ての両立の推進

男女が共に子育てをしながら、多様な働き方が選択できるよう、職場や地域への意識啓発や就労に対する情報を提供します。

主な事業・取り組み	概要
就労者に対する制度周知 (産業雇用政策課)	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の法制度や働きながら子育てをするための各種制度を周知します。
企業に対する制度周知 (産業雇用政策課)	両立支援等助成金等、ワーク・ライフ・バランス※に取り組む企業への助成制度を周知します。

### (2)地域における子育て支援機関等との連携強化と活動の推進

地域共生社会の形成に向け、地域における子育て家庭の相談や子育て支援を行うために、民生委員・児童委員などとの連携強化を図るとともに、市民の主体的な子育て活動を支援します。

主な事業・取り組み	概要
民生委員・児童委員、主任児童委員との連携 (地域福祉課)	民生委員・児童委員、主任児童委員との情報共有に努めながら、地域課題へ対応します。
子育て支援ボランティアへの支援 (こども政策課)	子育て応援団などの子育て支援ボランティア団体による地域での親子交流活動を支援します。

※ワーク・ライフ・バランス…仕事（ワーク）と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動などの仕事以外の生活（ライフ）とのバランス。

主な事業・取り組み	概要
育児サークルへの支援 (こども政策課)	地域で活発な育児サークル活動が展開できるよう支援し、育児サークルから依頼があった際には、講座や研修会を実施します。
【再掲】 地域子育て支援拠点事業 (こども政策課)	地域子育て支援センターにおいて、在宅で子育てをする家庭の育児相談や遊びの場の提供などを行います。
放課後児童クラブにおける 地域等との連携強化 (こども政策課)	放課後児童クラブにおける地域や学校との連携・協力を強化し、地域における情報共有を図ります。
【再掲】 ファミリーサポートセンター事業 (こども政策課)	ファミリーサポートセンターにおいて、育児の援助を依頼したい保護者と育児を援助できる方を登録し、保護者への紹介、あっせんを行います。

### (3)地域コミュニティ活性化の推進

地域全体での子育て意識の向上を図り、地域における子育て支援ネットワーク形成を進めるために、多世代交流の場づくりや子育てのボランティア活動を支援します。

主な事業・取り組み	概要
多世代交流の推進 (長寿福祉課)	高齢者と他の世代間の交流に取り組む団体を支援し、地域交流の活性化を図ります。
【再掲】 地域母子保健推進事業の 実施 (健康推進課)	地域の子育て支援ボランティアと協働で、育児相談や交流の機会づくりを行い、育児不安の軽減に努めます。

### (4)地域における健全育成活動の推進

青少年の健全育成は、青少年の身近な地域における取り組みが重要であることから、各地域における活動体制の充実を図り、地域全体で青少年の健全育成を推進します。

主な事業・取り組み	概要
青少年健全育成推進会議の 支援 (こども政策課)	青少年健全育成推進会議の活動を支援し、青少年の健全育成を推進します。
街頭補導の実施 (こども政策課)	補導委員が街頭を巡回し、非行防止や課題の早期発見に努めます。
青少年のインターネット 安全利用啓発事業 (こども政策課)	青少年のインターネットの安全な利用について理解を深め、事件やトラブルを防止します。

主な事業・取り組み	概要
青少年問題協議会の開催 (こども政策課)	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策について、必要な事項の調査・審議を行います。
すこやかテレホン相談事業 (こども政策課)	青少年、保護者等の持つ様々な悩みや問題点に対し、相談者に解決に向けた助言を行います。

### 3 情報発信・相談支援の充実

スマートフォンの普及により、インターネットやアプリケーションなどで子育てについての多様な情報が発信されている中、保護者にとって適切な情報の選択が困難となっていることが懸念されます。

このため、情報発信及び相談支援体制を充実する必要があることから、次の施策を展開します。

主な事業・取り組み	概要
子育て支援ガイドブック「えがお」の発行 (こども政策課)	子育てに関する各種制度の概要や施設の案内などのほか、子育てに役立つ情報を掲載した、子育て支援ガイドブック「えがお」を作成し、情報発信します。
子育てアプリ「えがお」の運用 (こども政策課)	妊娠前や出産前の方、子育て中の若い世代やその家族に対し、各種子育て支援制度・サービスについて、子育てアプリ「えがお」で情報発信します。
【再掲】 利用者支援事業 (こども政策課) (こども家庭課)	子育てコーディネーターを配置し、子育て支援の情報提供及び相談、助言を実施します。また、子育て世代包括支援センターをワンストップ拠点として、妊娠期から子育て期の相談支援を行います。
【再掲】 保護者相談支援事業 (幼稚園・保育課)	保護者の相談窓口として専任職員を配置し、ニーズに合った多様な保育施設を紹介します。
【再掲】 地域育児相談会の開催 (健康推進課)	保健師が保育所や育児サークル等へ訪問し、健康相談や健康教育を実施します。

## 4 未来の子どもへの支援

### (1)子どもの権利の尊重

子どもの成長には、自ら考え、行動する力を養うことが重要であることから、子どもの人権を尊重するとともに、主体性を発揮できる場や機会の拡充を図ります。

主な事業・取り組み	概要
人権教育の推進 (学校教育課)	学校教育の中で、子どもの人権に関する認識を深めます。
児童福祉月間等における人権尊重思想の啓発 (こども家庭課)	子どもの権利擁護の意識啓発を図るとともに、子ども自身にも子どもの権利を普及啓発します。
福島市子ども議会の開催 (学校教育課)	子どもが発言する機会をつくとともに、市政への理解を深めてもらうため、子ども議会を開催します。

### (2)次世代の保護者の育成

次世代が子どもを産み育てることへの責任と素晴らしさへの認識を深める環境づくりを推進します。

また、次世代が自らのライフプランを前向きに思い描くことができるよう、健全な心身の育ちを支援します。

主な事業・取り組み	概要
男女共同参画情報紙「さんかくBook」の発行 (男女共同参画センター)	市政だよりに折込み全戸配付を行うなど、男女共同参画意識の啓発を図ります。
男女共生セミナー等の開催 (男女共同参画センター)	各種講座等を開催し、男女共同参画の意識を醸成します。
結婚等についての意識の啓発 (定住交流課)	婚活イベントの開催や情報発信を行い、講演・セミナーなど結婚に対する意識の向上を図ります。
子育て講演会の開催 (こども政策課)	心豊かな子育てに寄与するため講演会を実施し、保護者の子育てへの不安や負担感を軽減します。
中学生等の保育体験の実施 (幼稚園・保育課) (学校教育課)	乳幼児と接する機会づくりのため、中学生・高校生を対象に、保育の現場体験を実施します。
思春期保健事業 (こども家庭課) (健康推進課)	次世代を対象として、妊娠や出産、性に関する正しい知識を学ぶことにより、自己肯定感を高め、自らのライフプランを前向きに思い描くことができるよう、健康教育等を実施します。

主な事業・取り組み	概要
性教育の推進 (学校教育課)	男女共同意識、性教育等について、保健学習等で指導に努めます。
語り合いネットワーク推進事業 (生涯学習課)	子育てに関する学習機会と交流の場を提供し、各学校 PTA 教養講座等で実施する家庭教育関係事業を支援します。
家庭教育学級の開催 (生涯学習課)	学習センターで家庭教育学級を開催し、育児についての学習、参加者同士の交流をとおして、子育てを支援します。

## 5 子どものえがお条例(仮称)の制定【重点施策】

地域における子育てしやすい社会環境づくり推進のため、条例を制定します。  
地域社会全体で子育てを支援する機運を高め、日本一の子育て環境づくりを目指します。

主な事業・取り組み	概要
<b>【新規】</b> 子どものえがお条例(仮称)の制定 (こども政策課)	日本一の子育て環境を目指す条例を制定し、本市独自の特色ある子育て支援施策を推進します。

# 子ども・子育て支援の新ステージへ

未来を担う子どもたちを安心して産み育てることのできる環境づくりが喫緊の課題です。

また、国による幼児教育・保育の無償化が始まり、子ども・子育て施策が新たな段階を迎えています。

本市の子ども・子育て支援施策についても、待機児童をゼロにし、維持することを最優先に取り組みつつ、既存施策を見直しながら喫緊に求められる新たな施策を展開します。

「ここで育ってよかった」と子どもが思えるよう、「子育てするなら福島市」と称されるよう、新規事業による子育て施策を推進し、子ども・子育て新ステージを展開します。

## 子ども・子育て新ステージ2020推進事業

### 1 子どものえがお条例（仮称）の制定

日本一の子育て環境を目指す条例を制定し、本市独自の特色ある子ども・子育て支援施策を推進します。

### 2 病児・病後児保育の拡充

保護者の就労希望の高まりと就労形態が多様化する中、安心・安全な子育て環境を実現するため、病児・病後児保育を充実します。

### 3 休日保育の拡充

就労形態が多様化する中で、休日保育の需要が高まっているため、さらに休日保育の充実を図ります。

### 4 病児・病後児等緊急対策の拡充

24時間緊急保育にかかる部分を民間事業者と連携し、子育てサポートのセーフティネットを拡充します。

### 5 特色ある幼児教育・保育の推進

外国語や芸術・文化活動等を通して、豊かな創造性や感性を育む教育を推進する幼児教育・保育施設を支援します。

## 6 保育施設・放課後児童クラブ 多身世帯利用者負担軽減

保育施設及び放課後児童クラブの利用者負担額を軽減します。

## 7 福島型給食推進事業

学校給食、幼稚園・保育所等の給食において、福島市産の米・野菜等の使用を拡大することで、子どもたちの地産地消への意識を高めるとともに、保護者負担の一部を軽減します。

## 8 放課後児童支援員等処遇改善の強化

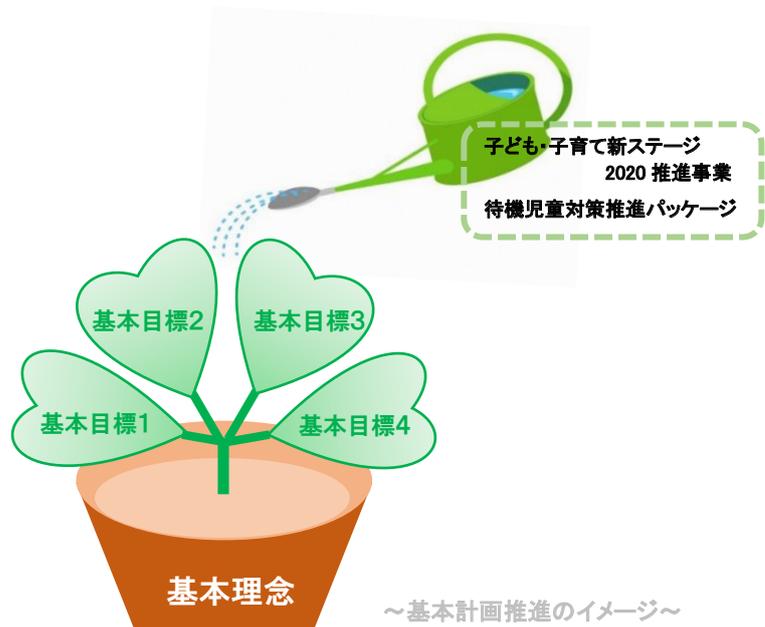
経験豊かな放課後児童支援員や地域との連携を担当する支援員を配置する放課後児童クラブに対して、処遇改善を充実し、質の向上を図ります。

## 9 国民健康保険税の負担軽減

国民健康保険税の18歳未満の子どもの均等割課税額を軽減します。

## 10 子育て世帯応援手当及び幼稚園元気アップ支援費補助金の廃止

新たな子育て支援施策の実施や既存事業を拡充することで、より充実した子育て支援体制を構築します。



# 待機児童ゼロとその維持に向けて

「保育の受け皿の拡大」と「保育士の確保」を2本の柱とした待機児童対策推進パッケージを推進し、待機児童の早期解消に努めるため、次の施策を展開します。

## 待機児童対策推進パッケージ

### 1 保育の受け皿の拡大

#### (1) 施設整備による利用定員の拡大

認可保育施設の新設や増改築等により保育定員を拡大するとともに、企業主導型保育<sup>\*</sup>施設の整備を促進します。

#### (2) 既存施設での受け入れ拡大

預かり保育を充実させる幼稚園を支援するとともに、保護者の相談業務を実施し、多様な保育サービスとのマッチングを行います。また、入所選者にAI<sup>\*</sup>を活用し、マッチングを拡大します。

### 2 保育士の確保

#### (1) 保育士の処遇改善

保育士の宿舎を借り上げる保育施設に対し、その経費の一部を補助し、保育士の処遇を改善します。

#### (2) 労働環境の改善

保育士の業務をサポートする支援員の雇用を支援し、保育士の事務負担を軽減するとともに、施設に対する巡回による助言や施設長を対象とする研修の実施により働きやすい環境の整備を促進します。

#### (3) 就労支援

保育士相談や保育人材バンクの活用により就労希望者と施設をマッチングするとともに、就職相談会や保育施設見学会の開催等により就労を支援します。

また、施設での実地研修を実施するなど潜在保育士の就労を支援するとともに、UIJターンする保育士の就労支援や保育士を目指す学生への奨学資金貸付などにより、保育人材を確保します。

<sup>\*</sup>企業主導型保育…企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設。

<sup>\*</sup>AI…人工知能。artificial intelligence の略称。



## **第5章 需要量の見込みとサービス提供量の確保**

## 第1節 需要量の見込みとサービス提供計画について

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、令和2年度から令和6年度の計画期間中における需要量の見込みと需要量の見込みに対応するサービス提供体制の確保方策を定めることとなっています。

なお、これらについては、推計人口や各事業の実績、平成30年度に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ、教育・保育のニーズ量を捉えるために設定した提供区域単位に算出しています。

## 第2節 人口推計

### 1. 算出方法

平成29年から平成31年（各年4月1日現在）の住民基本台帳人口を基礎として、0歳人口の推計は、「女性子ども比」※を出生率とし、1～11歳人口の推計は「コーホート変化率法」※を用いて算出しています。

また、これまで実施してきた本市における子育て支援施策や住宅施策の緩和等の効果として女性人口の社会増が見込めるため、本市の人口ビジョンを勘案して推計しています。

### 2. 推計人口結果

【各年4月1日現在】

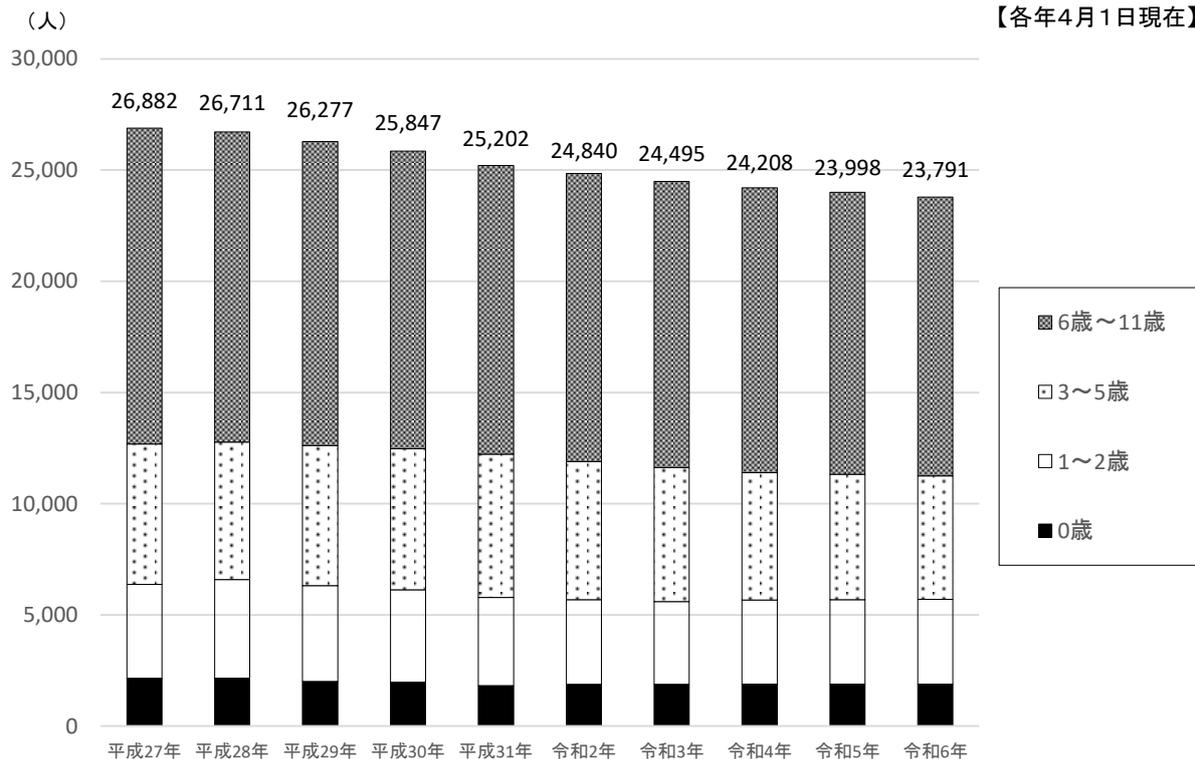
年齢						推計人口				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	2,148	2,159	2,000	1,974	1,809	1,868	1,874	1,880	1,884	1,890
1～2歳	4,219	4,424	4,323	4,157	3,973	3,813	3,724	3,790	3,803	3,813
3～5歳	6,323	6,185	6,294	6,332	6,450	6,213	6,028	5,727	5,628	5,547
6歳～11歳	14,192	13,943	13,660	13,384	12,970	12,946	12,869	12,811	12,683	12,541
合計	26,882	26,711	26,277	25,847	25,202	24,840	24,495	24,208	23,998	23,791
対前年比	▲ 286	▲ 171	▲ 434	▲ 430	▲ 645	▲ 362	▲ 345	▲ 287	▲ 210	▲ 207

※女性子ども比…「当該年の0歳児の数」÷「15歳～49歳の女性の数」で算出される。人口推計において、出生率として扱われる。

※コーホート変化率法…自然増減要因と社会増減要因を区別せず、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【図 0～11歳の実績人口と推計人口】

【各年4月1日現在】



【図 年齢別・年別推計人口】

【各年4月1日現在】

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	1,868	1,874	1,880	1,884	1,890
1歳	1,841	1,901	1,907	1,914	1,918
2歳	1,972	1,823	1,883	1,889	1,895
3歳	1,964	1,953	1,806	1,866	1,872
4歳	2,112	1,969	1,958	1,810	1,871
5歳	2,137	2,106	1,963	1,952	1,804
6歳	2,211	2,147	2,116	1,972	1,961
7歳	1,987	2,220	2,156	2,125	1,980
8歳	2,126	2,001	2,236	2,171	2,140
9歳	2,136	2,138	2,011	2,248	2,183
10歳	2,212	2,140	2,142	2,015	2,252
11歳	2,274	2,223	2,150	2,152	2,025
合計	24,840	24,495	24,208	23,998	23,791
対前年増減	▲362	▲345	▲287	▲210	▲207

## 第3節 教育・保育提供区域等

### 1. 定義

「子ども・子育て支援法第 61 条」により、市町村が子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して設定し、区域毎に事業の必要量を算出することとされています。

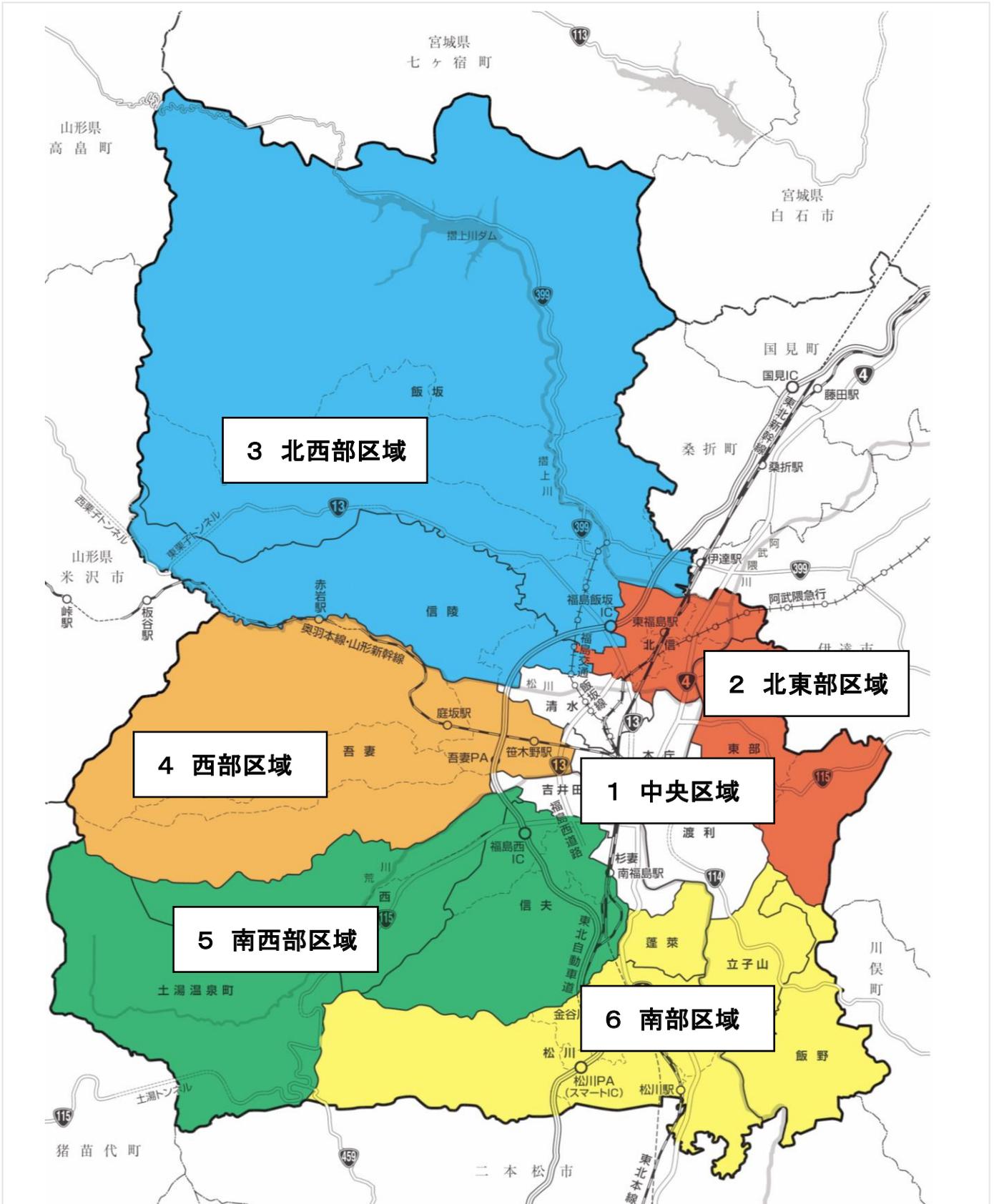
なお、この区分に基づき施設整備等を検討することになりますが、利用者の事業選択を制限するものではありません。

### 2. 教育・保育提供区域の設定

本計画の策定にあたって、市民の生活の動線や施設の整備状況等を勘案し、教育・保育提供区域を次のとおり設定します。

区 域	概 要
①中央区域	本庁、渡利支所、杉妻支所、清水支所、吉井田支所管内
②北東部区域	東部支所、北信支所管内
③北西部区域	信陵支所、飯坂支所管内
④西部区域	吾妻支所管内
⑤南西部区域	西支所、土湯温泉町支所、信夫支所管内
⑥南部区域	立子山支所、松川支所、蓬萊支所、飯野支所管内

【図 教育・保育提供区域】



## 第4節 需要量の見込みとサービス提供体制の確保方策

前節までの考え方を踏まえ、需要量の見込みに対し、次のようにサービス提供量を確保します。

### 1. 幼児教育・保育事業

認定区分ごとの利用できる施設・事業の概要

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業	利用内容
1号認定	●満3歳以上 ●教育を希望する就学前の子ども	・幼稚園 ・認定こども園	○教育標準時間で利用
2号認定	●満3歳以上 ●保育を必要とする就学前の子ども	・保育所 ・認定こども園	○保育短時間での利用※ ○保育標準時間での利用※
3号認定	●満3歳未満 ●保育を必要とする就学前の子ども	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業など	○保育短時間での利用※ ○保育標準時間での利用※

※親の就労時間などにより、利用できる時間が異なります。(短時間:最大8時間、標準時間:最大11時間)



## (1) 全体計画

(単位:人)

認定区分	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	①需要量の見込み	2,978	2,889	2,743	2,699	2,659
	保育の必要なし	926	898	852	840	827
	保育の必要あり	2,052	1,991	1,891	1,859	1,832
	②確保方策	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735
	幼稚園・認定こども園	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335
	新制度に未移行の幼稚園	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	②-①	757	846	992	1,036	1,076
2号認定	①需要量の見込み	2,973	2,884	2,736	2,692	2,652
	②確保方策	3,460	3,460	3,460	3,460	3,460
	認可保育施設	2,968	2,968	2,968	2,968	2,968
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	492	492	492	492	492
	②-①	487	576	724	768	808
3号認定 (1・2歳児)	①需要量の見込み	2,125	2,218	2,426	2,431	2,437
	②確保方策	2,218	2,218	2,444	2,444	2,444
	認可保育施設	1,637	1,637	1,863	1,863	1,863
	地域型保育	313	313	313	313	313
	認可外保育施設	268	268	268	268	268
		②-①	93	0	18	13
3号認定 (0歳児)	①需要量の見込み	436	467	497	498	499
	②確保方策	630	630	630	630	630
	認可保育施設	496	496	496	496	496
	地域型保育	80	80	80	80	80
	認可外保育施設	54	54	54	54	54
		②-①	194	163	133	132

## (2)地区別計画

### ○幼児教育(1号認定)

(単位:人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央	①需要量の見込み	1,277	1,228	1,147	1,128	1,111
	保育の必要なし	402	386	357	350	346
	保育の必要あり	875	842	790	778	765
	②確保方策	1,496	1,496	1,496	1,496	1,496
	幼稚園・認定こども園	486	486	486	486	486
	新制度に未移行の幼稚園	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
	②-①	219	268	349	368	385
北東部	①需要量の見込み	608	590	560	551	543
	保育の必要なし	189	183	174	172	169
	保育の必要あり	419	407	386	379	374
	②確保方策	778	778	778	778	778
	幼稚園・認定こども園	258	258	258	258	258
	新制度に未移行の幼稚園	520	520	520	520	520
	②-①	170	188	218	227	235
北西部	①需要量の見込み	268	259	247	242	239
	保育の必要なし	84	81	76	76	74
	保育の必要あり	184	178	171	166	165
	②確保方策	365	365	365	365	365
	幼稚園・認定こども園	265	265	265	265	265
	新制度に未移行の幼稚園	100	100	100	100	100
	②-①	97	106	118	123	126
西部	①需要量の見込み	226	219	208	205	202
	保育の必要なし	70	68	65	64	63
	保育の必要あり	156	151	143	141	139
	②確保方策	356	356	356	356	356
	幼稚園・認定こども園	66	66	66	66	66
	新制度に未移行の幼稚園	290	290	290	290	290
	②-①	130	137	148	151	154
南西部	①需要量の見込み	385	385	384	378	373
	保育の必要なし	114	115	119	118	116
	保育の必要あり	271	270	265	260	257
	②確保方策	385	385	385	385	385
	幼稚園・認定こども園	165	165	165	165	165
	新制度に未移行の幼稚園	220	220	220	220	220
	②-①	0	0	1	7	12
南部	①需要量の見込み	214	208	197	195	191
	保育の必要なし	67	65	61	60	59
	保育の必要あり	147	143	136	135	132
	②確保方策	355	355	355	355	355
	幼稚園・認定こども園	95	95	95	95	95
	新制度に未移行の幼稚園	260	260	260	260	260
	②-①	141	147	158	160	164

○保育(2号認定)

(単位:人)

認定区分	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央	①需要量の見込み	1,410	1,353	1,271	1,249	1,226
	②確保方策	1,621	1,621	1,621	1,621	1,621
	認可保育施設	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	229	229	229	229	229
	②-①	211	268	350	372	395
北東部	①需要量の見込み	566	550	522	513	506
	②確保方策	619	619	619	619	619
	認可保育施設	501	501	501	501	501
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	118	118	118	118	118
	②-①	53	69	97	106	113
北西部	①需要量の見込み	318	318	307	302	298
	②確保方策	318	318	318	318	318
	認可保育施設	318	318	318	318	318
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	②-①	0	0	11	16	20
西部	①需要量の見込み	156	156	156	156	156
	②確保方策	156	156	156	156	156
	認可保育施設	149	149	149	149	149
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	7	7	7	7	7
	②-①	0	0	0	0	0
南西部	①需要量の見込み	258	250	237	233	230
	②確保方策	408	408	408	408	408
	認可保育施設	352	352	352	352	352
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	56	56	56	56	56
	②-①	150	158	171	175	178
南部	①需要量の見込み	265	257	243	239	236
	②確保方策	338	338	338	338	338
	認可保育施設	256	256	256	256	256
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	82	82	82	82	82
	②-①	73	81	95	99	102

○保育(3号認定 1~2歳)

(単位:人)

認定区分	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央	①需要量の見込み	1,072	1,093	1,093	1,093	1,093
	②確保方策	1,093	1,093	1,093	1,093	1,093
	認可保育施設	796	796	796	796	796
	地域型保育	155	155	155	155	155
	認可外保育施設	142	142	142	142	142
	②-①	21	0	0	0	0
北東部	①需要量の見込み	434	434	546	546	546
	②確保方策	434	434	546	546	546
	認可保育施設	326	326	438	438	438
	地域型保育	70	70	70	70	70
	認可外保育施設	38	38	38	38	38
	②-①	0	0	0	0	0
北西部	①需要量の見込み	194	194	252	252	252
	②確保方策	194	194	252	252	252
	認可保育施設	153	153	211	211	211
	地域型保育	41	41	41	41	41
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	②-①	0	0	0	0	0
西部	①需要量の見込み	87	87	143	143	143
	②確保方策	87	87	143	143	143
	認可保育施設	86	86	142	142	142
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
南西部	①需要量の見込み	199	231	231	231	231
	②確保方策	231	231	231	231	231
	認可保育施設	134	134	134	134	134
	地域型保育	47	47	47	47	47
	認可外保育施設	50	50	50	50	50
	②-①	32	0	0	0	0
南部	①需要量の見込み	139	179	161	166	172
	②確保方策	179	179	179	179	179
	認可保育施設	142	142	142	142	142
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	37	37	37	37	37
	②-①	40	0	18	13	7

○保育(3号認定 0歳)

(単位:人)

認定区分	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央	①需要量の見込み	189	201	216	216	216
	②確保方策	292	292	292	292	292
	認可保育施設	234	234	234	234	234
	地域型保育	28	28	28	28	28
	認可外保育施設	30	30	30	30	30
	②-①	103	91	76	76	76
北東部	①需要量の見込み	105	113	119	120	120
	②確保方策	154	154	154	154	154
	認可保育施設	117	117	117	117	117
	地域型保育	24	24	24	24	24
	認可外保育施設	13	13	13	13	13
	②-①	49	41	35	34	34
北西部	①需要量の見込み	45	48	51	51	51
	②確保方策	59	59	59	59	59
	認可保育施設	44	44	44	44	44
	地域型保育	15	15	15	15	15
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	②-①	14	11	8	8	8
西部	①需要量の見込み	30	32	34	34	35
	②確保方策	39	39	39	39	39
	認可保育施設	39	39	39	39	39
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	②-①	9	7	5	5	4
南西部	①需要量の見込み	41	44	47	47	47
	②確保方策	56	56	56	56	56
	認可保育施設	35	35	35	35	35
	地域型保育	13	13	13	13	13
	認可外保育施設	8	8	8	8	8
	②-①	15	12	9	9	9
南部	①需要量の見込み	26	29	30	30	30
	②確保方策	30	30	30	30	30
	認可保育施設	27	27	27	27	27
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	3	3	3	3	3
	②-①	4	1	0	0	0

## 2. 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

子育てコーディネーターを配置し、子育て支援の情報提供及び相談、助言を実施します。

また、子育て世代包括支援センターをワンストップ拠点として、妊娠期から子育て期の相談支援を行います。

(単位:実施箇所数)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①需要量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	②確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	②-①	0	0	0	0	0

### (2) 延長保育事業

保育所等において在園児を対象に、通常の保育時間を延長して保育を実施します。

(単位:人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①需要量の見込み	831	866	900	893	889
	②確保方策	831	866	900	893	889
	②-①	0	0	0	0	0

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央	①需要量の見込み	384	401	417	414	411
	②確保方策	384	401	417	414	411
	②-①	0	0	0	0	0
北東部	①需要量の見込み	167	174	181	180	179
	②確保方策	167	174	181	180	179
	②-①	0	0	0	0	0
北西部	①需要量の見込み	90	94	98	97	97
	②確保方策	90	94	98	97	97
	②-①	0	0	0	0	0
西部	①需要量の見込み	48	50	52	51	51
	②確保方策	48	50	52	51	51
	②-①	0	0	0	0	0
南西部	①需要量の見込み	75	78	81	80	80
	②確保方策	75	78	81	80	80
	②-①	0	0	0	0	0
南部	①需要量の見込み	67	69	71	71	71
	②確保方策	67	69	71	71	71
	②-①	0	0	0	0	0

### (3)放課後児童健全育成事業

放課後の子どもの安全な居場所を提供するため各地域の需要に応じて、放課後児童クラブを整備します。(児童センター分を含む)

(単位:人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①需要量の見込み	3,047	3,178	3,313	3,253	3,185
	1年生	885	900	933	871	858
	2年生	697	808	814	802	748
	3年生	626	616	717	697	687
	4年生	421	436	424	474	460
	5年生	280	279	287	270	302
	6年生	138	139	138	139	130
	②確保方策	3,386	3,386	3,426	3,426	3,426
②-①	339	208	113	173	241	

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央	①需要量の見込み	1,213	1,311	1,370	1,309	1,247
	②確保方策	1,381	1,381	1,381	1,381	1,381
	②-①	168	70	11	72	134
北東部	①需要量の見込み	486	508	530	520	508
	②確保方策	552	552	552	552	552
	②-①	66	44	22	32	44
北西部	①需要量の見込み	343	356	375	367	359
	②確保方策	413	413	413	413	413
	②-①	70	57	38	46	54
西部	①需要量の見込み	276	287	273	281	288
	②確保方策	289	289	289	289	289
	②-①	13	2	16	8	1
南西部	①需要量の見込み	449	429	489	498	498
	②確保方策	463	463	503	503	503
	②-①	14	34	14	5	5
南部	①需要量の見込み	280	287	276	278	285
	②確保方策	288	288	288	288	288
	②-①	8	1	12	10	3

#### (4)子育て短期支援事業

保護者が疾病、出産、育児疲れ、育児不安などにより、一時的に家庭で養育が困難となった場合に、児童養護施設等での子どもの一時的な預かりの充実を図ります。

(単位:人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①需要量の見込み(延べ人数)	97	103	110	117	125
	②確保方策(延べ人数)	97	103	110	117	125
	②-①	0	0	0	0	0

#### (5)乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月から4か月までの乳児のいる家庭を対象に、こんにちは赤ちゃん応援隊、保健師、助産師等が訪問し子育てを支援します。

(単位:人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①需要量の見込み	1,868	1,874	1,880	1,884	1,890
	②確保方策	1,868	1,874	1,880	1,884	1,890
	②-①	0	0	0	0	0

#### (6)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士・ヘルパー等がその居宅を訪問し、家事援助や養育に関する指導、助言等を行います。

(単位:人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①需要量の見込み(延べ人数)	404	406	408	410	412
	②確保方策(延べ人数)	404	406	408	410	412
	②-①	0	0	0	0	0

## (7)地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターにおいて、在宅で子育てをする家庭の育児相談や遊びの場の提供などを行います。

(単位:①人、②実施箇所数)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①需要量の見込み(延べ人数)	96,804	95,376	96,612	96,912	97,164
	②確保方策	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所
	②-①	-	-	-	-	-

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央	①需要量の見込み(延べ人数)	39,828	39,228	39,744	39,864	39,972
	②確保方策	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	②-①	-	-	-	-	-
北東部	①需要量の見込み(延べ人数)	18,576	18,312	18,540	18,600	18,648
	②確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	②-①	-	-	-	-	-
北西部	①需要量の見込み(延べ人数)	10,824	10,656	10,800	10,836	10,860
	②確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	②-①	-	-	-	-	-
西部	①需要量の見込み(延べ人数)	7,992	7,872	7,980	8,004	8,028
	②確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	②-①	-	-	-	-	-
南西部	①需要量の見込み(延べ人数)	12,432	12,252	12,408	12,444	12,480
	②確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②-①	-	-	-	-	-
南部	①需要量の見込み(延べ人数)	7,152	7,056	7,140	7,164	7,176
	②確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②-①	-	-	-	-	-

## (8)一時預かり事業

### 【幼稚園型】

幼稚園において在園児を対象として、教育時間以外の時間帯や長期休みの期間中に子どもを預かります。

(単位:人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①需要量の見込み(延べ人数)	141,742	145,305	145,444	142,930	140,873
	②確保方策(延べ人数)	141,742	145,305	145,444	142,930	140,873
	②-①	0	0	0	0	0

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央	①需要量の見込み(延べ人数)	55,153	56,539	56,593	55,614	54,815
	②確保方策(延べ人数)	55,153	56,539	56,593	55,614	54,815
	②-①	0	0	0	0	0
北東部	①需要量の見込み(延べ人数)	31,237	32,023	32,054	31,499	31,046
	②確保方策(延べ人数)	31,237	32,023	32,054	31,499	31,046
	②-①	0	0	0	0	0
北西部	①需要量の見込み(延べ人数)	10,492	10,755	10,765	10,580	10,427
	②確保方策(延べ人数)	10,492	10,755	10,765	10,580	10,427
	②-①	0	0	0	0	0
西部	①需要量の見込み(延べ人数)	11,800	12,097	12,109	11,900	11,728
	②確保方策(延べ人数)	11,800	12,097	12,109	11,900	11,728
	②-①	0	0	0	0	0
南西部	①需要量の見込み(延べ人数)	22,918	23,493	23,516	23,109	22,777
	②確保方策(延べ人数)	22,918	23,493	23,516	23,109	22,777
	②-①	0	0	0	0	0
南部	①需要量の見込み(延べ人数)	10,142	10,398	10,407	10,228	10,080
	②確保方策(延べ人数)	10,142	10,398	10,407	10,228	10,080
	②-①	0	0	0	0	0

【一般型】

保育所等において、主に保育所や幼稚園等に通っていない乳幼児を対象として、保護者がパート就労や病気などの場合に、一時的に子どもを預かります。

(単位:人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①需要量の見込み(延べ人数)	16,789	17,178	18,193	18,063	17,961
	②確保方策(延べ人数)	16,789	17,178	18,193	18,063	17,961
	②-①	0	0	0	0	0

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央	①需要量の見込み(延べ人数)	7,016	7,180	7,604	7,550	7,507
	②確保方策(延べ人数)	7,016	7,180	7,604	7,550	7,507
	②-①	0	0	0	0	0
北東部	①需要量の見込み(延べ人数)	3,430	3,510	3,717	3,690	3,669
	②確保方策(延べ人数)	3,430	3,510	3,717	3,690	3,669
	②-①	0	0	0	0	0
北西部	①需要量の見込み(延べ人数)	1,508	1,543	1,634	1,622	1,613
	②確保方策(延べ人数)	1,508	1,543	1,634	1,622	1,613
	②-①	0	0	0	0	0
西部	①需要量の見込み(延べ人数)	1,274	1,303	1,380	1,371	1,363
	②確保方策(延べ人数)	1,274	1,303	1,380	1,371	1,363
	②-①	0	0	0	0	0
南西部	①需要量の見込み(延べ人数)	2,353	2,406	2,548	2,530	2,516
	②確保方策(延べ人数)	2,353	2,406	2,548	2,530	2,516
	②-①	0	0	0	0	0
南部	①需要量の見込み(延べ人数)	1,208	1,236	1,310	1,300	1,293
	②確保方策(延べ人数)	1,208	1,236	1,310	1,300	1,293
	②-①	0	0	0	0	0

(9)病児・病後児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、保育所等において病気の子どもを一時的に保育するほか、保育所等において保育中に体調不良となった子どもへの緊急対応を行います。

(単位:人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①需要量の見込み(延べ人数)	1,913	1,927	1,958	1,943	1,932
	②確保方策(延べ人数)	1,913	1,927	1,958	1,943	1,932
	②-①	0	0	0	0	0

### (10)ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターにおいて、育児の援助を依頼したい保護者と育児を援助できる方が登録し、保護者への紹介、あっせんを行います。

(単位:人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①需要量の見込み(延べ人数)	2,842	2,936	3,033	3,007	2,981
	②確保方策(延べ人数)	2,842	2,936	3,033	3,007	2,981
	②-①	0	0	0	0	0

### (11)妊婦健康診査

妊婦健康診査にかかる費用について、最大15回まで助成します。

(単位:人)

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①需要量の見込み(延べ人数)	28,110	28,200	28,260	28,350	28,440
	②確保方策(延べ人数)	28,110	28,200	28,260	28,350	28,440
	②-①	0	0	0	0	0

### (12)実費徴収に係る補足給付事業

幼稚園や保育所における食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。

(単位:人)

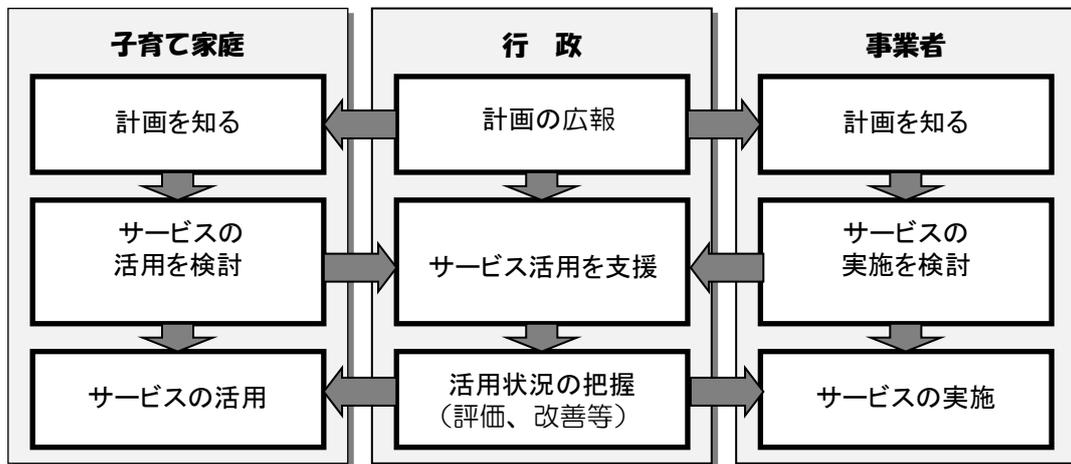
提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①需要量の見込み	337	329	323	321	319
	②確保方策	337	329	323	321	319
	②-①	0	0	0	0	0

## 第6章 計画の推進

## 第1節 計画の広報

計画を推進するためには、行政だけでなく、市民や事業者による主体的な取り組みも重要となります。市民の理解や協力が必要であるため、本計画について広報誌やホームページなど様々な媒体により広く広報し周知に努めます。

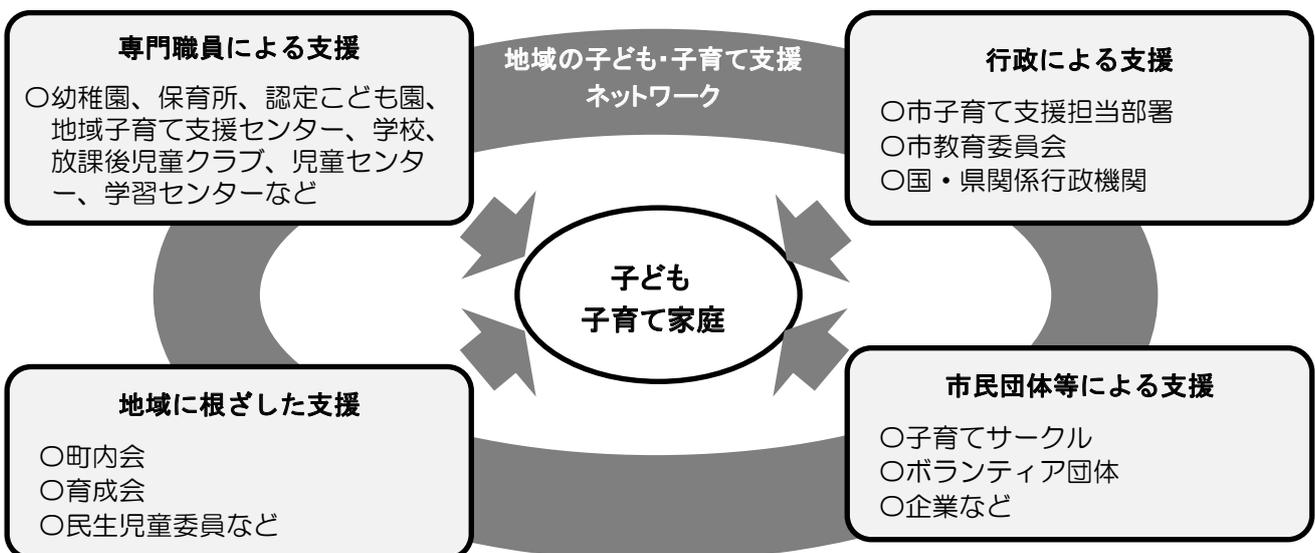
また、サービスについても、市民の視点に立った分かりやすい説明により周知します。



## 第2節 関係機関との連携と協働

子どもの健やかな成長を育むとともに保護者が安心して子育てを行うためには、家庭や教育・保育施設、地域、企業、行政などの相互の連携が必要です。

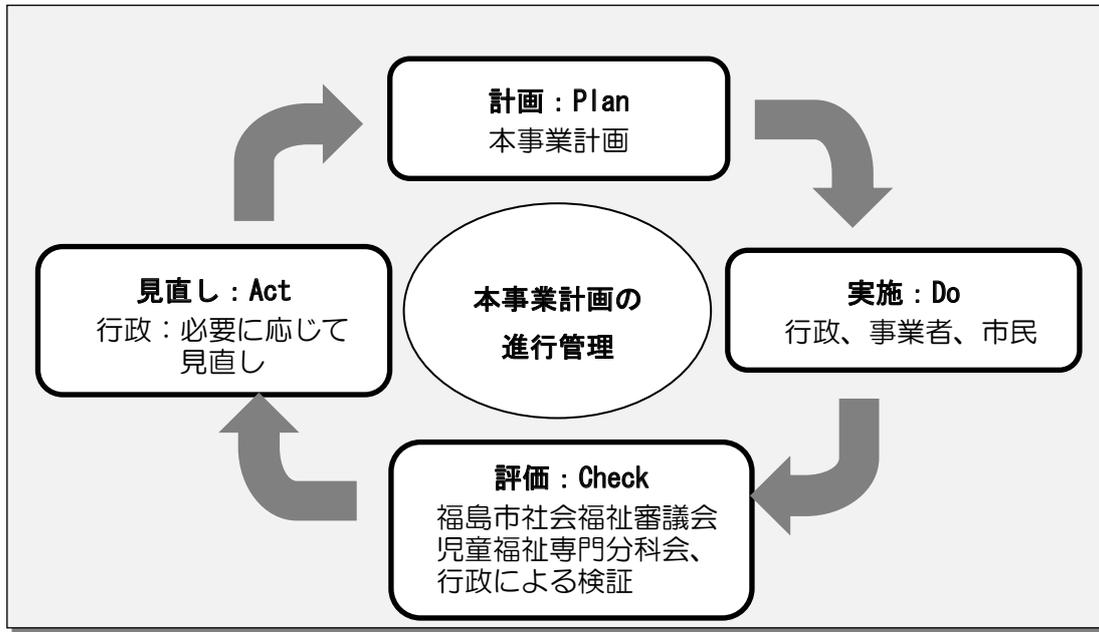
また、子どもや子育て家庭を身近で支援する体制も重要であるため、地域の保育士、保健師、教員等の専門職員や町内会、育成会、民生児童委員、子育てサークル、ボランティア団体、企業などが日常的に連携する地域のネットワークづくりを推進します。



### 第3節 計画の進行管理

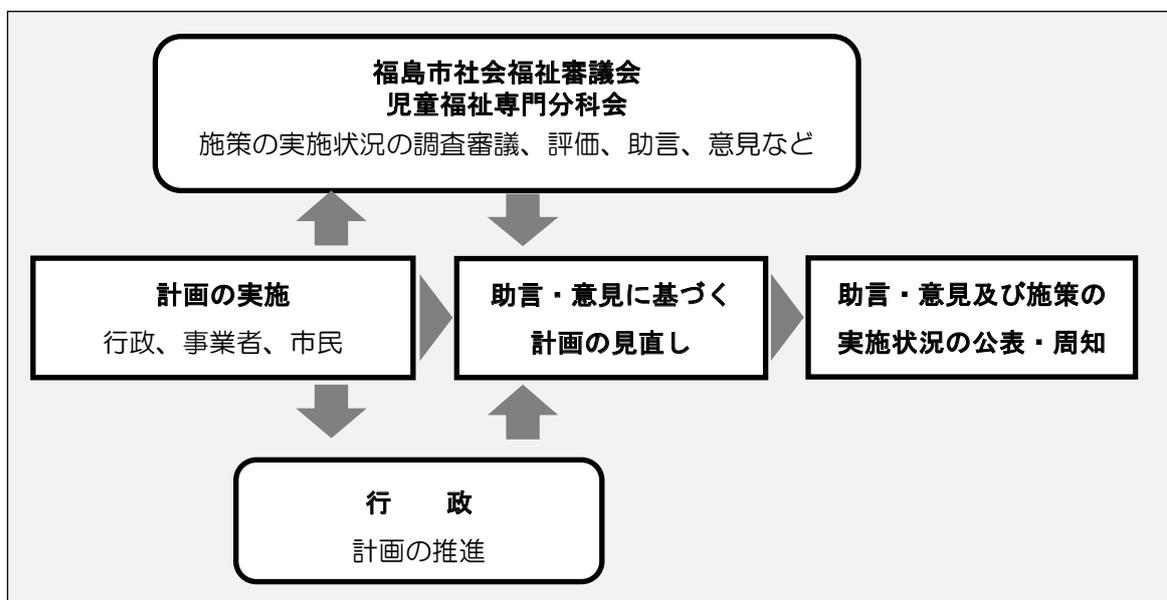
PDCAサイクルにもとづき進行管理し、毎年度検証・評価を行います。

なお、令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化による保育需要の変化等の状況に応じるとともに、女性の就労の状況など、今後の社会情勢の変化に伴う子育て支援策のニーズに早急に対応するため、本計画は計画期間中において必要に応じて見直しを行います。



## 第4節 福島市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

「福島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」は、子ども子育て支援法に定める「市町村子ども子育て会議」として、子どもの保護者や事業者の代表、学識経験者などで構成し、施策の実施状況の調査審議と評価を行うとともに、計画の推進へ向け、助言・意見などを行います。会議の協議内容は、市のホームページによりお知らせします。



## 第5節 広域的な連携の強化

子育て世代の教育・保育ニーズは多様化しており、市民による他自治体の教育・保育情報や施設利用、事業活用を求める動きがあります。また、他自治体の住民が本市のサービスを求める動きもあります。子ども・子育て支援は、近隣自治体や県と密接に関わるものであることから、広域的な連携を強化します。

## 參考資料

# 1. 計画策定の体制

## (1) 福島市子ども・子育て支援事業計画2020策定委員会

### 福島市子ども・子育て支援事業計画2020策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく福島市子ども・子育て支援事業計画2020（以下「事業計画」という。）の策定について、広く意見を求め、計画に反映させるため、福島市子ども・子育て支援事業計画2020策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、事業計画の原案を作成する。

#### (組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、紺野副市長をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、山本副市長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

#### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見等を求めることができる。

#### (幹事会)

第5条 事業計画に係る事業の集約及び原案の作成を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長にこども未来部次長、副幹事長にこども未来部こども政策課長をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは副幹事長がその職務を代理する。

6 幹事長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見等を求めることができる。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども未来部こども政策課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定めることができる。

※第3条別表1、第5条別表2

別表1 (第3条関係)

福島市子ども・子育て支援事業計画2020策定委員会

・副市長	・政策調整部長	・健康福祉部長
・教育長	・総務部長	・こども未来部長
・水道事業管理者	・財務部長	・建設部長
	・商工観光部長	・都市政策部長
	・農政部長	・教育部長
	・市民・文化スポーツ部長	・消防長
	・環境部長	・水道局長

別表2 (第5条関係)

福島市子ども・子育て支援事業計画2020策定幹事会

部 局	職 名
政策調整部	政策調整課長(庶務)
総務部	総務課長(庶務)、男女共同参画センター所長(ワークライフバランス等)
財務部	管財課長(庶務)、納税課長(子どもの貧困)
商工観光部	商業労政課長(庶務)
農政部	農業企画課長(庶務)
市民・文化スポーツ部	生活課長(庶務)
環境部	環境課長(庶務)
健康福祉部	地域福祉課長(庶務)、生活福祉課長(子どもの貧困等)、 障がい福祉課長(障がい児、子どもの貧困等)、 健康推進課長(地域の健康づくり、子どもの貧困等)、 放射線健康管理課長(健康管理等)
こども未来部	こども未来部次長、こども政策課長、幼稚園・保育課長
建設部	路政課長(庶務)、建築住宅課長(子どもの貧困等)
都市政策部	都市計画課長(庶務)
教育委員会	教育総務課長(庶務)、学校教育課長(幼児教育、子どもの貧困等)、 教育施設管理課長(学校給食、子どもの貧困等)、 教育研修課長(子どもの貧困等)、 生涯学習課長(放課後子ども教室、子どもの貧困等)
消防本部	消防総務課長(庶務)
水道局	水道総務課長(庶務)

## (2)福島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

### 福島市社会福祉審議会条例

#### (趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づき設置する福島市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 法第七条第一項に規定する社会福祉に関する事項（同法第十二条第一項に規定する児童福祉に関する事項を含む。）
- 二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項各号に掲げる事項
- 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

#### (任期等)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

#### (委員長及び副委員長)

第四条 法第十条の規定により、審議会に委員長を置くものとする。

- 2 委員長を補佐させるため、審議会に副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第五条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第三条第三項の規定により臨時委員を置いた場合における前二項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

### (専門分科会)

第六条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議等するため、次に掲げる専門分科会を置く。

- 一 民生委員審査専門分科会
- 二 障がい者福祉専門分科会
- 三 地域福祉専門分科会
- 四 高齢者福祉専門分科会
- 五 児童福祉専門分科会

2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。

3 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条第一項の規定に基づき委員長が指名する。

4 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

5 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあつては、委員に限る。第七項において同じ。）の互選によりこれを定める。

6 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

7 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

8 前条第一項及び第三項から第五項までの規定（民生委員審査専門分科会にあつては、第五項を除く。）は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、同条第一項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第三項及び第四項中「委員」とあるのは「専門分科会に属する委員」と、同条第五項中「委員と」とあるのは「専門分科会に属する委員と」と読み替えるものとする。

9 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

## 福島市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿

令和2年2月1日現在【敬称略】

NO	団 体 等	氏 名
1	福島市保育所保護者会連合会 副会長	荒井 麻由美
2	子育て応援団 顧問	氏家 京子
3	福島地区国公立幼稚園・こども園会 副会長	吉田 務
4	福島市小中学校PTA連合会 副会長	大須賀 祐香
5	学校法人 福島文化学園 認定こども園 今、ここ。瀬上 園長	栗花 澄子
6	社会福祉法人 青葉学園 常務理事	神戸 信行
7	福島市主任児童委員連絡会 会長	古関 久美子
8	福島県立医科大学附属病院 総合科学教育研究センター 教授	後藤 あや
9	福島市私立幼稚園保護者連合会 副会長	後藤 洋孝
10	連合福島 福島地区連合 事務局長	紺野 淳
11	福島県保育協議会県北支部 支部長	安齋 節子
12	株式会社 山川印刷所 常務取締役	立花 由里子
13	福島学院大学 福祉学部 部長	田辺 稔
14	桜の聖母短期大学 講師	長谷川 美香
15	一般社団法人 福島県助産師会	野地 妙子
16	一般社団法人 福島市私立幼稚園協会 理事長	細谷 實
17	福島市私立認可保育施設連合会 会長	山崎 麻弥子
18	福島市学童クラブ連絡協議会 会長	山田 和江
19	福島県社会福祉協議会 人材研修課 主幹	大和田 誠
20	キッズルームにじいろ 園長	渡辺 直美

子ども・子育て新ステージプラン  
《福島市子ども・子育て支援事業計画 2020》

福島市こども未来部 こども政策課  
〒960-8002 福島市森合町 10 番 1 号  
TEL (024) 572-3416

# 子ども・子育て新ステージプラン

福島市子ども・子育て支援事業計画2020